

南大隅町 地域防災計画



令和8年3月

南大隅町

改定記録

改定日	改訂種別	改定内容
平成20年5月	新規策定	2町合併による新規策定
平成21年6月	一部改訂	
平成22年6月	一部改訂	
平成23年6月	一部改訂	
平成27年6月	一部改訂	
平成28年7月	一部改訂	
令和元年5月30日	一部改訂	県計画等の改正に伴うもの
令和4年3月	一部改訂	基本法、県計画等の改正
令和8年3月		

南大隅町 地域防災計画

一般災害対策編

令和8年3月

南大隅町

目 次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的等.....	1
第1 計画の目的.....	1
第2 計画の構成.....	1
第2節 防災機関の業務の大綱.....	2
第1 町.....	2
第2 鹿児島県.....	2
第3 大隅肝属地区消防組合.....	3
第4 錦江警察署.....	3
第5 指定地方行政機関.....	3
第6 自衛隊.....	5
第7 指定公共機関及び指定地方公共機関.....	6
第8 その他の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者.....	8
第3節 町民及び事業所の基本的責務.....	9
第1 町民.....	9
第2 事業所.....	9
第4節 町の地域特性及び災害特性.....	10
第1 町の位置.....	10
第2 町の地形・地質.....	10
第3 町の気象概況.....	11
第4 町の災害履歴.....	11
第5節 災害の想定.....	12
第2章 災害予防.....	13
第1節 災害に強い施設等の整備.....	13
第1 土砂災害等の防止対策の推進.....	13
第2 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進.....	17
第3 防災構造化の推進.....	18
第4 建築物災害の防災対策の推進.....	20
第5 公共施設の災害防災対策の推進.....	21
第6 防災研究の推進.....	24
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	25
第1 防災組織の整備.....	25
第2 通信・広報体制（機器等）の整備.....	27
第3 気象観測体制の整備、観測資料の活用.....	29
第4 消防体制の整備.....	30

第5	避難体制の整備	31
第6	救助・救急体制の整備	40
第7	交通確保体制の整備	43
第8	輸送体制の整備	46
第9	医療体制の整備	47
第10	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	49
第11	複合災害対策体制の整備	55
第3節	町民の防災活動の促進	56
第1	防災知識の普及啓発	56
第2	防災訓練の効果的実施	59
第3	自主防災組織の育成強化	61
第4	町民及び事業者による地区内の防災活動の推進	64
第5	防災ボランティアの育成強化	65
第6	企業防災の促進	66
第7	要配慮者の安全確保	67
第3章	災害応急対策	71
第1節	活動体制の確立	71
第1	応急活動体制の確立	71
第2	情報伝達体制の確立	81
第3	災害救助法の適用及び運用	82
第4	広域応援体制	87
第5	自衛隊の災害派遣	90
第6	技術者、技能者及び労働者の確保	95
第7	ボランティアとの連携等	97
第2節	警戒避難期の応急対策	98
第1	気象警報等の収集・伝達	98
第2	災害情報・被害情報の収集・伝達	105
第3	広報	109
第4	水防・土砂災害等の防止対策	112
第5	消防活動	114
第6	避難の指示、誘導	115
第7	救助・救急	127
第8	交通確保・規制	128
第9	緊急輸送	132
第10	緊急医療	135
第11	要配慮者（避難行動要支援者）への緊急支援	138
第3節	事態安定期の応急対策	142
第1	避難所の運営	142
第2	食料の供給	145

第3	応急給水	148
第4	生活必需品の給与	149
第5	医療	151
第6	感染症予防対策	151
第7	動物保護対策	153
第8	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	153
第9	行方不明者の捜索、遺体の処理等	156
第10	住宅の供給確保	159
第11	文教対策	163
第12	義援金・義援物資等の取扱い	165
第13	農林水産産業災害の応急対策	166
第4節	社会基盤の応急対策	168
第1	電力施設の応急対策	168
第2	ガス施設の応急対策	168
第3	上水道施設の応急対策	169
第4	下水道施設の応急対策	170
第5	電気通信施設の応急対策	171
第6	道路・河川等の公共施設の応急対策	171
第4章	特殊災害	172
第1節	海上災害対策	172
第1	予防対策	172
第2	応急対策	173
第2節	道路事故対策	175
第1	予防対策	175
第2	応急対策	176
第3節	危険物等災害対策	178
第1	予防対策	178
第2	応急対策	179
第4節	林野火災対策	182
第1	予防対策	182
第2	応急対策	183
第5節	火山災害対策	185
第1	災害の想定	185
第2	予防対策	186
第3	応急対策	187
第6節	原子力災害対策	188
第1	予防対策	188
第2	応急対策	188

第5章 災害復旧・復興.....	189
第1節 公共土木施設等の災害復旧	189
第1 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進.....	189
第2 激甚災害の指定.....	190
第2節 被災者の災害復旧・復興支援	191
第1 被災者の生活確保.....	191
第2 被災者への融資措置.....	201

第1章 総則

第1節 計画の目的等

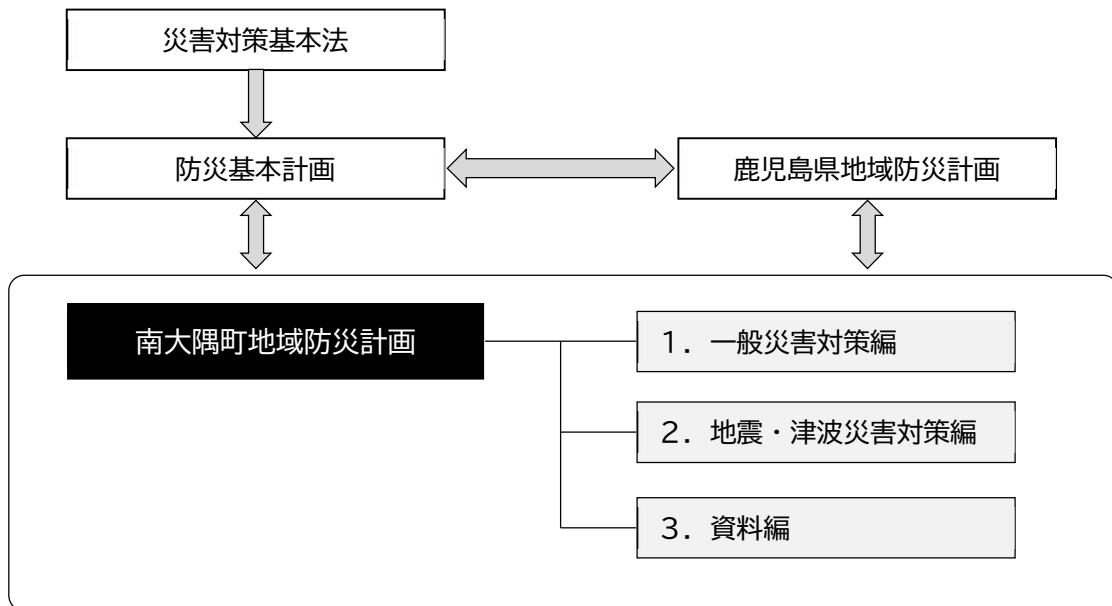
第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき南大隅町の地域における災害対策に関しておおむね次の事項を定め、もって防災の安全を期するものである。

- 1 南大隅町地域における災害の特性並びにその防災に関し、南大隅町及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務、又は業務の大綱
- 2 災害の発生を未然に防止するための防災対策及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害発生の防ぎよ、又は応急救助の実施その他災害の拡大を防止するための災害応急対策の計画
- 4 災害の復旧に関する計画

第2 計画の構成

本計画は、鹿児島県が示す「既往災害の教訓を生かし、県民の生命、身体及び財産を災害から守る」という計画の基本理念を南大隅町が実現するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。



第 1 章 総則
第 2 節 防災機関の業務の大綱

第 2 節 防災機関の業務の大綱

南大隅町地域にかかる防災に関し、南大隅町及び町内公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務、又は業務を処理するものである。

第 1 町

町は、第 1 段階の防災機関としておおむね以下の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県(知事)の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 南大隅町防災会議に関する事務に関する事。
(2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
(3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(4) 災害の防ぎよと拡大の防止の対策に関する事。
(5) 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
(6) 被災した町管理施設の応急対策に関する事。
(7) 災害時の文教、保健衛生対策に関する事。
(8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
(9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。
(10) 被災施設の復旧に関する事。
(11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。
(12) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力に関する事。

第 2 鹿児島県

県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね以下の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ町に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。
(2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。
(3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
(4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関する事。
(5) 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関する事。
(6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。
(7) 災害時の文教、保健衛生対策に関する事。
(8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。
(9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。
(10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。
(11) 被災施設の復旧に関する事。
(12) 町が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関する事。
(13) 災害対策に係る「九州・山口 9 県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。

第1章 総則
第2節 防災機関の業務の大綱

第3 大隅肝属地区消防組合

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害の予防、防ぎよと拡大防止の対策に関する事 (2) 消防機材の整備充実と訓練の実施に関する事 (3) 災害時における避難誘導、人命救助対策に関する事 (4) 災害時における危険物の災害防止対策に関する事

第4 錦江警察署

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害の予防に関する事 (2) 災害時における治安、交通等警察行政の調整に関する事

第5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関しおおむね以下の事項を担当するとともに、町及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 (6) 災害時における警察通信の運用に関する事 (7) 津波警報等の伝達に関する事
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関する事 (6) その他防災に関し財務局の所掌に関する事
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報に関する事 (2) 関係職員の現地派遣に関する事 (3) 関係機関との連絡調整に関する事 (4) その他防災に関し厚生局の所掌に関する事
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関する事 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関する事 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関する事 (4) 主要食料の安定供給対策に関する事 (5) その他防災に関し農政局の所掌に関する事

第1章 総則
第2節 防災機関の業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
大隅森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国有林野等の森林治水事業の実施及び施設等の防災管理に関すること。 (2) 災害応急用材の需給対策に関すること。
九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌に関すること。
九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気施設、ガス、火薬類等の保安の推進に関すること。 (2) 各取扱事業者に対する予防体制の確立の指導等に関すること。 (3) その他防災に関し産業保安監督部の所掌に関すること。
九州運輸局 (鹿兒島運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請に関すること。 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請に関すること。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌に関すること。
九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (4) 直轄河川の水防に関すること。 (5) 直轄国道の防災に関すること。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施に関すること。 (7) その他防災に関し整備局の所掌に関すること。
国土地理院 九州地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
福岡管区气象台 (鹿兒島地方气象台) (名瀬測候所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
第十管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。

第1章 総則
第2節 防災機関の業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第十管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌に関すること。
九州地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護に係る支援に関すること。
九州防衛局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整に関すること。 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整に関すること。
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) その他防災に関し労働局の所掌に関すること。

第6 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊 海上自衛隊第1航空群	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路等の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌に関すること。

第1章 総則
第2節 防災機関の業務の大綱

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関しおおむね以下の事項を担当するとともに、町及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
NTT西日本株式会社 (鹿児島支店)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信設備の防災対策に関する事。 (2) 災害時通信の確保対策に関する事。 (3) 被災設備の応急復旧対策に関する事。
日本郵便株式会社 (各郵便局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関する事。
日本銀行 (鹿児島支店)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ア 決済システムの安定的な運行に係る措置に関する事。 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事。 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事。 (5) 各種措置に関する広報に関する事。 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策に関する事。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における医療救護等に関する事。 (2) 災害時におけるこころのケアに関する事。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (5) 義援金の受付に関する事。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。

第 1 章 総則
第 2 節 防災機関の業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
独立行政法人 国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び 放送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
自動車輸送機関 (日本通運株式会社、公益社団法人鹿児島県バス協会、公益社団法人鹿児島県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力株式会社)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
肝属郡医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
肝付歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第1章 総則
第2節 防災機関の業務の大綱

第8 その他の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね以下の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、町及び県が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
医療施設経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学校法人	(1) 防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防対策に関すること。 (2) 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 (3) 災害時における応急教育の対策に関すること。 (4) 被災施設の災害復旧に関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
町内の漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第1章 総則
第3節 町民及び事業所の基本的責務

第3節 町民及び事業所の基本的責務

町民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 町民

基本的責務
<p>「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。</p> <p>日頃から自主的に風水害等に備え、防災訓練や防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携、協力する必要がある。</p> <p>また、町民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び町が実施する防災業務について自発的に協力し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

第2 事業所

基本的責務
<p>事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、町、県及びその他の行政機関と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p>

第4節 町の地域特性及び災害特性

本節では、町の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに豪雨・台風等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 町の位置

南大隅町は、鹿児島県大隅半島の最南端に位置し総面積213.59k㎡で、東南は太平洋に面し、種子・屋久島を遥かに望み西は東シナ海に続き鹿児島湾に沿い、南薩方面に相對している。

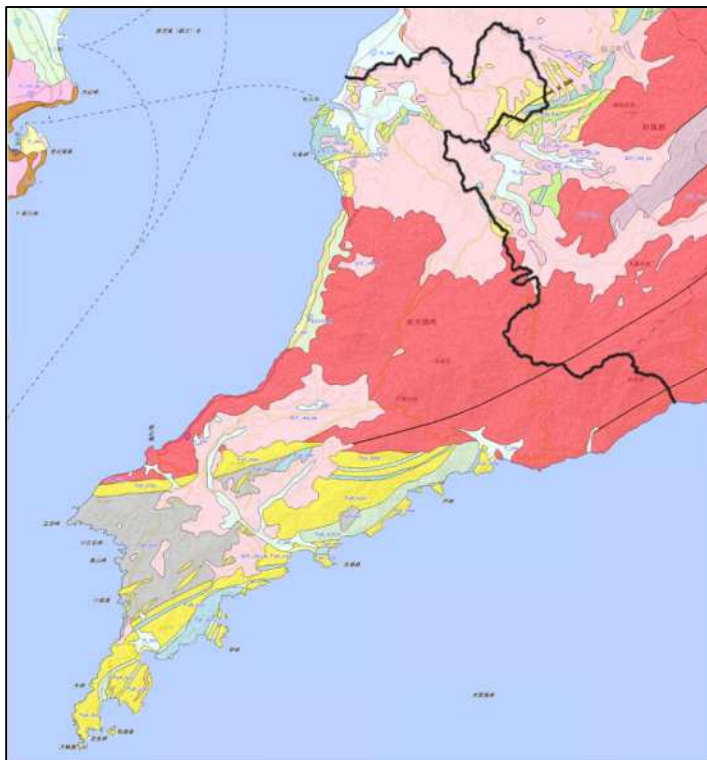
第2 町の地形・地質

本町の地形は、最高峰の稲尾岳(959m)を町境に、また、野首岳(897m)、木場岳(891m)、辻岳(773m)等がそびえ、花之木、横別府、辺田別府及び大中尾の台地など一般的に高いところが多く、標高200mから500mの山間盆地や太平洋側から錦江湾沿いの海岸線沿いに大半の集落が散在している。また、東部から半島の中央部にかけて肝属山地が広がり、山岳地帯から花崗岩地帯をぬいつつ、根占地区の中心部を流れる2級河川「雄川」をはじめ数十の溪流が町の穀物地帯を潤している。

山林は海岸地帯まで伸び海に屹立し、耕地は山間部に多く、土壌も花崗岩、シラス土地帯が多い。

錦江湾沿いの根占塩入から佐多岬一帯までは「霧島錦江湾国立公園」に指定され、また、雄川の溪谷及び佐多外之浦から肝付町内之浦までの太平洋側一帯は「大隅南部県立自然公園」に指定されるなど風光明媚な地となっている。

本町の地質は、土の大部分は南九州特有の火山灰土壌が多く特殊土壌の地質となっている。



凡例記号	岩相
Q33-H_sfd	扇状地・崖錐堆積物
H_sad	谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物
H_ssd	海岸・砂丘堆積物
Pg4_soc	海成層 礫岩
Pg4_soss	海成層 砂岩
Pg4_sosma	海成層 砂岩泥岩互層
Pg4_som	海成層 泥岩
Pg4_sod	海成層 崩壊堆積物
Pg14-3_soss_Pg2	海成層 砂岩 始新世-前期漸新世付加体
Pg14-3_somas_Pg2	砂がち砂岩泥岩互層 始新世-前期漸新世付加体
Pg14-3_som_Pg2	海成層 泥岩 始新世-前期漸新世付加体
Q33_vas_ap	デイサイト・流紋岩 大規模火砕流
Q31_vas_ap	デイサイト・流紋岩 大規模火砕流
N21_pim_a	花崗閃緑岩・トータル岩 塊状 島弧・大陸

出典：地質図Navi、地質調査総合センター

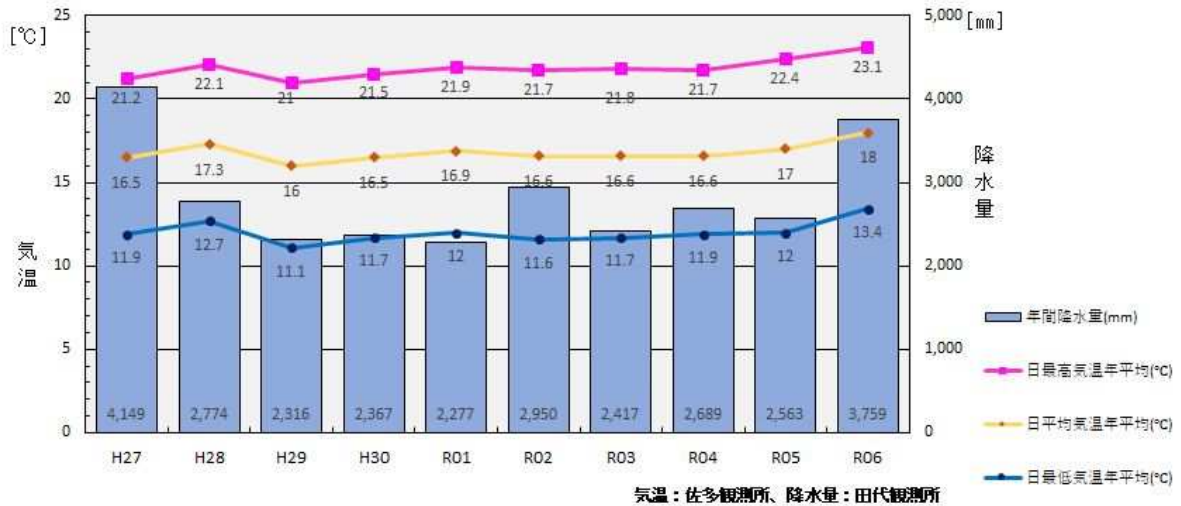
第3 町の気象概況

1 気温と降水量

本町は、黒潮暖流の影響により、温暖多雨の気候に恵まれ、一部地域を除いて降霜をみず、一年中青草が茂る自然環境に恵まれた地である。

気温は、平成27年から令和6年の10年間の年間平均気温は16.8℃で月平均気温は、1月が6.8℃と最も低く、最も高くなる8月には26.6℃まで上昇する。

本町の平成27年から令和6年の10年間の年間平均降水量は、3,286.9mmで全国平均（国土交通省水資源部調べ）を上回っている。



2 風速・風向

風速は年平均風速2.1m/sで、月別風速を見ると、3月が2.6m/sと強く、10月が1.6m/sと弱い。

第4 町の災害履歴

1 風水害

6月から7月にかけての梅雨期の集中豪雨や、夏から秋にかけて毎年襲来する台風による激しい風雨により洪水、がけ崩れ、道路決壊など甚大な被害を受けている。

2 地震及び津波

平成19年以降に本町で震度3以上を観測した地震は、「平成22年大隅半島東方沖地震」、「平成29年大隅半島東方沖地震」、「平成29年7月鹿児島湾地震」、「平成29年8月鹿児島湾地震」、「平成31年種子島近海地震」、「平成31年日向灘地震」、「令和3年大隅半島東方沖地震」、「令和4年大隅半島東方沖地震」、「令和4年鹿児島地震」、「令和6年大隅半島東方沖地震」、「令和6年日向灘地震」、「令和7年日向灘地震」、「令和7年大隅半島東方沖地震」の13回である。

3 火災

本町において過去7年間（平成30年～令和6年）の火災発生件数は建物火災15件、その他火災を含めると40件であった。

第1章 総則
第5節 災害の想定

第5節 災害の想定

本計画の策定にあたって、本町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、本町において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

第2章 災害予防

第1節 災害に強い施設等の整備

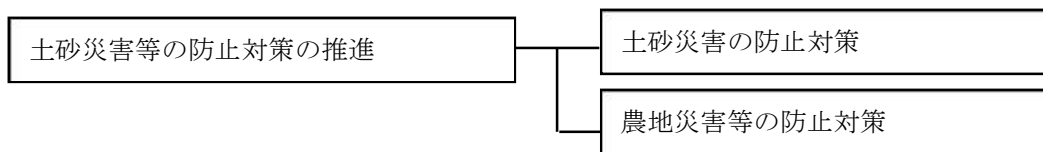
本計画は、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう施設の災害防止対策を推進するものである。

第1 土砂災害等の防止対策の推進

本町は、地形・地質条件から、土石流、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から町民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



1 土砂災害の防止対策

(1) 土砂災害防止事業の推進

本町は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ等による土砂災害を受けやすい。

ア 山地災害危険地区等

県は、山腹崩壊、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある区域を調査し、山地災害危険地区として把握している。

町は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

イ 土石流危険溪流

土石流の発生が予想される危険溪流等を県の土石流危険溪流（Ⅰ～Ⅱ）の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

《資料編 2-2 土石流危険溪流》

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所

がけ崩れの発生が予想される箇所を県の急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ～Ⅱ）の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

《資料編 2-1 急傾斜地崩壊危険箇所》

エ 建築基準法に基づく災害危険区域

町及び県は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

第2章 災害予防

第1節 災害に強い施設等の整備

急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水による危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を促進する、がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

オ 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

《資料編2-18 交通途絶予想箇所一覧表》

カ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

町は、県と連携し、土砂災害から町民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(ア) 土砂災害警戒区域

町は、土砂災害により被害を受ける区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第8条に基づき、区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の町民への周知を図る。

(イ) 土砂災害特別警戒区域

町は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、町民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

《資料編 2-5 土砂災害警戒区域等一覧》

キ 盛土規制法に基づく規制区域等

町は、盛土規制法に基づく規制区域等盛土等による災害から町民の生命・財産を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域について、県が行う基礎調査、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に協力する。

県は、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では、土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土、土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか、不法・危険盛土等に対して是正措置等の命令を行う。

《資料編2-13 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図》

ク その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域町民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

第2章 災害予防
第1節 災害に強い施設等の整備

(2) 災害危険箇所等の調査の結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、大隅地域振興局、大隅肝属地区消防組合等の関係防災機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、町民の参加を得て行うよう努める。

町民は、町民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに町に通報する。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ア) 町は、災害危険箇所の内容を町民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、町民に周知する。

(イ) 町独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れなどの危険性について調査し、結果を積極的に町民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法を、以下に示すあらゆる手段により町民に周知する。

(ア) 災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法を町地域防災計画に明示・位置付ける。

(イ) 災害危険箇所の他、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した防災マップの作成・掲示・配布。

(ウ) 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

(3) 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

ア 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や町民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の町民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

イ 避難対象地区の指定等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

ウ 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の町民を対象に、避難計画を作成する。

(ア) 災害危険箇所の概況把握

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

(イ) 町民への情報伝達方法の整備

町防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

第2章 災害予防

第1節 災害に強い施設等の整備

(ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での町民の世話人の配備等の措置を講じる。

《資料編 3-1 指定緊急避難場所及び指定一般避難所一覧》

(エ) 避難誘導員等の指定

避難する際の誘導員を、消防団員や連合青年団、自主防災組織のリーダー等から定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

(オ) 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及びその補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1、2、3、4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂キキクル等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(カ) ハザードマップ等の作成

町は土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

《資料編 2-14 土砂災害マップ》

エ 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、町民に提供するよう努める。避難対象地区の町民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、町及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

オ 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

2 農地災害等の防止対策

本町は、シラス等の軟弱土壌が比較的多く分布し、台風や集中豪雨により、農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業施設等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するため、排水路、ため池、排水機場等の農地防災及び保全施設の整備を実施し、農村地域の災害発生防止に努める。

特に、豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える

第2章 災害予防
第1節 災害に強い施設等の整備

おそれのある為、防災重点農業用ため池については、関係法令に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。

また、町は、防災重点農業用ため池が決壊した場合を想定し、人的被害の軽減に資するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成する等の減災対策に努める。

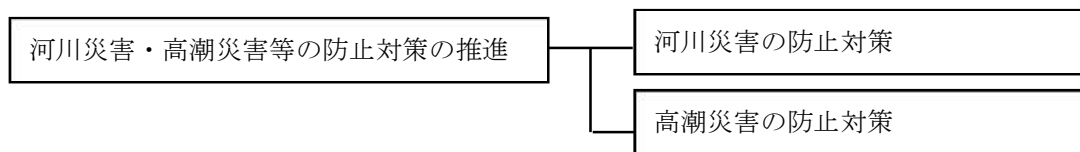
町内の防災重点農業用ため池は、次のとおり。

名称	所在地	所有者	管理者	ため池の緒元			地震・豪雨 耐性評価
				堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m ³)	
へたべつぷいけ 辺田別府池	南大隅町根占辺田 5927 番地 31	南大隅町	自然人	2	27	3	1

《資料編 2-17 辺田別府池ハザードマップ》

第2 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

本町は、台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土地地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、河川は、その大半がシラス台地を流れ、洪水の被害を受けやすい特質があり、また、沿岸部・島しょ部を有する地形条件から、高潮、波浪災害等を受けやすい特質があるため、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。



1 河川災害の防止対策

(1) 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

町長は、水位周知等を行う河川に指定されていなかった中小河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の町民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努めなければならない。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

浸水実績等を把握した町長は、把握した浸水実績等について、町民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、水害リスク情報として周知しなければならない。

町が行う浸水実績等の把握について、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

2 高潮災害等の防止対策

(1) 海岸保全施設の整備方策

町及び県は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

第2章 災害予防
第1節 災害に強い施設等の整備

(2) 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

町及び県は、従来の高潮、波浪等を念頭にした海岸保全施設整備事業を継続し、既存海岸保全施設の老朽化点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

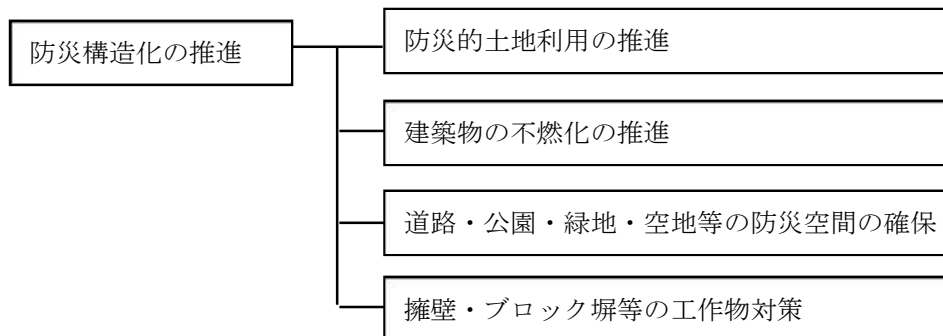
(3) 高潮リスクの低減

町及び県は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

第3 防災構造化の推進

町等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されてきた町等の防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、町におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。



1 防災的土地利用の推進

(1) 土地区画整理事業の推進

町及び県は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

ア 土地区画整理事業の推進

町が施行している公共団体等土地区画整理事業については、事業実施中の地区の早期完成を図る。

イ 土地区画整理事業の指導

県は、新規に事業を予定している町に対し、その計画策定において技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

第2章 災害予防
第1節 災害に強い施設等の整備

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

町及び県は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の安全化

盛土規制法第10条及び第26条により指定された宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内で行う宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に関する工事等について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

《資料編2-11 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図》

イ 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

ウ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

(3) 立地適正化計画策定の推進

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

2 建築物の不燃化の推進

(1) 消火活動困難地域の解消

町及び県は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

(2) 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

(3) その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

(1) 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

ア 道路の整備

道路は、町民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を發揮する

第2章 災害予防
第1節 災害に強い施設等の整備

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の形成及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

イ 公園・緑地・空地等の整備

町及び県は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

(2) 共同溝の整備

町及び県は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

(3) 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

(1) 擁壁の安全化

町及び県は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

(2) ブロック塀等の安全化

町及び県は、これまでパンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

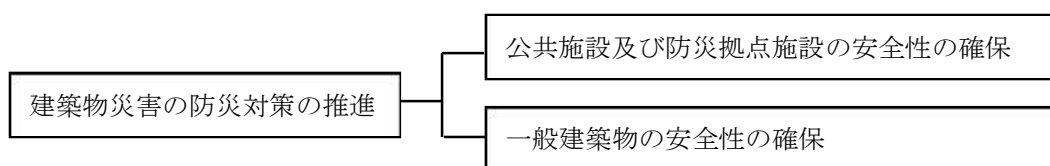
(3) 窓ガラス等落下物の安全化

町及び県は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第4 建築物災害の防災対策の推進

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。



1 公共施設及び防災拠点施設の安全性の確保

(1) 公共施設等の安全性の確保

町及び県は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の所管施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

(2) 重要防災拠点施設の安全性の確保

町及び庁舎（出先含む）、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災拠点施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるように安全性の確保を行う。

2 一般建築物の安全性の確保

(1) 町民等への意識啓発

町及び県は、町民に対し、以下の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。

このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

イ かけ地近接危険住宅の移転の啓発

かけ地近接危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

ウ 建築物等における石綿使用有無の把握

建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

(2) 特殊建築物等の安全性の確保

ア 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

イ 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

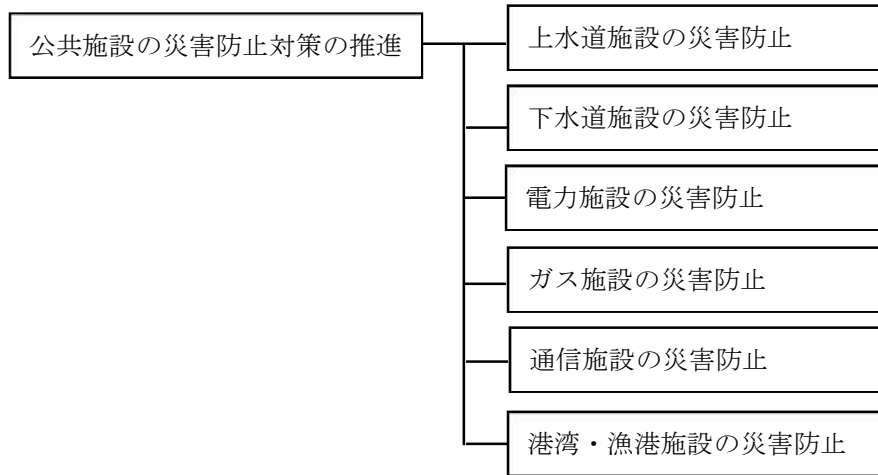
前期に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施。）において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5 公共施設の災害防災対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設等は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及びライフライン事業者は、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害

第2章 災害予防
第1節 災害に強い施設等の整備

に強い施設を整備するとともに、適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。



1 上水道施設の災害防止

(1) 災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、水道事業者は、災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- ア 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- イ 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- ウ 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- エ 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- オ 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- カ 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- キ 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

(2) 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

2 下水道施設の災害防止

(1) 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道事業者は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、災害に強い下水道施設の整備対策に努める。

- ア 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- イ 広域的なバックアップ体制の推進
- ウ 処理場等の耐震化・停電対策の推進

3 電力施設の災害防止

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、鹿児島県地域防災計画に基づき、電力施設の災害防止の措置を講ずる。

(鹿児島県地域防災計画 第2部 第1章第5節「第3 電力施設の災害防止」参照)

4 ガス施設の災害防止

ガス事業者は、鹿児島県地域防災計画に基づき、ガス施設の災害防止の措置を講ずる。

(鹿児島県地域防災計画 第2部 第1章第5節「第4 ガス施設の災害防止」参照)

5 通信施設の災害防止

N T T西日本株式会社鹿児島支店は、鹿児島県地域防災計画に基づき、通信施設の災害防止の措置を講ずる。

(鹿児島県地域防災計画 第2部 第1章第5節「第5 通信施設の災害防止」参照)

6 港湾・漁港施設の災害防止

(1) 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

(2) 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすため、その拠点を整備しておく必要がある。

このため、港湾・漁港管理者は、特に重要な拠点港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

(3) 関係事業者との連携強化

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

(4) 走錨等に起因する事故の防止

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

第6 防災研究の推進

町、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

1 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

2 シラスの防災対策についての調査研究

特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本節では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、町防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

1 町の応急活動実施体制の整備

(1) 職員の動員・配備体制の強化

町、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

ア 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

イ 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部連絡員及び災害対策本部室員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

(ア) 動員配備・参集方法

(イ) 本部の設営方法

(ウ) 防災無線ほか各種機器の操作方法等

2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

(1) 情報連絡体制の充実

町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(県災害本部と防災関係機関との協力系統図は、鹿児島県地域防災計画第3部第1章第1節「応急活動体制の確立」参照)

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- ア 情報連絡体制の明確化
情報伝達ルート多重化、及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。
 - イ 勤務時間外での対応
町、県及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。
- (2) 防災関係機関との協力体制の充実
- 災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。
- ア 日頃から情報交換を積極的に行う
町、県及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。
 - イ 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施
町、県及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- (3) 自衛隊との連絡体制の整備
- 自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。
- このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。
- ア 町における連絡手続き等の明確化
町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように、町地域防災計画に明示しておく。
 - イ 自衛隊との連絡体制の整備
町及び県は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

- (1) 町、県及び各防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。
- (2) 特に、町及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

4 広域応援体制の整備

(1) 町における県及び他市町村等との相互応援体制の整備

町は、県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

第2 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

1 町の通信設備の整備

(1) 通信施設の整備対策

町は、町民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために町防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

特に、戸別受信方式は、災害発生の危険性の高い、以下のような災害危険箇所のある区域を重点に積極的に整備を進める。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所のある地区
- イ 土石流危険渓流のある地区
- ウ 洪水浸水想定区域のある地区
- エ 山地災害危険地区のある地区
- オ 宅地造成工事規制区域のある地区
- カ 建築基準法に基づく危険区域のある地区
- キ 高潮危険のある地区
- ク 高齢化の進んでいる過疎地区
- ケ 主要交通途絶予想箇所のある地区
- コ その他、災害危険箇所のある地区

(2) 通信施設の整備対策

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

ア 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

イ 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。

ウ 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

2 関係機関の通信設備の整備

(1) 関係機関の通信手段の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

ア NTT西日本株式会社の通信手段

(ア) 災害時優先電話による通信

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

(イ) 事前設置型特設公衆電話による通信確保

NTT西日本では、大規模災害発生時に迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として特設公衆電話の事前設置を進めている。具体的には、避難所等へ事前に通信回線を設置し、災害発生時、自治体が電話機を接続することにより迅速に避難者の通信確保を図る。

イ 警察の通信手段

(ア) 警察有線電話による通信

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

(イ) 警察無線電話による通信

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警察本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

ウ 九電電話による通信

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支店、支社、配電事業所等を経て通信連絡する。

(2) 関係機関の通信手段の活用

町・県及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

3 防災相互通信用無線の整備

(1) 通信施設の整備対策

町、県及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

町は、孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは、早急な防災相互通信用無線の配備に努める。

(2) 通信施設の運用の充実

町・県及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

4 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生の恐れがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき、非常通信の活用を図る。

(2) 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を行う。

5 広報体制の整備

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて町民に提供するため、緊急情報提供システムを効果的に活用する。

また、インターネット（町ホームページ、町公式X（旧ツイッター）、町公式LINE等の町公式SNS、鹿児島県防災Web）、緊急速報（エリアメール等）等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努める。

第3 気象観測体制の整備、観測資料の活用

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

1 気象観測体制の整備

(1) 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁気象業務計画に基づき、台風・豪雨、高潮・波浪災害に関する気象業務体制の整備、充実を図る。

ア 観測施設の整備充実

町は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、整備設置された雨量計や潮位観測施設などの観測体制の充実に県、鹿児島地方気象台及び関係行政機関と協力する。

(2) 主要関係機関における気象業務体制の整備

町、県及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については、年々充実しているが、まだ十分とはいえないので、現有施設の十分な活用するとともに、雨量計（自記、テレメータ等）、水位計（自記、テレメータ等）の設置を検討する。

2 気象情報自動伝達システムの活用

町は気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに主要な施設及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

3 河川砂防情報システムの活用

町は、河川砂防情報システムの活用により、町内の河川水位、雨量、ダム情報、洪水予報、土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を、インターネット等により収集し、町民に対し情報提供する。

第4 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防活動体制の整備

(1) 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

ア 消防組織の整備状況

町の消防組織は、常備消防（消防本部、消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は以下のとおりである。

イ 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

ウ 消防団の育成強化の必要性

(ア) 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

(イ) 消防団の育成・強化策の推進

町及び県は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

a 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境作りを進める。

b 消防団への入団促進

消防団への入団者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への入団を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(2) 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備

ア 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、火気使用の適正化や消火器具、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及等、出火防止の指導に努める。

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

イ 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

(3) 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

ア 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

イ 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

2 消防水利、装備、資機材の整備

(1) 通信手段・運用体制の整備

ア 消防通信手段の整備方策

(ア) 通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局とともに全国共通波（2波）の整備を促進するとともに、消防司令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、以下の機器等の整備の促進に努める。

(イ) 通信・運用体制の整備

- a 大隅肝属地区消防組合における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- b 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- c 町民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第5 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における市町村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

1 避難場所及び避難所の指定等

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

特に、浸水想定区域をその区域に含む町長は、避難指示等の伝達方法及び避難場所等について住民に周知するため、洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ア 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

イ 指定避難所等

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

町は、避難所運営マニュアルの作成・訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要

第2章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

な知識等の普及に努める。この際、町民等の普及に当たっては、町民等が主体的に運営できるように配慮するよう努める。

(2) 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

町は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と町民保健担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮する。

(3) 避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

2 地域における避難体制の整備

(1) 指定の指示・誘導體制の整備

ア 基本方針

(ア) 町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促す。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

(イ) 町長が行う避難指示等は、「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて行う。

(ウ) 町長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

第2章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(エ) 町長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、町内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を町地域防災計画に定める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、町地域防災計画により行う。

《資料編 3-3 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧》

イ 避難指示等の基準の策定

(ア) 町長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(イ) 国及び県は、町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。

(ウ) 県は、町に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を行う。

ウ 避難指示等の実施要領

(ア) 町長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ、町地域防災計画等において実施要領を定めておく。

(イ) 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、関係法令に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知する。

(ウ) 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事に報告しなければならない。

エ 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

(ア) 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

(イ) 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状態を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避ける。

(ウ) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(エ) 状況に応じて誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じておく。

(オ) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、台風情報、洪水キキクル等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示した

第2章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

り、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(2) 自主避難体制の整備

- ア 町は、災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。
- イ 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- ウ 町民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。
- エ 町は、指定避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

(3) 避難指示等の伝達方法の周知

ア 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節「第2 通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ、伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保する。

- (ア) 同報無線等無線施設を利用して伝達する。
- (イ) 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (ウ) サイレン及び鐘をもって伝達する。
- (エ) 広報車による呼びかけにより伝達する。
- (オ) テレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、インターネット（町ホームページ、町公式X（旧ツイッター）、町公式LINE等の町公式SNS、鹿児島県防災Web）、電話等の利用により伝達する。

イ 伝達方法等の周知

町長は、町の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

ウ 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

町は、浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定める。

エ 伝達方法の工夫

町長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努める。

(4) 避難行動要支援者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、町は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（鹿児島県）を参考にして、以下の点に留意し、「避難支援プラン」を作成、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

第2章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

ア 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定める。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、町地域防災計画に、その名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような避難指示等の伝達方法を定めることが義務づけられている。(水防法第15条)

《資料編 3-3 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧》

イ 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定める。

ウ 避難行動要支援者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

(5) 自宅療養者等の避難誘導

町は、把握した情報に基づき、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努める。

(6) 在宅避難者等の避難誘導

町及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(7) 車中泊避難者の避難誘導

町及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

3 広域避難体制の整備

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

4 各種施設における避難体制の整備

(1) 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

ア 病院、社会福祉施設等の避難体制の現状

(ア) 医療施設の避難対策等

県内の病院に対する毎年の立入検査の際、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用施設・設備の整備・点検、診療用の構造設備の危害防止措置、避難訓練の実施状況等について、確認・指導を行っている。

(イ) 社会福祉施設の避難対策等

県内の社会福祉法人・施設に対し、本庁及び出先機関において、原則として毎年度実施する指導監査の際、スプリンクラー、屋内消火栓、非常通信装置、防煙カーテン、寝具等設備の整備・点検状況、宿直者の配置、連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備、避難訓練等の実施状況等の指導監査を行い、必要に応じて改善・是正の指導をしている。

イ 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、「避難行動要支援者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等については、施設の利用者の津波や洪水時又は土砂災害が発生する場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2、津波防災地域づくりに関する法律第71条の2）。

《資料編 3-3 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧》

(ア) 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

(イ) 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

第2章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(ウ) 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

(エ) 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態などに応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

(2) 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や日没前での職員の事前動員など、利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制作りを努める。

ウ 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(3) 学校における児童生徒の避難体制の整備

町教育委員会教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を、町立中学校、高等学校の校長は、自校における児童生徒の避難体制を、以下の方法により整備する。

ア 集団避難計画の作成

(ア) 町教育委員会教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。町立中学校、高等学校の校長は、町の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- (イ) 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。
- (ウ) 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。
- イ 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底
教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。
- ウ 避難誘導體制の強化
 - (ア) 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。
 - (イ) 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。
 - (ウ) 危険な校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
 - (エ) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
 - (オ) 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。
 - (カ) 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。
 - (キ) 校長は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。
 - (ク) 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。
 - (ケ) 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。
- エ 避難場所の指定・確保
教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を定めておく。

5 避難所の収容・運営体制の整備

(1) 避難所の開設・収容体制の整備

ア 避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた町長が行う。町長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

イ 福祉避難所等の確保

町は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸

第2章 災害予防

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

ウ 適切な避難所収容体制の構築

町及び県は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや町独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(2) 避難所の運営体制の整備

町は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

(3) 避難所の生活環境改善システム等の整備

町及び県は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

(4) 避難所巡回パトロール体制の整備

町及び県は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

1 救助・救急体制の整備

(1) 関係機関等による救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

ア 町の救助・救急体制の整備

(ア) 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。

(イ) 町は、町内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

(ウ) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

(エ) 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

(オ) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

(カ) 土砂崩れ等による生き埋めから等の救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

イ 警察機関の救出・救助体制の整備

(ア) 県警察本部救助隊、警察署救助隊の編成計画の整備に努める。

(イ) 警察用航空機、車両及び警察用船舶等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

(ウ) 町や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

ウ 海上保安部の救出・救助体制の整備

町や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

エ 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

オ 自衛隊の救出・救助体制の整備

町や関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。

(2) 救助の実施体制の構築

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行う。

(3) 孤立化集落対策

町は、中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地域において、豪雨や地震等による道路交通及び海上交通の途絶により孤立化するおそれのある集落等については、資料編「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該集落との情報伝達手段の確保、救出・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立化した集落からの地域住民との救出方法等について、十分に検討しておく。また、次の事項につい

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

でも考慮し、十分に検討する。

ア 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

イ 通信機器の住民向け研修の充実

集落等に整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるように研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

ウ 救急患者などの緊急搬送手段の確保

ヘリコプター等が離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や、地元漁業協同組合等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

エ 食料・飲料水、非常用発電機等の備蓄の整備

孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。

このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。

また、停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

《資料編 6-2 孤立化集落対策マニュアル》

(4) 住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から、町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

2 救助・救急用整備・資機材の整備

(1) 救助用装備・資機材等の整備方針

ア 土砂崩れ等による生き埋め等の救出、救助事象に対応するため、各消防署・所、消防団、自主防災組織等において、必要な救急用装備・資機材の整備を以下のとおり図っていく。

関係機関	整備内容
消防署等	(ア) 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機 (イ) 救助用ユニット（油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター） (ウ) 消防隊員要救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、掘岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）
消防団	(ア) 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、掘岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m） (イ) 担架（毛布・枕を含む） (ウ) 救急カバン

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

関係機関	整備内容
自主防災組織	(ア) 担架（毛布・枕を含む） (イ) 救急カバン (ウ) 簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ他） (エ) 防災資機材倉庫等

イ 災害時に同時多発する救助、救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

(2) 救急用装備・資機材等の整備方針

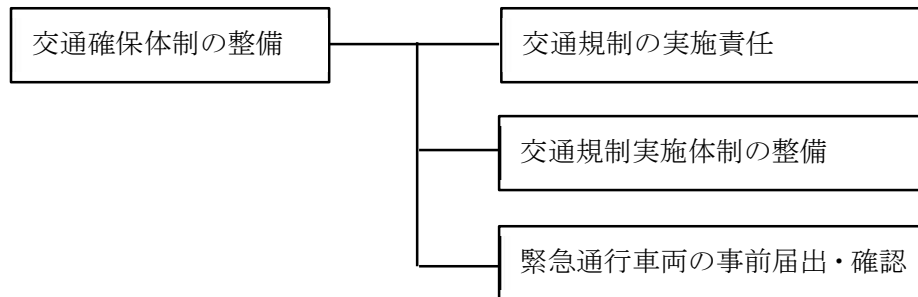
災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

区分	整備内容
車両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ

第7 交通確保体制の整備

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 交通規制の実施責任

(1) 交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	範囲
道路 管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 町長 (町道)	(道路法第46条) 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安 委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾 管理者	知事 町長	1 (港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規制 2 (港湾法第12条第1項第10号) 港湾施設を使用して港湾運営に必要な役務を提供するものに対し、貨物の移動を円滑に行い、又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。
海上保安 機関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2 交通規制の実施体制の整備

■交通規制の実施体制の整備方針

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される時、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	<p>警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。</p> <p>ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。</p> <p>イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。</p> <p>ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。</p> <p>エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。</p> <p>オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。</p>
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

3 緊急通行車両の事前届出・確認

(1) 緊急通行車両であることの確認の申出

町が所有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

(2) 届出済証の受理と確認

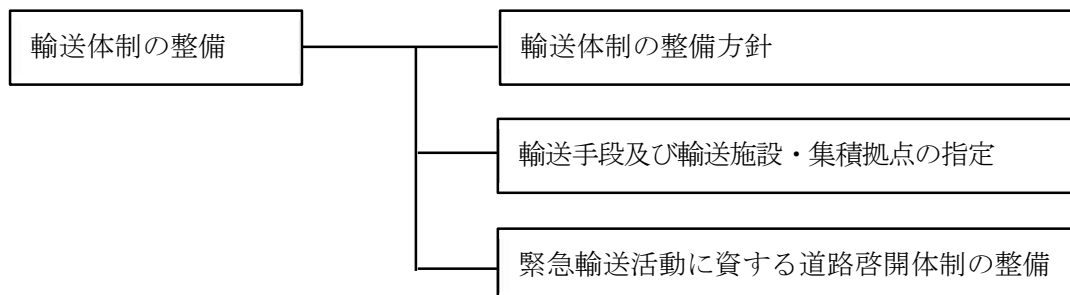
ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両について、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

第8 輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



1 輸送体制の整備方針

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模・地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、町及び県をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- ア 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- イ 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

2 輸送手段及び輸送体制・集積拠点等の指定

(1) 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

ア 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段は、以下のとおり確保する。

(ア) 自動車による輸送

- a 災害応急対策実施機関所有の車両等
- b 公共的団体の車両等
- c 貨物自動車運送事業者所有の事業用車両等
- d その他の民間の車両等

(イ) 船舶等による輸送

- a 県有船舶等
- b 漁船等
- c 民間船舶等
- d 海上保安本部所属の巡視船艇等
- e 自衛隊所属の船舶等

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(ウ) 航空機による輸送

イ 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保をはかるために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図る。

(2) 輸送施設・集積拠点等の指定

ア 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定する。

(ア) 緊急輸送道路の指定

(イ) 港湾・漁港、臨時ヘリポート等の指定

イ 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点の候補地を検討する。

3 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

(1) 災害に備えた道路啓開体制

障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行う。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

(2) 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築する。

第9 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

医療体制の整備

緊急医療体制の整備

1 緊急医療体制の整備

(1) 医療体制の整備

災害による負傷者への対応のため、救護班の編成や災害拠点病院の体制整備などを進めるとともに、医療機関等の役割分担について調整を行うなど、地域内の連携の充実を図る。

ア 救護所の設置、運営計画

県（保健所）は、町が設置した救護所のほか、必要に応じて、町が指定した避難所を中心に救護所を設置する。町は、その運営に関して県や関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておく。

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

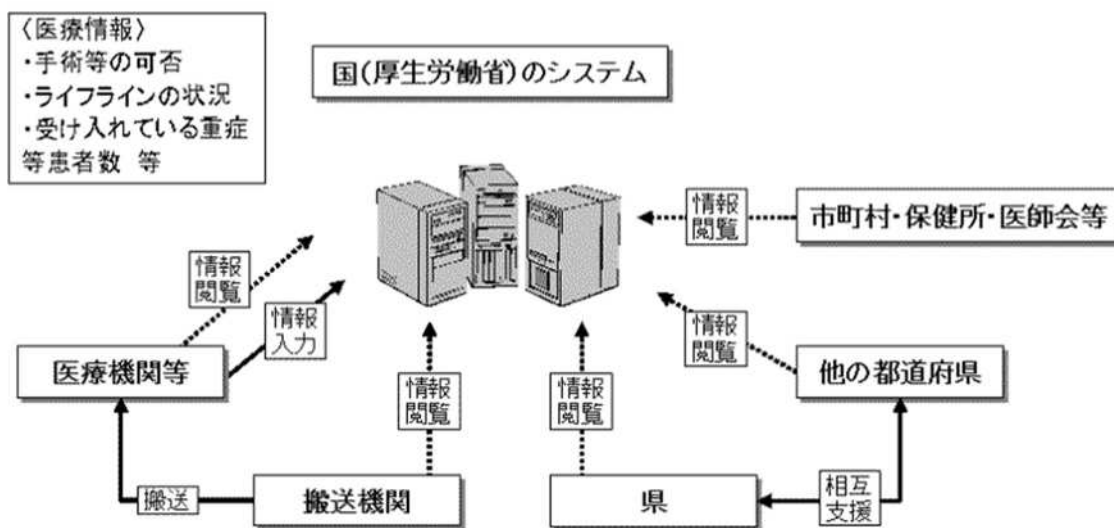
また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

イ 情報連絡体制の充実

町は、保健所及び公的医療機関、肝属郡医師会、肝付歯科医師会、肝属薬剤師会、日本赤十字社鹿児島支部等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用する。

■広域災害救急医療情報システム（EMIS）の概要



(2) 後方輸送体制の整備

ア 町、県及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送について、町、県及び関係機関は、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

イ トリアージの訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

そのため、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による連絡体制を整える。

ウ 透析患者や在宅難病患者等への対応

(ア) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120Lの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

(イ) 在宅難病患者・長期療養児等への対応

町は、提供された情報を基に災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を整備する。

a 災害時要援護難病患者等全体に対する対応

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

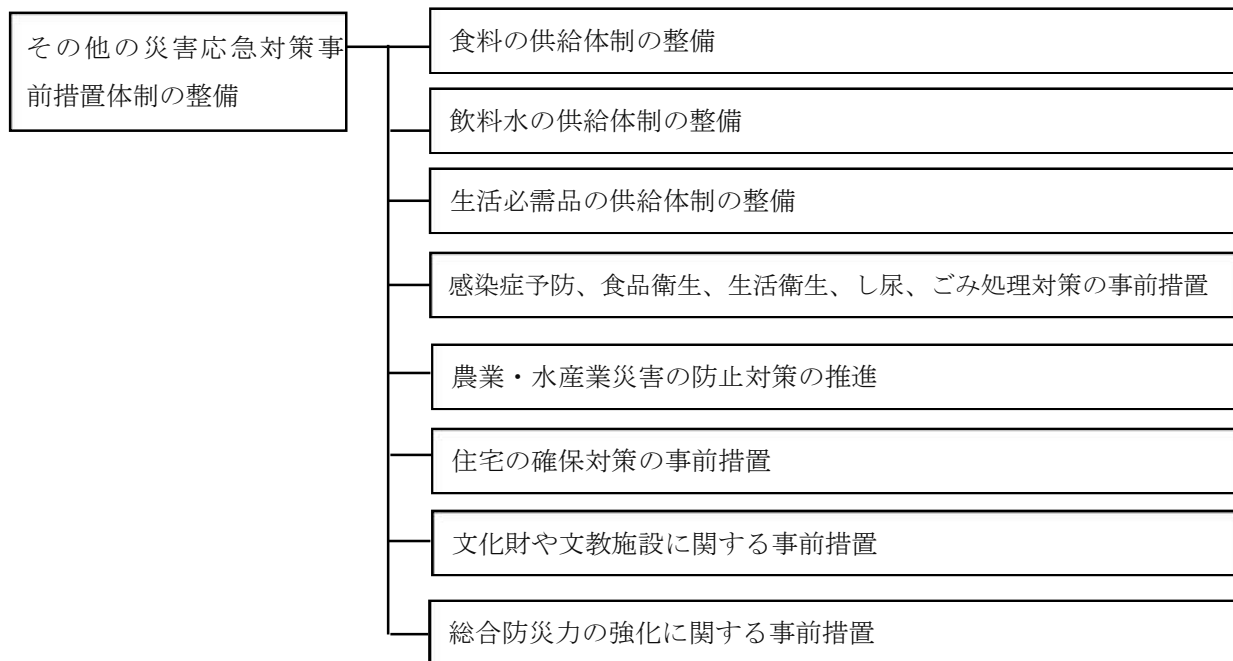
- (a) 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理
- (b) 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立
- (c) 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発
- b 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援
 - (a) 予備電源の確保等、日頃の備えについて啓発
 - (b) 町、医療機関等との連携による入院や受入先の確保の調整

第10 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

町、県は、その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。



1 食料の供給体制の整備

(1) 食料の備蓄計画の策定

町、県は、必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画を策定する。

(2) 食料の調達に関する協定等の締結

町、県は、災害時の食料調達について、民間流通業者、県内の米穀販売事業者及び米穀集荷団体等と協力協定の締結に努める。

2 飲料水の供給体制の整備

(1) 応急復旧体制の整備

ア 復旧に要する業者との協力

上水道事業者は、水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

イ 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町及び上水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(2) 応急給水体制の整備

ア 給水能力の把握

町は、あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握する。

イ 給水用資機材の整備

町は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。
県は、町の給水用資機材の保有状況を把握する。

(3) 応急対策資料の整備

町は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備する。

(4) 広域応援体制の整備

町は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町等との相互応援体制の整備に努める。

(5) 災害対策マニュアルの整備

町は、風水害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業者の規模や地域特性に応じた風水害対策マニュアル類の整備に努める。

3 生活必需品の供給体制の整備

(1) 生活必需品備蓄計画の策定

町、県は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定する。

(2) 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町及び県は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

（被服、寝具の調達先としては、第3章第3節第4「生活必需品の給与」参照）

4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策の事前措置

(1) 感染症予防対策

ア 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町、県は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

イ 感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため、町及び県（保健所）における各種作業実施の組織編成について、あらかじめ、以下のとおり編成計画を作成しておく。

（ア）県の疫学調査班の編成

県（保健所）は、疫学調査のための疫学調査班の編成計画を作成する。

疫学調査班は、各保健所1班とし、1班の編成は医師1名、保健師又は看護師1名、事務連絡員1名の3名を基準とする。

（イ）町の感染症予防班の編成

町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

（2）食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

（3）生活衛生対策

ア 営業施設での生活衛生対策

町は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

イ 業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

（4）し尿処理対策

ア 仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、町の災害廃棄物処理計画（令和4年3月）等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

イ 広域応援体制の整備

町、県及び下水道管理者は、日頃からし尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援態勢の整備に努める。

（5）ごみ処理対策

ア 町は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町等や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画（令和4年3月）において具体的に示す。

イ 町、国及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

5 農業・水産業災害の防止対策の推進

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(1) 農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、町・県はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

(2) 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

また、試験研究機関にあつては、気象災害被害を受けにくい品種の育成や被害の軽減・回避技術の開発に努める。

(3) 作目別被害予防対策

本県の地理的条件の違いによる災害の発生状況を考慮した作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

(4) 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

(5) 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、町はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

(6) 漁具・漁船・いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

6 住宅の確保対策の事前措置

(1) 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町及び県は、住宅の供給体制の整備に努める。

ア 町は、県と連携し、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や町営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

イ 町は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定める。

ウ 町及び県は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達出来るように、入手手続き等を整えておく。

(2) 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

町は、速やかに用地確保が出来るように、地区毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握する。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

7 文化財や文教施設に関する事前措置

(1) 文化財に関する事前措置

ア 文化財管理者に対する防災指導

県教育委員会は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行う。

(ア) 防火管理の体制を整備する。

- ・防火管理者のもとに適切な火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。
- ・防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- ・防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- ・文化財防火デー（1月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

(イ) 環境の整理、整頓を図る。

(ウ) 火気の使用を制限する。

- ・火気の使用は、一定の場所を定める。
- ・指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

(エ) 火災危険の早期発見と改善

- ・定期的に防火診断を受ける。
- ・防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

(オ) 火災警戒を厳重にする。

- ・不審者等の進入を防ぐため、塀、さくを整備する。
- ・巡視のための監視員を置く。
- ・巡視経路を設定する。

(カ) 火災の起こりやすい箇所に注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

(キ) 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

- ・防火管理計画
- ・火災防御計画
- ・教養訓練計画

イ 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

(ア) 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

(イ) その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(ウ) その他の設備としては、今後、消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

ウ 文化財防火デーの計画

県教育委員会は、文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て、下記のことを計画実施し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。

(ア) 広報媒体等を使い、趣旨の普及徹底を図る。

新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講習会、映画会等

(イ) 火災予防対策を指導する。

- ・ 消防計画の作成、検討
- ・ 電気設備、火気使用箇所等の点検整備
- ・ たき火、たばこ等火気使用禁止区域の設定
- ・ 各種消防用設備等の点検整備
- ・ 上記の防火診断、その他、火災予防措置として必要な事項

(ウ) 防火訓練を行う

- ・ 地元消防機関の協力を求め指導を受ける。
- ・ 防火訓練は、通報、消火、重要物件の搬出、避難等を総合的に行う。
- ・ 練法の習熟と、隊機能の敏速かつ的確な活動の熟練を期する。
- ・ 不備の箇所を是正する。

(エ) 消防実技講習会を実施して、消防技術の向上に努める。

(オ) 実施状況を報告する。

(2) 文教施設に関する事前措置

文教施設の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施する。

8 総合防災力の強化に関する事前措置

(1) 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から、防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防火拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、町全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

(2) 消防・防災ヘリコプターの運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運航を円滑に行うため、町消防職員により編成した防災航空隊の訓練、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携強化を並行して進める。

(3) 災害時のヘリコプター利用の事前協議

地域の実情を踏まえ、多数のヘリコプターが災害対策活動をする場合を想定し、航空運用調整班を構成するヘリコプターを保有する防災関係機関において、災害時のヘリコプターの利用について、あらかじめ協議する。

第2章 災害予防
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

(4) 災害応急対策体制の構築

町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

町、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(5) 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

町は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、電気事業者及び電気通信事業者の事前伐採等による予防保全や、災害時の復旧作業の迅速化に向けた取組に協力する。

(6) 防災拠点の整備の推進

町、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第11 複合災害対策体制の整備

1 町及び県等の複合災害対策

町及び県等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

2 複合災害を想定した訓練

町及び県等は、様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第3節 町民の防災活動の促進

災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、町民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る

・地域の防災力を高めていくため、町民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

- ・各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ・防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- ・防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

本節では、このような町民の防災活動の促進について、その対策を定める。

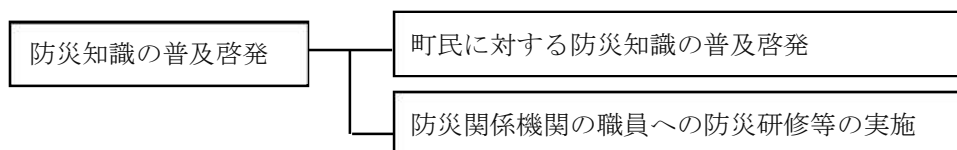
第1 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、町民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町及び県は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとられることのないよう留意する。



1 町民に対する防災知識の普及啓発

(1) 町民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災関係職員及び町民に対し、災害予防又は災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図る。

ア 防災知識の普及啓発の手段（媒体）

町が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- (ア) 防災行政無線、ラジオ、テレビ、有線放送等放送施設
- (イ) 新聞
- (ウ) 町ホームページ（モバイルを含む）
- (エ) 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- (オ) 映画、ビデオ、スライドの制作
- (カ) 広報車の巡回
- (キ) 講習会、パネル展示会等の開催
- (ク) SNS（町公式X（旧ツイッター）、町公式LINE等）
- (ケ) 鹿児島県防災研修センターの活用
- (コ) その他

イ 防災知識の普及啓発の内容

町民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図る。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(ア) 町民等の責務

a 町民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

b 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 地域防災計画の概要

(ウ) 災害予防措置

- a 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- b 家庭での予防・安全対策
 - (a) 災害に備えた「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄
 - (b) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - (c) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - (d) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等
- c 出火防止、初期消火等の心得

第2章 災害予防
第3節 町民の防災活動の促進

- d 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動
 - e 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
 - f 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
 - g 災害危険箇所の周知
 - h 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路等の確認
 - i 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
 - j 船舶等の避難措置
 - k 農作物の災害予防事前措置
 - l その他
- (エ) 災害応急措置
- a 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - b 災害調査及び報告の要領、連絡方法
 - c 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
 - d 災害時の心得
 - (a) 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - (b) 停電時の照明
 - (c) 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - (d) 屋根・雨戸等の補強
 - (e) 排水溝の整備
 - (f) 初期消火、出火防止の徹底
 - (g) 避難の方法、避難路及び指定緊急避難場所等の確認
 - (h) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び指定緊急避難場所等での支援
 - e その他
- (オ) 災害復旧措置
- a 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (カ) 被災地支援
- (キ) その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

ウ 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

なお、町、県その他防災機関は、「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）、「津波防災の日」（11月5日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

(2) 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

小・中・義務教育学校、高等学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町及び県は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校におけ

第2章 災害予防

第3節 町民の防災活動の促進

る消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

県防災研修センターは、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象や地震・津波に関する基礎的知識、防災情報（特に緊急地震速報や津波警報等）災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

町及び県は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、町民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

町、県及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において、町、県及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

第2 防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に実行できるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標・内容の設定

(1) 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、町・県・防災関係機関及び町民等の参加者の、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指す。

(2) 訓練の内容

防災訓練の内容には、以下の内容が考えられる。

- ア 動員訓練、非常参集訓練
- イ 通信連絡訓練

- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 医療・救護訓練
- カ 給水・給食（炊飯）訓練
- キ 輸送訓練
- ク 消防訓練
- ケ 広域応援協定に基づく合同訓練
- コ 流出油災害対策訓練
- サ その他必要な訓練

2 訓練の企画・準備

(1) 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

県は、梅雨期前に総合防災訓練を実施する。

町は、防災訓練の効果が期待できる時期に実施する。

(2) 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等土砂災害の恐れのある地域、洪水・浸水の恐れのある地域など、それぞれの地域において十分検討する。

3 訓練の方法

訓練実施各機関は、単独に又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、町・消防、自衛隊、第十管区海上保安本部等の防災関係機関と協力する。また、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信連絡会、民間企業、NPO法人、ボランティア団体、地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備し、被災時の男女のニーズの違い等に配慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練となるよう努める。

(1) 町等が行う訓練

ア 町の総合防災訓練

町長は、町域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

町長及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町等と合同で実施する。

ウ 非常通信訓練

町は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

エ 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

町長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、

第2章 災害予防
第3節 町民の防災活動の促進

土石流や崖崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

(2) その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

(3) 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場等の管理者は、町、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

(4) 広域防災訓練

町及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

4 訓練結果の評価・総括

(1) 訓練成果の取りまとめ

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録し、訓練成果を取りまとめ、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

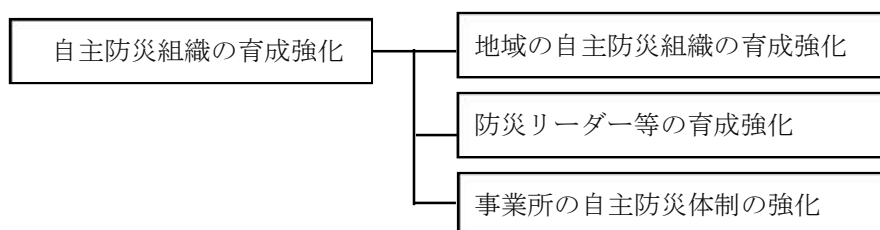
(2) 訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を、訓練実施の日から20日以内に防災会議会長に報告する。

第3 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町、県及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、町民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。



1 地域の自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

ア 自主防災組織育成の基本方針

第2章 災害予防

第3節 町民の防災活動の促進

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町及び県は、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

イ 自主防災組織の整備計画の作成

町は、町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、大隅肝属地区消防組合等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

(2) 自主防災組織の組織化の促進

ア 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い次の災害箇所を重要推進地区とする。

- (ア) 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- (イ) 土石流危険溪流のある地区
- (ウ) 山地崩壊危険区域のある地区
- (エ) 家屋密集等消防活動困難地区
- (オ) 地盤振動・液状化危険のある地区
- (カ) 津波危険のある地区
- (キ) 高齢化の進んでいる過疎地区
- (ク) 土砂災害警戒区域等のある区域
- (ケ) その他危険区域

イ 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることから、次の事項に留意する。

- (ア) 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (イ) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

ウ 自主防災組織の組織作り

町内会、自治公民会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進めるものとする。

- (ア) 町内会、自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (イ) 町内会や自治公民館の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- (ウ) 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。
- (エ) 青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

第2章 災害予防
第3節 町民の防災活動の促進

(3) 自主防災組織の活動の推進

ア 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

イ 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

(ア) 平常時の活動

- a 防災に関する知識の普及
- b 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- c 情報の収集伝達体制の確立
- d 火気使用設備器具等の点検
- e 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- f 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

(イ) 災害発生時の活動

- a 地域内の被害状況等の情報収集
- b 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- c 責任者による避難誘導
- d 救出・救護の実施及び協力
- e 出火防止及び初期消火
- f 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

2 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。

今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施を促し、地域防災活動への参画を推進するとともに、研修の実施等による地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

3 事業所の自主防災体制の強化

(1) 工場、事務所等における自衛消防等の設置

ア 自衛消防隊等の設置の目的

旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

第2章 災害予防
第3節 町民の防災活動の促進

イ 自衛消防隊等の設置対象施設

- (ア) 旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- (イ) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (ウ) 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、被害防止にあたることが効果的である施設
- (エ) 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

ウ 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

イ 自衛消防隊等の活動の推進

- (ア) 平常時
 - a 防災訓練
 - b 施設及び整備等の点検整備
 - c 従業員等の防災に関する教育の実施
- (イ) 災害時
 - a 情報の収集伝達
 - b 出火防止及び初期消火
 - c 避難誘導・救出救護

第4 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

なお、下表の地区については、地区防災計画が提案されており、災害対策基本法第42条の2に基づき本計画に掲載することとし、計画本文は資料編に掲載する。

地区	施行年月日
大泊地区地区防災計画	令和8年4月1日

《資料編 6-3 大泊地区地区防災計画》

第5 防災ボランティアの育成強化

大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。



1 防災ボランティアとの連携体制の整備

町及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。また、町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記し、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

(1) 町による環境整備

ア 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、町民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

イ 防災ボランティア登録・把握

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、町社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告する。

ウ 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

エ 消防組合による環境整備

大隅肝属地区消防組合は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボラン

第2章 災害予防

第3節 町民の防災活動の促進

ティアとの合同訓練等に努める。

オ 警察本部による環境整備

町は、県警察に協力し、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、町民等の不安の払拭を行うボランティア関係組織・団体との連携を図る。

(2) 町社会福祉協議会による環境整備

町社会福祉協議会は、福祉的な立場から被災者救援活動に参加することとし、町や県社会福祉協議会及び関係機関・団体と連携を図りながら、平常時から、以下に例示する取組みを行い、大規模災害時におけるボランティア活動を支援する環境整備に努める。

ア 町福祉協議会に登録されているボランティアの把握、及び県社会福祉協議会で受け付けたボランティアの登録を行うこと。

イ 県社会福祉協議会策定の支援のもと、町社会福祉協議会の「福祉救援ボランティア活動支援マニュアル」の策定に努めること。

ウ ボランティアコーディネーターの設置、養成を進めること。

第6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町、国及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町、国（内閣府、経済産業省等）、県及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町、国（内閣府、経済産業省等）及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

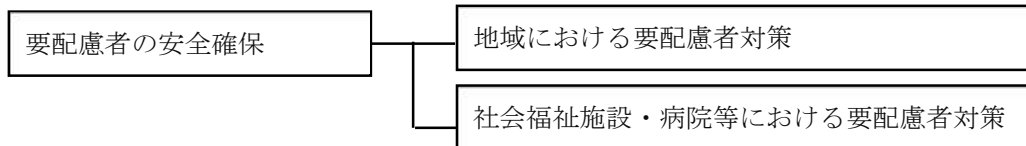
町及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第7 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいを持つもの、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による県内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、町、県及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。



1 地域における要配慮者対策

(1) 要配慮者の把握

町は、町の各課が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

(2) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者名簿

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 個別避難計画の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

第2章 災害予防

第3節 町民の防災活動の促進

ウ 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

町は、町地域防災計画に定めるところにより、大隅肝属地区消防組合、警察機関、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

《資料編 6-3 大泊地区地区防災計画》

第2章 災害予防
第3節 町民の防災活動の促進

(3) 緊急連絡体制の整備

町長は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地区ごとの要配慮者の実態に応じて、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料、飲料水等については、町民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、避難所の移住性の向上、並びに食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が円滑に避難し、できるだけ被害を減らすために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者を対象とした情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者・障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家財点検等の防災知識の普及を推進する。

(6) 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害の危険性や防災体制等について十分に説明等を実施するため、外国人向けの他言語表記のハザードマップや防災パンフレット等を整備する。

また、町内に生活基盤を有し、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、被災地からの離隔及び帰国に必要な交通情報等を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに対応できる情報伝達のための環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(7) 障がい者の情報取得等に係る体制整備

町及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が必要な情報を迅速かつ確実に取得することができ、また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、体制の整備充実等に努める。

2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

(1) 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、その入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の災害時の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医療用品類等の備蓄をするとともに、予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用発電機等の整備・備蓄に努める。

町は、町内の要配慮者利用施設の管理者に対し、これらの防災設備の整備について積極的に指導する。

(2) 組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、施設としての防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、初動対応に必要な職員の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入居者等の避難誘導等を考慮した組織体制を確立する。

また、要配慮者利用施設の管理表は、日ごろから、役場担当や他の類似施設、近隣住民並びに地域の自主防災組織等と緊密に連携を図りながら、災害時の協力体制構築に努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の連絡体制の整備・強化に努める。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員及び入所者等が、災害時に適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的実施する。

また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

(5) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等の各種法令に基づき、災害からの避難を含む災害対策に関する計画を作成するものとする。

(6) 非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

町は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援並びに指導に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

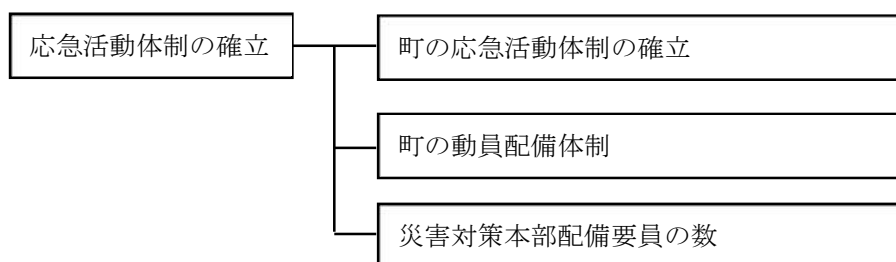
風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

本節では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1 応急活動体制の確立

鹿児島県において、風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に到るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。



1 町の応急活動体制の確立

町は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、町地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

(1) 情報連絡体制の確立

町の区域に各種の気象警報が発表されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、災害対策本部設置前の初動体制として、防災職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 災害が予想されるときは、関係機関の協力を得て、応急対策など防災対策の一層の確立を図るため「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置する。

イ 本部に本部長、副本部長をおき、本部長は副町長を、副本部長は総務課長、消防団長をもって充てる。

ウ 本部に災害警戒要員をおき、総務課の職員をもって充てる。

エ 災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害対策本部を設置したときは災害警戒本部を廃止する。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 災害対策本部（以下「本部」という）は、次のような災害が発生し、又は発生する恐れがある時設置する。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

- (ア) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
 (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置してその対策を要するとき
 (ウ) 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められるとき
- イ 本部は、町全地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。
- ウ 本部を設置又は廃止した時は、県の関係機関、町民に対し通知、公表する。

通知・公表先	担当部班	通知又は公表の方法
各災害対策部	総務対策部本部連絡班	庁内放送、迅速な方法
県（大隅地域振興局）	総務対策部本部連絡班	電話、迅速な方法
南部消防署・佐多分署	総務対策部本部連絡班	電話、迅速な方法
錦江警察署	総務対策部本部連絡班	電話、迅速な方法
指宿海上保安署	総務対策部本部連絡班	電話、迅速な方法
一般住民	総務対策部本部連絡班	防災行政無線、広報車

(4) 災害対策本部の組織及び編成

- ア 本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は町長を、副本部長は副町長をもって充てる。
 イ 本部に本部会議をおき、本部長、副本部長及び別表に掲げる各部長をもって組織する。
 ウ 本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。
- (ア) 災害応急対策の実施及び調整に関すること
 (イ) 国、県、その他防災機関との連絡調整に関すること
 (ウ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
 (エ) 災害救助法の適用に関すること
 (オ) 国、県、その他防災機関への応援要請に関すること
 (カ) その他重要事項に関すること

エ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び防災担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

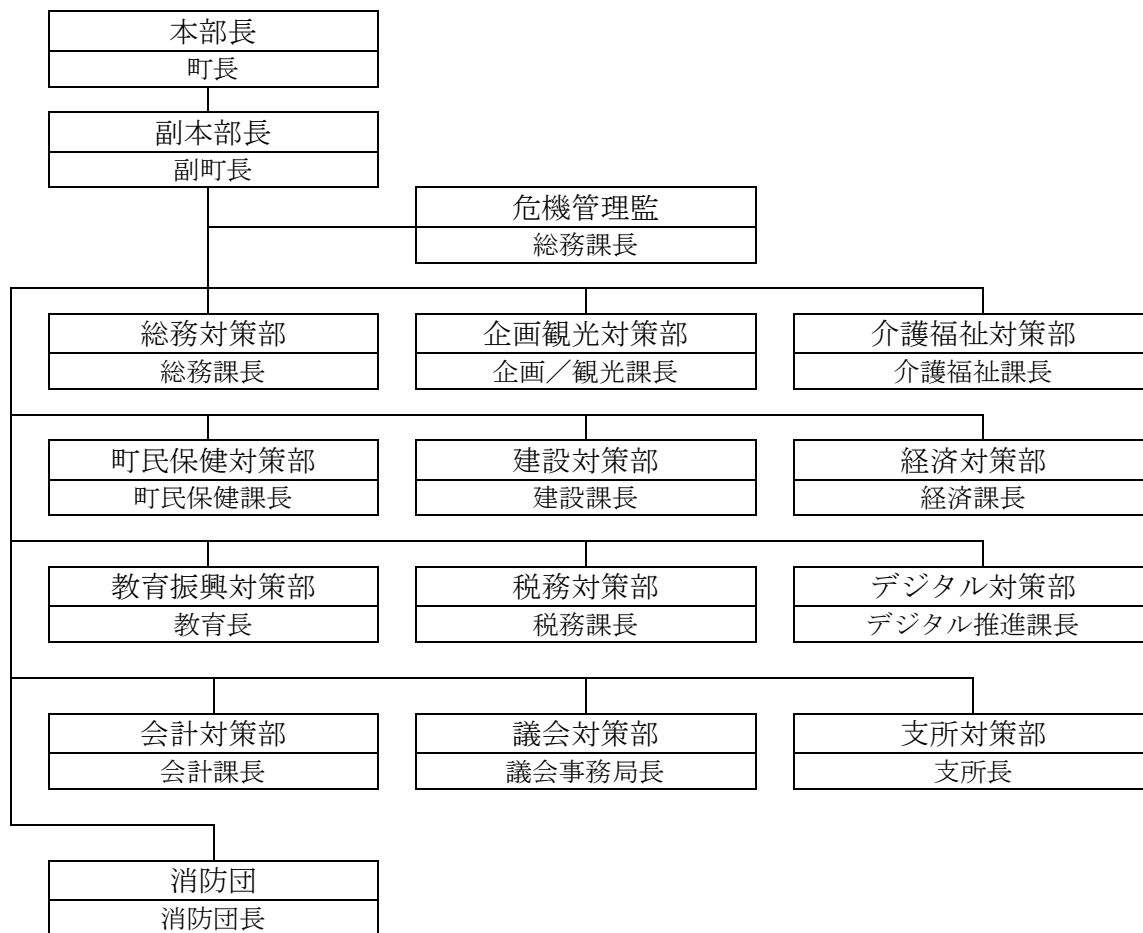
なお、本部長及び副本部長共に事故や不測の事態があった場合には以下のように教育長、総務課長の順で職務を代理する。

代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
副町長	教育長	総務課長

- (オ) 本部の組織図は以下のとおりとする。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

■災害対策本部組織



(5) 町の現地災害対策本部

町は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を適宜設置し、被災地において、国・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

ア 現地対策本部の設置

本部長は、本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

イ 現地本部の廃止

本部長は、現地本部の事務が終了したと認めるとき、現地本部を廃止する。

2 町の動員配備体制

町は、風水害等に迅速・的確に対処するため、以下に留意しあらかじめ定めておいた風水害時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

(1) 災害の規模に応じ、配備の段階を第1配備から第3配備まで区分し、配備の指定は本部長が行う。

(2) 各対策部には、部長、副部長、班長をおき、部長は課長、副部長は課長補佐、班長は主幹・副主幹・係長をもって充てる。

配備体制と配備基準を以下に示す。

(3) 各対策部の配備要員の数は以下のとおりとする。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

第1 配備 比較的軽微な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合

第2 配備 大規模な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合

第3 配備 町内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合

■ 配備体制

対策部名	第1 配備				第2 配備				第3 配備
総務対策部	部長	副部長 1	班長 1	職員 1	部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
デジタル対策部	部長				部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
企画観光対策部	部長				部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
介護福祉対策部	部長	副部長 1			部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
町民保健対策部	部長				部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
建設対策部	部長	副部長 1			部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
経済対策部	部長	副部長 1			部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
教育振興対策部	部長				部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
税務対策部	部長				部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
会計対策部	部長				部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
議会対策部	部長				部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
佐多支所	部長	副部長 1	班長 1		部長	副部長 全員	班長の半数	職員の半数	全職員
消 防 団	団長	副団長 1			団長	全副団長			全団員
					全分団長	全副分団長	全部長		

■ 情報連絡体制及び災害警戒本部の配備基準

配備	基準	災害の規模等
情報連絡体制	各種警報の発表により、災害が予想され、情報収集に従事する段階	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度4の地震が発生した場合 ・他の地域で大規模な地震が発生、又は近海で大規模な火山活動があり、津波の危険性が予想される場合 ・「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表され、大規模な地震・津波の可能性があり、時間的猶予があると判断される場合 ・大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、その他の気象警報が発表又は発表される可能性があり、災害に対する準備が必要と判断される場合 ・指定河川（雄川）の水位が「水防団待機」を超過し、上昇中の場合 ・災害に関する情報の収集が必要な事象又は情報を認知した場合
災害警戒本部	災害が予想され、応急対策など防災対策の一層の確立を図るため「災害対策本部」設置の前の段階	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5弱の地震があり、比較的軽微な被害が発生している可能性がある場合 ・「遠地地震に関する情報」が発表され、津波到達までに12時間以上の時間的猶予がある場合 ・「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表され、大規模な地震・津波の可能性のある場合 ・大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、その他の気象警報が発表又は発表される可能性が高く、町内で災害が発生する可能性がある場合 ・指定河川（雄川）の水位が「氾濫注意」を超過し、上昇中の場合 ・町内において、何らかの災害が発生したか発生する危険が高まっていることを示す情報を入手した場合

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

■災害対策本部の配備基準

配備	基準	災害の規模等
災害対策本部	第1配備	<p>比較的軽微な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5強の地震が発生した場合 ・「遠地地震に関する情報」が発表され、今後「津波警報」以上が発表される可能性が高い場合 ・「津波注意報」が発表された場合 ・大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、その他の気象警報が発表、又は発表される可能性が高く、その危険度が「警戒」以上と発表された場合 ・土砂災害警戒情報等が発表され、災害の発生が差し迫ったと判断される場合 ・指定河川（雄川）の水位が「避難判断」を超過し、上昇中の場合 ・町内において、一定規模の何らかの災害が発生したと認められる場合 ・現に第2又は第3配備をもって災害対応中であるものの、対応すべき状況が収束し、体制の縮小が可能になったと判断される場合、又は、その対応が軽微なものであり、かつ、長期に渡る対応が必要と判断される場合 ・その他、対策本部長が第1配備での対応が必要と判断した場合
	第2配備	<p>大規模な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度6弱の地震が発生した場合 ・津波注意報が発表中であり、津波による被害が発生した可能性がある場合 ・「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表され、大規模な地震・津波の発生の可能性が高まった場合 ・大雨（土砂災害・浸水害）、洪水、その他の気象警報が発表、又は発表される可能性が高く、その危険度が「非常に危険」以上と発表された場合 ・土砂災害警戒情報等が発表され、広範囲又は大規模な災害の発生が差し迫ったと判断される場合 ・指定河川（雄川）の水位が「氾濫危険」を超過した場合 ・町内において、大規模又は複数の何らかの災害が発生したと認められる場合 ・現に第3配備をもって災害対応中であるものの、対応すべき状況が収束し体制の縮小が可能になったと判断される場合、又は、その対応が一定規模以下であり、かつ、長期に渡る対応が必要と判断される場合 ・その他、対策本部長が第2配備での対応が必要と判断した場合
	第3配備	<p>町内全域にわたり激甚な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度6強以上の地震が発生した場合 ・津波警報・大津波警報（特別警報）が発表された場合 ・「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表され、大規模な地震・津波の発生の可能性が差し迫ったと判断される場合 ・土砂災害警戒情報、大雨等の特別警報が発表され、激甚な災害が発生、又は差し迫ったと判断される場合 ・指定河川（雄川）の水位が「氾濫危険水位」を超過し、越水又は堤防の決壊等の可能性が極めて高まった場合 ・現に大規模な土砂災害等が複数箇所が発生している場合 ・その他、対策本部長が第2配備での対応が必要と判断した場合

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

■災害対策本部の所掌事務

対策部名	所掌事務
総務対策部	ア 防災会議、本部会議、対策本部の庶務に関する事。
	イ 災害状況の調査、情報収集、報告、広報に関する事。
	ウ 配備要員の管理に関する事。
	エ 自衛隊派遣要請に関する事。
	オ 気象予報警報、異常現象又は地震情報の受報、伝達及び津波情報の関係部、各機関への伝達に関する事。
	カ 各対策部、消防団、警察署、海上保安署など各機関との情報交換、連絡、調整に関する事。
	キ 県本部、他市町等への広域応援要請依頼に関する事。
	ク 電力、通信等ライフラインの優先復旧の調整に関する事。
	ケ 各部の災害対策の統括及び連絡、調整に関する事。
	コ 防災行政無線の管理運営に関する事。
	サ 動員人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関する事。
	シ 災害対策従事職員の公務災害補償に関する事。
	ス 被災職員の調整に関する事。
	セ 広域応援、派遣職員等の受け入れに関する事。
	ソ 職員の非常動員、被災他市町村への派遣に関する事。
	タ 応急措置に要する資機（器）材の調達に関する事。
	チ 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保、借上げ配車に関する事。
	ツ 災害についての応急財政措置及び国・県の財政支援に関する事。
	テ 災害対策従事員への給食の確保、配給に関する事。
	ト 家屋等罹災証明書に関する事。
	ナ 災害記録写真の撮影及び収集並びに広報に関する事。
	ニ 町有財産の災害調査並びに対策に関する事。
	ヌ 災害時における町有施設利用に関する事。
	ネ 庁舎の管理に関する事。
	ノ 庁舎電話及び庁舎放送に関する事。
	ハ 緊急車両の確保、借上げ配車に関する事。
ヒ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。	
フ 相互応援に関する事。	
ヘ その他の対策部の所管に属さない事項に関する事。	
企画観光対策部	ア 商工観光関係に係る災害調査に関する事。
	イ 被災商工業者の被害状況調査に関する事。
	ウ 被災商工業者に対する金融に関する事。
	エ 町内観光施設利用者、旅行者等の被災状況の把握及び避難、救護に関する事。
	オ 旅客船及び観光船の被害状況調査及び復旧に関する事。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

■災害対策本部の所掌事務

対策部名	所掌事務
企 画 観 光 対 策 部	カ 被災者の生活物資の調達に関する事。
	キ 町外被災者の受け入れに関する事。
	ク 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
	ケ 土地開発公社との連絡、調整に関する事。
	コ 相互応援に関する事。
	サ その他企画観光対策部に関する事。
介 護 福 祉 対 策 部	ア 災害救助法に基づく諸対策に関する事。
	イ 日本赤十字社との連絡に関する事。
	ウ 救助状況の報告に関する事。
	エ 被災者の相談に関する事。
	オ ボランティア活動との連携及び支援に関する事。
	カ 安否電話問い合わせへの対応に関する事。
	キ 社会福祉施設の被害状況把握に関する事。
	ク 社会福祉施設の入所者、来所者の適切な避難の実施に関する事。
	ケ 在宅要援護者の被災状況の把握及び適切な避難の実施に関する事。
	コ 在宅要援護者等の福祉ニーズの把握に関する事。
	サ 災害時要援護者に関する事。
	シ 社会福祉団体との連携及び協力要請に関する事。
	ス 被災者に対する資金の貸付及び弔慰金等の受付、支払いに関する事。
	セ 災害時における食料の配給に関する事。
	ソ 避難所の開設運営管理に関する事。
	タ 義援金の配分に関する事。
	チ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
ツ 相互応援に関する事。	
テ その他介護福祉対策部に関する事。	
町 民 保 健 対 策 部	ア 避難所等への仮設トイレの調達、設置に関する事。
	イ 埋火葬許可証の発行及び埋火葬相談に関する事。
	ウ ごみ、し尿処理の広域応援に係る要請及び受け入れに関する事。
	エ 災害時の清掃、公害対策に関する事。
	オ 環境保全に関する事。
	カ 災害廃棄物の推定量の算定及び処理計画の作成に関する事。
	キ ごみ、し尿処理の処理に関する事。
	ク 災害廃棄物の処理対策に関する事。
	ケ 被災者の応急救護に関する事。
	コ 医療機関との連絡に関する事。
	サ 災害用医薬品及び対策資材に関する事。
シ 伝染病その他の災害調査及び防疫状況の報告に関する事。	

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

■災害対策本部の所掌事務

対策部名	所掌事務
町民保健 対策部	ス 医療救護員の派遣に関する事。
	セ 県、警察との死体検案業務の調整、実施に関する事。
	ソ 診療所の災害対策に関する事。
	タ 応急医療需要の把握及び医療機関の被害状況の把握、医療可能医院の把握に関する事。
	チ 救護所の開設、運営に関する事。
	ツ 災害時における感染症予防及び防疫に関する事。
	テ 災害時における衛生、保健、栄養指導に関する事。
	ト 被災者に対するメンタルケアに関する事。
	ナ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
	ニ 相互応援に関する事。
	ヌ その他町民保健対策部に関する事。
建設対策部	ア 土木関係（港湾を含む）の災害調査及び報告に関する事。
	イ 大隅地域振興局建設部との連絡に関する事。
	ウ 道路（国道・県道・町道・農道・林道）、河川、橋梁及び海岸等の警戒並びに応急措置に関する事。
	エ 救出、救助、応急復旧に係る建設重機等の調達に関する事。
	オ 災害時の応急復旧に必要な土木建設業者の確保に関する事。
	カ 避難路、緊急輸送路等重要道路施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
	キ 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通対策に関する事。
	ク 急傾斜地、崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所、土砂災害（特別）警戒区域の二次災害防止に関する事。
	ケ 水道施設の被害調査、災害復旧対策並びに応急給水活動に関する事。
	コ 水道関係業者に対する連絡、調整に関する事。
	サ 水道施設被害状況の問い合わせ処理、住民への広報に関する事。
	シ 被災者に対する水道料の軽減等に関する事。
	ス 港湾漁港施設等の応急対策に関する事。
	セ 応急仮設住宅の建設、修理に関する事。
	ソ 応急仮設住宅の入居に関する事。
	タ 被災者等に対する住宅関係融資に関する事。
	チ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
ツ 相互応援に関する事。	
テ その他建設対策部に関する事。	
経 済 対 策 部	ア 農林畜産等関係、災害調査及び報告に関する事。
	イ 災害時における食料対策に関する事。
	ウ 水産関係の災害調査報告に関する事。
	エ 農作物の病害虫防除等応急技術対策に関する事。
	オ 被災農林水産業者の営農指導、生産資材の斡旋に関する事。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

■災害対策本部の所掌事務

対策部名	所掌事務
経 済 対 策 部	カ 災害時炊き出し用米穀等の調達に関する事。
	キ 家畜の防疫及び飼料の確保配分に関する事。
	ク 農業の災害金融に関する事。
	ケ 地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の二次災害防止に関する事。
	コ 災害対策用船舶（漁船等）の確保、あつ旋に関する事。
	サ 漁港施設等の応急対策に関する事。
	シ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
	ス 相互応援に関する事。
	セ その他経済対策部に関する事。
教 育 振 興 対 策 部	ア 教育委員会所管に属する施設の災害対策に関する事。
	イ 教育関係の災害調査報告に関する事。
	ウ 学校施設等の避難所の使用協力に関する事。
	エ 教育関係義援品の受付、配分に関する事。
	オ 被災児童、生徒に対する学用品の配布に関する事。
	カ 県費支弁職員の公務災害等に関する事。
	キ 学校の衛生管理対策に関する事。
	ク 災害時の学校給食に関する事。
	ケ 児童、生徒の安全確保及び避難対策に関する事。
	コ 文教関係の災害資料及び記録に関する事。
	サ 児童及び生徒の応急教育に関する事。
	シ 被災児童及び生徒のメンタルケアに関する事（町民保健対策部門との連携）。
	ス 文化財等の災害調査及び復旧に関する事。
	セ 緊急炊き出しの協力に関する事（介護福祉対策部門との連携）。
	ソ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
タ 相互応援に関する事。	
チ その他教育対策部に関する事。	
税 務 対 策 部	ア 税に関する被害状況等の収集に関する事。
	イ 被災者に対する税の減免及び徴収猶予に関する事。
	ウ 救助法の適用に係る住家被害等の被害調査、認定に関する事。
	エ 一般災害に係る住家等の被害調査、認定に関する事。
	オ 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
	カ 相互応援に関する事。
	キ その他税務対策部に関する事。
デ ジ タル 対 策 部	ア 情報通信システムの防災及び被害の応急復旧に関する事。
	イ 電算システム機器の応急復旧に関する事。
	ウ 通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧に関する事。
	エ 電算保守業者、光ケーブル関連業者への連絡に関する事。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

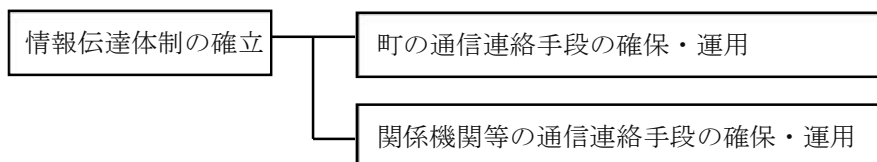
■災害対策本部の所掌事務

対策部名	所掌事務
デ ジ タ ル 対 策 部	オ 各種情報の庁内共有に関する事。
	カ 災害広報（インターネット、メール等）に関する事。
	キ 報道機関への協力要請、取材対応に関する事。
	ク 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
	ケ 相互応援に関する事。
	コ その他デジタル対策部に関する事。
会 計 対 策 部	ア 災害関係経費の出納に関する事。
	イ 義援金の受付、保管に関する事。
	ウ 相互応援に関する事。
	エ その他会計対策部に関する事。
議 会 対 策 部	ア 議会関係の視察、見舞等来町者の接遇に関する事。
	イ 議会関係の連絡、調整に関する事。
	ウ 町議会議員への災害情報の伝達。
	エ 相互応援に関する事。
	オ その他議会監査対策部に関する事。
佐 多 支 所	ア 支所管内の災害状況の調査、情報収集に関する事。
	イ 避難指示等及び各種災害情報の住民への広報、情報提供に関する事。
	ウ 避難所の開設状況の情報収集、報告に関する事。
	エ 支所管内の避難所との情報交換に関する事。
	オ 支所管内の応急対策情報の収集に関する事。
	カ 総務対策部との連絡、調整に関する事。
	キ 支所の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調整に関する事と支所庁舎の管理に関する事。
	ク 所管施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
	ケ 診療所の災害対策に関する事。
	コ 本庁各対策部との連絡調整に関する事。
	サ 農業集落排水施設の災害対策、被害状況調査に関する事。
	シ 農業集落排水施設被害地区への広報及び仮設トイレの設置に関する事。
	ス 相互応援に関する事。
	セ その他支所対策部に関する事。
消 防 団	ア 消防活動に関する事。

第2 情報伝達体制の確立

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。



1 町の通信連絡手段の確保・運用

(1) 通信連絡系統

災害時の町の通信連絡系統としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、N T T一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

(2) 無線通信体制の確立

災害時の町の無線通信連絡体制として、整備済みの町防災行政無線等をはじめ、衛星携帯電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

《資料編 6-2 孤立化集落対策マニュアル》

(3) その他の手段による通信体制の確立

N T T一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているC A T V、オフトーク通信、N T Tの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

その他の各種通信手段（例）

- ・一斉同報メール

町等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能

- ・緊急速報（エリアメール等）

当該市町村内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能

- ・デジタル・サイネージ

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能

- ・データ放送

地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能

・告知放送

各戸に告知端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

(1) 各機関が保有する通信施設の運用

関係機関等においては、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

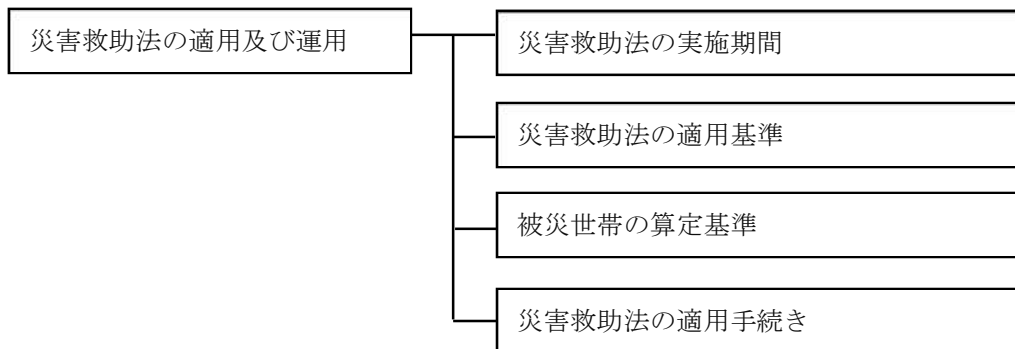
(2) 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて町、県は災害救助法を運用する。



1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として知事が行い、町はこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととすることができる。(災害救助法第13条、鹿児島県災害救助法施行細則)

2 災害救助法の適用基準

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、町において以下に掲げる適用基準に該当した場合、現に救助を必要とする者に対して行う。

ア 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

イ 次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき

(ア) 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。

(イ) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

- (ウ) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

■災害救助法適用基準表

(令和7年4月1日現在)

	人口	基準	
		1号	2号
南大隅町	5,775人	40世帯	20世帯

(2) 救助の種類

実施者は原則知事であるが、町長が実施可能な場合は、町長とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は次のとおりである。

令和5年10月31日現在

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	・避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内	1人1日当り340円以内 ※高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算でき、上記を超える額を加算できる。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	・災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1人1日当り340円以内 ※高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算でき、上記を超える額を加算できる。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	・設置にかかる原材料、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内着工	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の給与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。
		・家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に收容された者 2. 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事ができない者	・主食、副食及び燃料等の経費	災害発生の日から7日以内	1人1日当たり1,230円以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費並びに薬品又は資材の費用	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	・被害の実情に応じ現物給付 ①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	災害発生の日から10日以内	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,800	28,300	3,700

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
医療	災害のために医療の途を失った者	(範囲) ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護	災害発生の日から14日以内	(救護班による場合) ・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 (病院又は診療所による場合) ・国民健康保険の診療報酬の額以内 (施術者による場合) ・協定料金の額以内
助産	災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を要する状態にある者)	(範囲) ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料	分べんした日から7日以内	(救護班による場合) ・使用した衛生材料等の実費 (助産師による場合) ・慣行料金の100分の80以内の額
被災者の救出	1. 現に生命身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生から3日(72時間)以内	当該地域における通常の実費

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急な修理が必要な部分に対し現物をもって行う。	災害発生の日から10日以内	1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受けた世帯（全壊は、修理することで移住することが可能な場合） 50,000円以内
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊、半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ移住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う。	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内
	3. 住家が半壊、半焼に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者			1世帯当たり 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童	・被害の実情に応じ現物給付 ①教科書及び教材 ②文房具 ③通学用品	災害発生の日から（教科書）1か月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材・実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学校児童 4,800円 ・中学校生徒 5,100円 ・高等学校等生徒 6,600円
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	・棺又は棺材の現物給付 ①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	災害発生の日から10日以内	1体当たり ・大人（12歳以上） 219,000円以内 ・小人（12歳未満） 175,000円以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に対する処理(埋葬を除く)をする。	(範囲) ①死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 ②死体の一時保存 ③検索	災害発生の日から10日以内	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存 ・死体一時収容施設利用時通常の実費 ・上記が利用できない場合1体当たり：5,400円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検索 ・救護班以外は慣行料金
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内	町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均138,700円以内

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の判定基準

(第5章第2節第1 「11 罹災証明書の交付(1) 被害認定基準を参照)

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位

イ 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

4 災害救助法の適用手続き

災害に対し、町における災害が、「2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

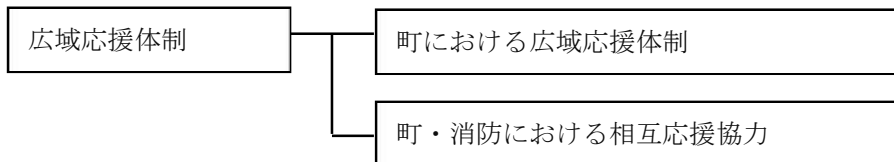
連絡先	N T T回線
危機管理課危機管理係	099-286-2250

第4 広域応援体制

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した町、県及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、町、県及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整え、るとともに、町及び県においては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県又は市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定等の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



1 町における広域応援体制

(1) 災害情報・被害情報の収集・分析

ア 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、所管業務に係る応援要請の受付と、災害対策本部建設対策部等で把握した以下の情報を収集する。

- (ア) 生き埋め等の件数（人的被害状況等）
- (イ) 出火件数、又は出火状況
- (ウ) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- (エ) 応急対策の状況等

イ 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

■ 応援要請先一覧

(ア) 被災地外の県内市町村	(キ) (カ) 以外の都道府県
(イ) 本県を所管する指定地方行政機関	(ク) 消防庁（緊急消防援助隊等）
(ウ) 本県を所管する指定公共機関	(ケ) 他の都道府県警察災害派遣隊等
(エ) 県内の指定地方公共機関	(コ) その他の国の機関
(オ) その他の県内の公共的団体等	(サ) その他の公的防災関係機関
(カ) 協定にある九州・山口各県等	

ウ 検討結果の報告

各対策部は、検討結果について、危機管理防災対策部本部連絡班を經由して本部会議に報告するものとする。

(2) 応援の受入れ体制の確立

町及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

また、町、県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。

応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

ア 応援受け入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請や、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各対策部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

イ 受入れる際の留意事項

応援の受け入れを決定した場合、危機管理防災対策部本部連絡班と各対策部は、以下の点について留意し必要があれば協議する。

(ア) 受入れルート

(イ) 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等

ウ 応援要請の連絡

(ア) 各対策部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、上記イの内容も併せて伝える。

(イ) 各対策部は、防災対策支部、防災関係機関へ応援要請を行った旨連絡する。

エ 国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務対策部秘書班が調整窓口となって必要な調整を行うものとする。

(3) 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

町は、国もしくは県、市町村の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請について、県等の関係機関と協議する。

ア 国・県等の職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づく。

「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく。

(4) 県と各都道府県との災害時相互応援協定

ア 九州・山口9県災害時応援協定

この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うものである。

イ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

ウ 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

エ 災害時における鹿児島県・岐阜県災害時相互応援協定

オ 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定

カ 防災消防ヘリコプター相互応援協定

この協定は、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県において、県が保有するヘリが耐空検査等で運休となっている期間にヘリの出動事案が発生した際、他県に要請を行うことができるものであり、県保有ヘリが運行可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は要請が可能である。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

(5) 県による国への応援要請等

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。

国（国土交通省）は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

2 町・消防における相互応援協力

(1) 県及び市町村相互の応援

ア 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

町は災害が発生し、町のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

(ア) 町は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

(イ) (ア) の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(ウ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

イ 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、町は県に対し、その調整を要請する。

ウ 町内所在機関相互の応援協力

町の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、町が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

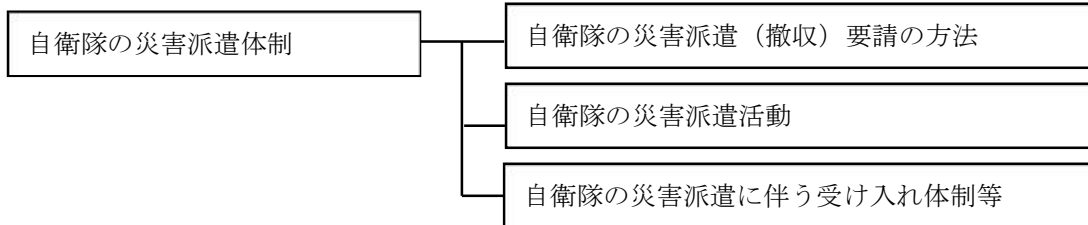
(2) 消防機関の応援

町長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、町の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

第5 自衛隊の災害派遣

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町をはじめ県や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

(1) 災害派遣の範囲

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- エ 災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- オ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- カ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合
- キ 庁舎・営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 災害派遣要請の手続き

町長が自衛隊の災害派遣を要すると認めた場合は、次の事項を明らかにし原則として知事に派遣要請を依頼する。

ただし、緊急やむを得ない場合は町長が直接自衛隊に要請するものとするが、この場合も事後速やかに知事あてその旨を報告するものとする。

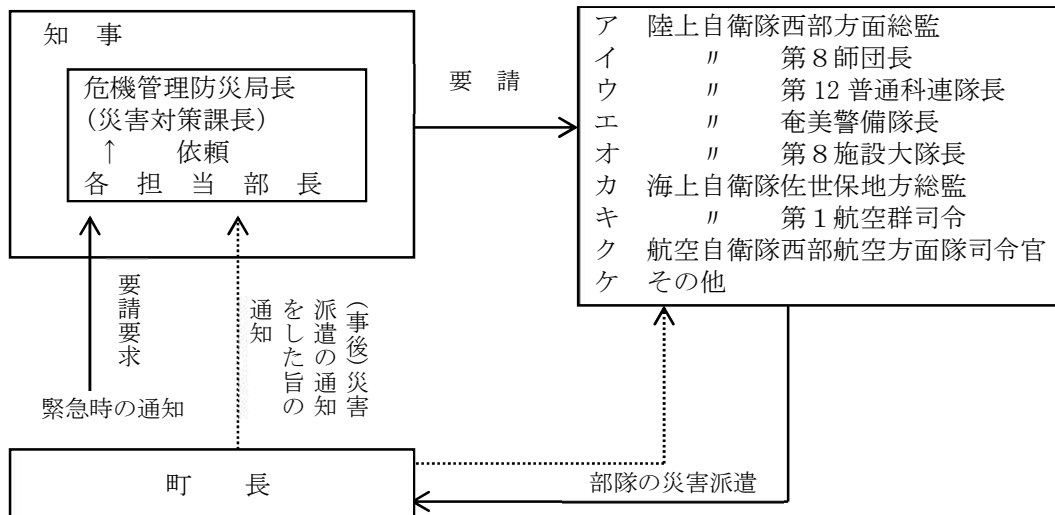
- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考事項（派遣を希望する人員、車輛等の概数）

なお、町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。

その場合、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

■自衛隊派遣要請系統



2 自衛隊の災害派遣活動

(1) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容はおおむね以下のとおりである。

■災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
入浴支援	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴の支援を行う。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所轄に属する物品の無償貸し付け及び譲与等に関する省令(平成29年3月31日外防衛省令第6号(第3次改正))」に基づき、救援物資を無償貸付又は譲与する。

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

区分	活動内容
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監督が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 災害派遣部隊の自衛官の権限等

ア 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長の委任を受けて町長の職権を行う町の職員、警察官及び海上保安官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

(ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

(イ) 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

(ウ) 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

(エ) 町民等を応急措置の業務に従事させること。（災害対策基本法第65条第3項）

イ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる。（災害対策基本法第76条の3第3項）この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

(1) 派遣部隊の受入体制

ア 町及び県は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておくこと。特に駐車場について留意すること。（地積、出入りの便を考慮）

イ 町及び県は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。

ウ 災害地における作業等に関しては、町及び県と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定すること。

エ その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意すること。

(2) 資機材の準備

ア 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除き出来得る限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

イ 災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて町及び県において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを町及び県に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて町及び県はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

ウ 使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、出来得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行うものとする。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

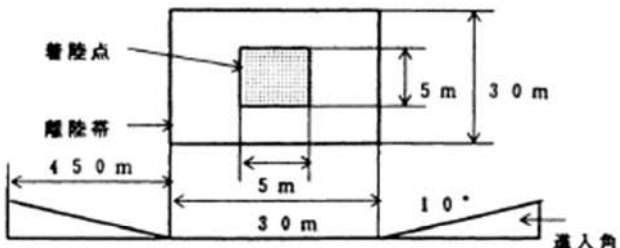
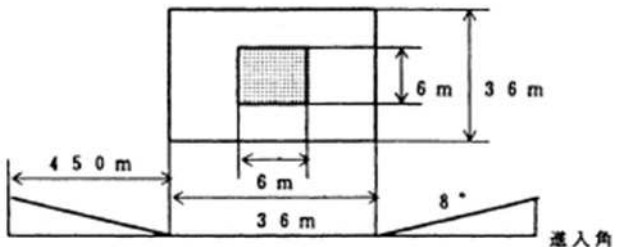
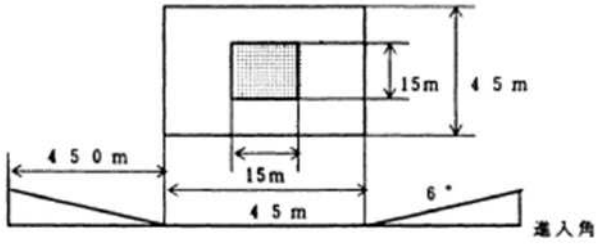
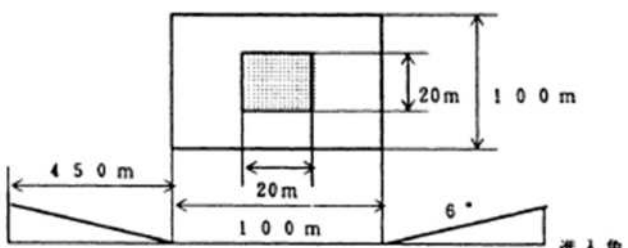

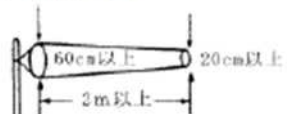
第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

(4) ヘリコプターの臨時発着場

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送の現地発着場として次のヘリコプター発着場条件に基づき、次の箇所を発着場とし、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておくものとする。

《資料編 3-4 ヘリコプター臨時発着場》

■ヘリコプター発着場の基準及び表示要領

区分	条件	標	準
	OH-6J (小型機)		
	HU-1B (中型機)		
	UH-60J (大型機)		
	CH-47 (大型機)		
表示要領		<p>1 着陸点</p>  <p>2 風向指示器</p> 	<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。</p> <p>着陸点付近(着陸点からなるべく離れた地点)に吹き流し、又は旗を立てる。</p> <p>(1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度</p>

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

第6 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

1 従事命令による労働力の確保

(1) 命令の種類と執行者

対象作業	種類	根拠法令	執行者
災害応急対象事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法 71 条	知事、 委任を受けた町長
	協力命令		
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法 7 条	知事
	協力命令	災害救助法 8 条	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 65 条 1 項	市町村長
		災害対策基本法 65 条 2 項	警察官、海上保安官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 4 条 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
救急業務	協力命令	消防法 35 条の 10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法 24 条	水防管理者、消防団長 消防機関の長

第3章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

(2) 命令の対象者

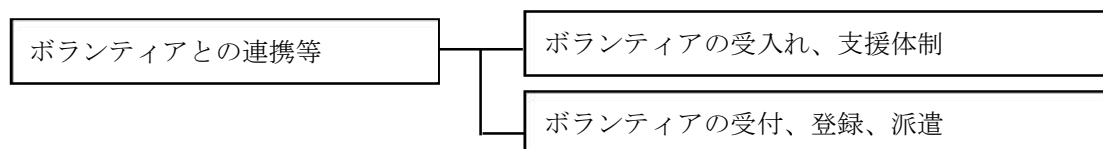
命令の種別による従事対象者は次のとおりである。

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1. 医師、歯科医師、薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師 3. 土木技術者、建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木、建築業者及びこれ等の従業者 6. 軌道経営者及びその従業者 7. 自動車運送業者及びその従業者 8. 船舶運送業者及びその従業者 9. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 （災害応急対策全般）	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 （消防作業）	火災及び火災を除く災害の現場
消防法による救急隊員の協力命令 （救急業務）	救急事故の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第7 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、町、県では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。



1 ボランティアの受入れ、支援体制

(1) ボランティア活動に関する情報提供

災害対策本部は、被災者の様々なニーズの把握に努め、社会福祉協議会と情報交換を行うとともに、報道機関を通じて求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

ア 救援支援本部における対応

町社会福祉協議会は、災害が発生した場合速やかに災害ボランティアセンターを設置し、町災害対策本部と連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、近隣支援本部を設ける。

イ 災害ボランティアセンターにおける対応

町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、町等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により周辺市町社会福祉協議会に協力要請を行う。

ウ 近隣支援本部における対応

近隣支援本部を設置した場合においては、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。なお、他地域市町村社会福祉協議会等は近隣支援本部に対して積極的に人的な協力等に努める。

2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受け入れにあたっては、近隣支援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について災害ボランティアセンター、災害対策本部と連絡調整を図るものとする。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介及び加入に努める。

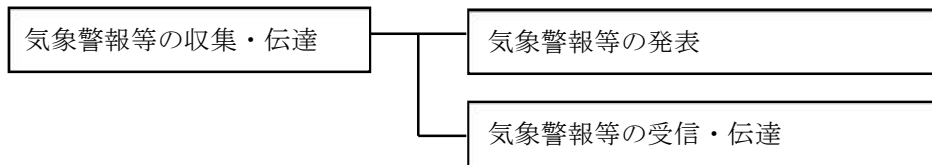
なお、町への直接のボランティア活動の問合せに関しては、介護福祉対策部が総合窓口となり、近隣支援等に引き継ぐものとする。

第2節 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象警報等の発表以降、災害の発生に到る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第1 気象警報等の収集・伝達

町及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



なお、令和8年5月頃から運用予定の新たな防災気象情報の名称を以下に示す。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

発表基準や伝達システムは発表されていないため、以降は地域防災計画改訂時の発表基準や伝達システムで記載する。

1 気象警報等の発表

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は以下により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、町民の自発的な避難判断等を促す。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

ア 特別警報の種類及び発表基準

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。

イ 南大隅町の警報・注意報の種類及び発表の基準

種	類	発	表	基	準					
注 意 報	気象 注意報	強風注意報	平均風速 12m/s ^{*1} 以上が予想されるとき。							
		大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがあるとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">表面雨量指数</td> <td style="text-align: center;">土壌雨量指数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">97</td> </tr> </table>				表面雨量指数	土壌雨量指数	15	97
		表面雨量指数	土壌雨量指数							
		15	97							
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下</td> </tr> </table>				最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下				
	最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下									
	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">11月30日までの早霜、3月10以降の晩霜：最低気温 4℃以下</td> </tr> </table>				11月30日までの早霜、3月10以降の晩霜：最低気温 4℃以下				
	11月30日までの早霜、3月10以降の晩霜：最低気温 4℃以下									
	高潮 注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">潮位（標高） 1.9m以上</td> </tr> </table>				潮位（標高） 1.9m以上			
		潮位（標高） 1.9m以上								
波浪注意報		風浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想されるとき。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">有義波高 2.5m以上</td> </tr> </table>				有義波高 2.5m以上				
有義波高 2.5m以上										
洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">流域雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">複合基準^{*2}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雄川流域=29.5</td> <td style="text-align: center;">雄川流域= (12, 25.3)</td> </tr> </table>				流域雨量指数基準	複合基準 ^{*2}	雄川流域=29.5	雄川流域= (12, 25.3)	
流域雨量指数基準	複合基準 ^{*2}									
雄川流域=29.5	雄川流域= (12, 25.3)									

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

種 類		発 表 基 準				
警 報	気象 警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速 20m/s ^{※3} 以上			
		大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>表面雨量指数</td> <td>土壌雨量指数</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>144</td> </tr> </table>	表面雨量指数	土壌雨量指数	15
	表面雨量指数	土壌雨量指数				
	15	144				
	高潮 警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 潮位（標高）2.4m以上			
波浪 警報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高 6.0m以上				
洪水 警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> <td>複合基準^{※2}</td> </tr> <tr> <td>雄川流域=36.9</td> <td>雄川流域= (12, 34.1)</td> </tr> </table>	流域雨量指数基準	複合基準 ^{※2}	雄川流域=36.9	雄川流域= (12, 34.1)
流域雨量指数基準	複合基準 ^{※2}					
雄川流域=36.9	雄川流域= (12, 34.1)					

※1：大隅海峡の観測値は15m/sを目安とする。

※2：（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※3：大隅海峡の観測値は25m/sを目安とする。

ウ 予報・警報等の細分区域

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
さつまちほう 薩摩地方	いずみ いさ 出水・伊佐	阿久根市、出水市、伊佐市、長島町
	せんさつ あいら 川薩・始良	薩摩川内市 ^{※1} 、霧島市、始良市、さつま町、湧水町
	こしきま 甑島	薩摩川内市 甑島
	かごしま ひおき 鹿児島・日置	鹿児島市、いちき串木野市、日置市
	いぶすきかわなべ 指宿・川辺	枕崎市、指宿市、みなみさつま市、南九州市
おおすみちほう 大隅地方	そお 曾於	曾於市、志布志市、大崎町
	きもつき 肝属	かのやし、たるみずし、きもつきちょう、ひがしくらちょう、きんこうちょう、みなみおおすみちょう 鹿屋市、垂水市、肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町
たねがしま 種子島・ やくしまちほう 屋久島地方	たねがしまちほう 種子島地方	にしのおもてし、みしまむら、なかたねちよう、みなみたねちよう 西之表市、三島村、中種子町、南種子町
	やくしまちほう 屋久島地方	屋久島町
あまみちほう 奄美地方	としまむら 十島村	としまむら 十島村
	ほくぶ 北部	あまみし、やまとそん、うけんそん、せとうちちよう、たつごうちよう、きかいちよう 奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
	なんぶ 南部	とくのしまちよう、あまぎちよう、いせんちよう、ねどまりちよう、ちなちよう、よろんちよう 徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

エ 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(ア) キキクル

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5(緊急安全確保)に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4(避難指示)に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3(高齢者等避難)に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5(緊急安全確保)に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5(緊急安全確保)に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4(避難指示)に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3(高齢者等避難)に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(イ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(種子島地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(鹿児島県)で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

第3章 災害応急対策

第2節 警戒避難期の応急対策

(ウ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（鹿児島県では1時間120mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(エ) 線状降水帯

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報」「顕著な大雨に関する奄美地方（鹿児島県）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることもあるため、この情報は心構えを一段高めことを目的とする。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせて活用し、大雨災害に対する危機感を早めにもって、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。

雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する鹿児島県気象情報」、「記録的な大雨に関する大隅地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（種子島地方など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位で発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警報を市町村単位で発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

町が行う土砂災害の避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を避難指示の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、県河川砂防情報システムによる土砂災害危険度（レベル1、2、3、4）、気象庁ホームページの土砂キキクルなども合わせて判断する。

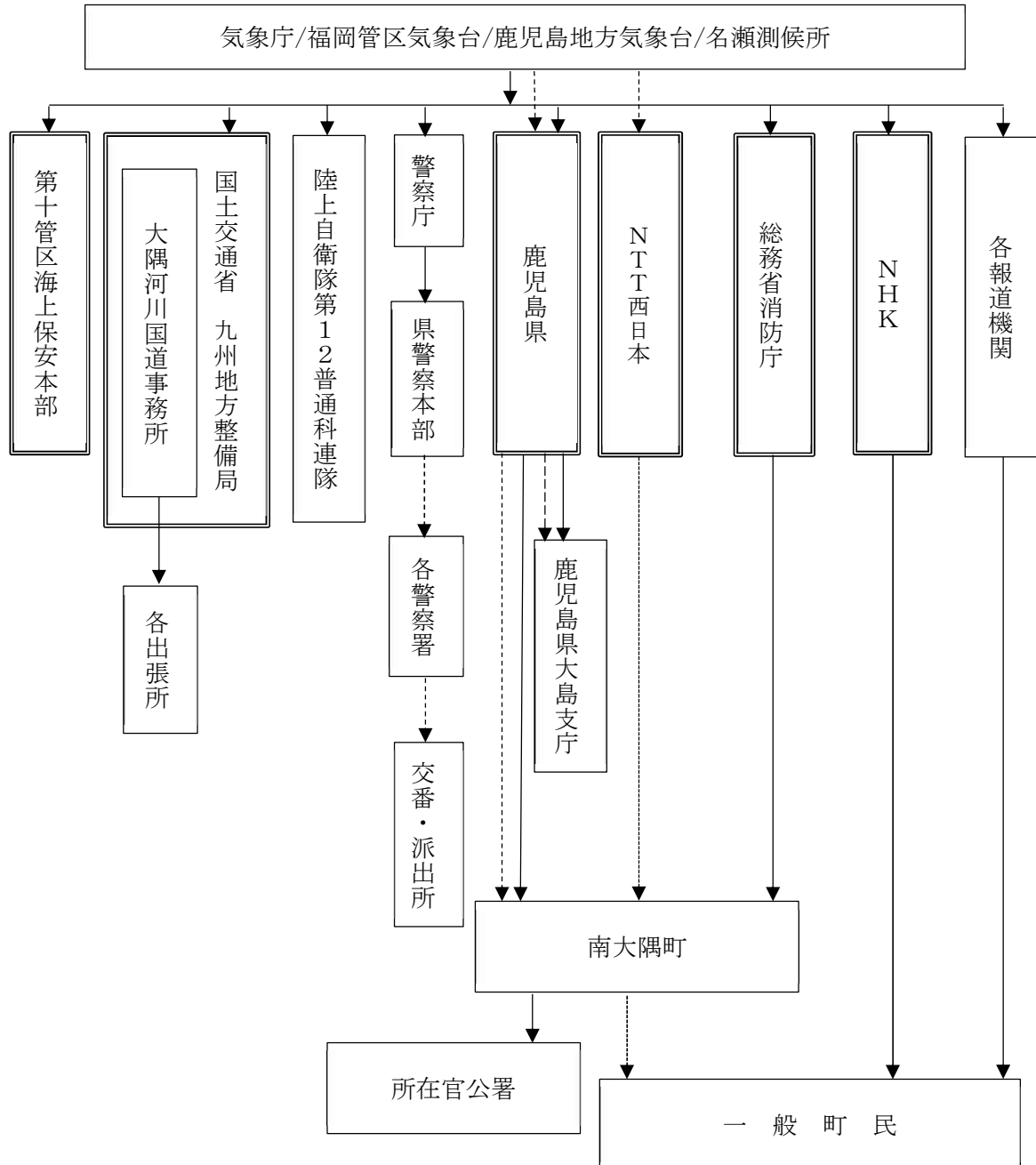
2 気象警報等の受信・伝達

(1) 気象警報等の受信・伝達

町長は、連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに警報等の伝達を受けたときは、町地域防災計画に定めるところにより速やかに所在官公署及び町民に周知徹底させる。

この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。

(2) 気象予・警報、情報等の伝達系統



第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

(3) 気象予・警報、情報等の種類と伝達方法

ア 鹿児島地方気象台、名瀬測候所が通知する予・警報、情報等の種類と伝達方法及び形式

伝達先	種類	特別警報・警報						注意報						大気現象通報	情報	伝達方法	特別警報・警報・注意報の伝達形式	
		暴風	暴風雪	大雨(雷)	高潮	洪水	波浪	強風	風雪	大雨(雷)	高潮	洪水	波浪					警報のない注意報*
鹿児島地方気象台	NTT西日本又は東日本	○*	○*	○*	○*	○*	○*									オンライン	全文	
	鹿児島県	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防災報 掲載のみ	〃
	第十管区海上保安本部	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃	〃
	鶴田ダム管理所	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	気象報 伝送システム	〃
	NHK鹿児島放送局	○*	○*	○*	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃	〃
	鹿児島県警察本部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防災報 掲載のみ	〃
	川内川(河川事務所・大隅河川 国道事務所・鹿児島国道事務所)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	気象報 伝送システム	〃
名瀬測候所	NTT西日本又は東日本	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *									オンライン	〃	
	鹿児島県	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防災報 掲載のみ*	〃
	奄美海上保安部	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防災報 掲載のみ	〃
	NHK鹿児島放送局	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *	○	○	○	○	○	○	○	○	○	気象報 伝送システム	〃

- (注) 1. 災害時及び通信障害時においては、伝達先の機関において気象官署に職員を派遣する等の方法によって、防災気象情報(特別警報・警報・注意報を含む)の確保に努めるものとする。
2. *印の警報は受信担当者の確認操作により、受領証を気象官署に返信するものとする。
3. 水防活動用気象警報・注意報, 水防活動用高潮警報・注意報, 水防活動用洪水警報・注意報, それぞれ大雨特別警報・警報・注意報, 高潮特別警報・警報・注意報, 洪水警報・注意報をもって代えるものとする。
4. *1は鹿児島地方気象台を経由し、対象機関に通知される。
5. *2の洪水は、警報のみ(特別警報なし)
6. *3警報のない注意報(雷, 融雪, 濃霧, 乾燥, なだれ, 低温, 霜, 着氷・着雪)

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

イ 防災関係機関が伝達する予・警報時の種類と伝達方式

各機関の伝達先	伝 達 事 項															津波予報	伝達式	伝達内容	
	特別警報・警報							注 意 報											
	暴風	暴風雪	大雨	高潮	洪水*	波浪	その他	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水	波浪	その他					
川内川河川・大隅河川国道事務所→県							水防○										無線FAX 又は 電話FAX	全文	
第十管区海上保安本部→船舶							海上○									○	無線電話 その他		
NTT西日本又東日本→伊村	○	○	○	○	○	○										○	電 話 FAX	全文	
鹿児島県→伊村	○	○	○	○	○		水防 洪水 予報 ○	火災 通知 ○									洪水 予報 ○	無線FAX 電話FAX 加入電話 又は 加入電報	全文
NHK鹿児島放送局→一般	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	無線電	全線文 又は 標題のみ	
川内河川・大隅河川国道事務所 鹿児島地方検察庁→県・一般							洪水 予報 ○										洪水 予報 ○	無線FAX 又は 電話FAX	全文

(注) *の洪水は、警報のみ(特別警報なし)

(4) 雨量に関する情報等の伝達

町は、雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び町民への周知を図る。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮する。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

町は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び町民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

第2 災害情報・被害情報の収集・伝達

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者(行方不明となる疑いのある者)についても、関係機

第3章 災害応急対策

第2節 警戒避難期の応急対策

関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

町職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。また、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、町災害対策本部へ報告する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 報告情報の集約

町災害対策本部は、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 町から県等への報告

災害規模の把握のための町から県等への報告は以下を目標に実施する。

(ア) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- a 勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）
- b 勤務時間内（災害発生直後）

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(ウ) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

(エ) 町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(オ) 町は、県が行う人的被害者数の広報について、密接に連携する。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和4年5月13日策定、令和5年3月31日一部見直し）に基づき町と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

(4) 災害情報等を収集するにあたっての留意事項

町、県及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

2 災害情報等の報告

(1) 災害情報等の報告系統

ア 町長は、管内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

イ 県内防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、県その他関係機関と密接な関係のあるものについて、県その他関係機関に通報連絡する。

(2) 災害情報等の種類及び内容

ア 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

(ア) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの

(イ) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの

(ウ) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの

(エ) 災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

イ 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する以下のものをいう。

(ア) 災害即報

報告（通報）すべき災害等を知覚した時、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

く、わかる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、判明したものの中から逐次報告するもの

(イ) 災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの

(ウ) 災害中間年報

12月20日までに報告（通報）するもの

(エ) 災害年報

4月30日までに報告（通報）するもの

(3) 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

ア 災害発生のおそれのある異常気象の通報要領

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者又は道路情報連絡員からの情報を受けた者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、地震、水象、海難の場合は町長又は警察署長（警察官）、海上保安官署（海上保安官）に通知する。

(イ) 警察署長の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町長に通報する。

(ウ) 町長の通報

(ア)、(イ)及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

- a 気象、地震、水象に関するものは、関係気象官署
- b その異常現象により災害発生が予想される隣接市町
- c その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

(エ) 県出先関係機関の通報

町長からの通報その他により異常現象を承知した県出先関係機関は、直ちに県各部の関係課に通報する。

(オ) 町長の気象官署に対する通報要領

気象官署に係る異常現象を承知した町長が関係気象官署に通報する要領は以下のとおり。

- a 通報すべき事項
 - (a) 気象関係
 - (b) 水象に関するもの（台風等に伴う異常潮位、以上波浪等）
- b 通報の種類
通報の方法は、電話、電報によることを原則とする。
- c 通報のあて先
通報のあて先は、鹿児島地方気象台及び名瀬測候所とする。
- d 通報に要する電話・電報の費用は、原則として町の負担とする。

(ア) 町長の通報・収集要領

異常現象発見者が町長その他関係機関に通知する要領、系統等については、町地域防災計画において地域の実情に即して具体的に定められた要領に基づく。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

イ ア以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

(ア) 町長の方法

a、b、c 及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに以下の機関に通報する。

- a 河川の漏水等水防に関するものは、消防署、消防団、大隅地域振興局建設部
- b 火災発生に関するものは、消防署、消防団
- c その他異常気象により災害の発生が予想される隣接市町及び予想される災害の対策実施機関

(イ) 防災関係機関の方法

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち県その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、県その他防災関係機関に通報する。

(4) 災害報告の様式

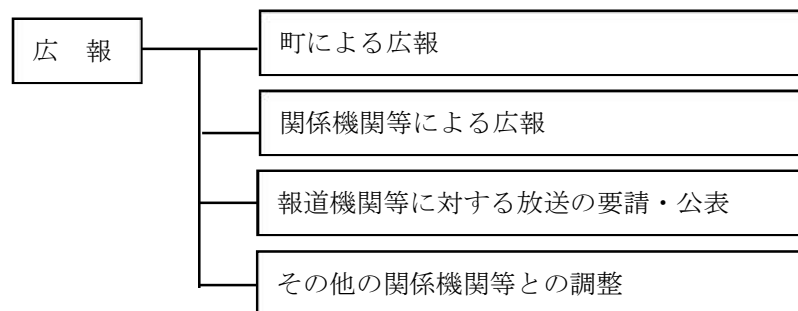
町において、全体の被害を収集する被害報告の内容は、鹿児島県災害報告取扱要領（平成15年3月31日消第1066号）による。

(5) 災害報告の留意事項

- ア 町は、災害報告にあたり、災害報告の責任者として「災害連絡員」1名定めておき、報告に関する一切の責任を負わせるものとし、更に災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定める。
- イ 被害状況の報告に際しては、警察の報告と町及び県の各対策機関の報告とがくいちがわないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期するものとする。

第3 広報

町、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



1 町による広報

(1) 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮する。

第3章 災害応急対策

第2節 警戒避難期の応急対策

ア 災害危険地域住民への警戒呼びかけ(避難誘導)、避難指示

町の広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断される時は、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

イ 災害発生後の広報

町及び県は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- (ア) 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示
- (イ) 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- (ウ) 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

ウ 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町及び県は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

- (ア) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- (イ) 地区別の避難所
- (ウ) 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、鹿児島県防災Web、緊急速報(エリアメール等)、告知放送から情報を入手するようなど。

(エ) 安否確認

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や、各携帯電話会社が大规模災害時に開設する災害用伝言板などを活用するよう広報する。

(オ) 被災者救援活動方針・救援活動の内容

エ 情報収集

- (ア) 総務対策部は、各対策部が把握する災害情報、その他広報資料を積極的に収集する。
- (イ) 必要に応じ災害現場の写真等により収集する。

(2) 広報手段

ア 町による広報手段

町は、災害情報及び応急対策等町民に周知すべき広報事項について、内容に応じて次の方法により迅速的確に行う。

- (ア) 防災行政無線及び有線放送
- (イ) 広報車
- (ウ) Lアラート(災害情報共有システム)
- (エ) 報道機関
- (オ) 広報誌その他

2 関係機関等による広報

(1) 放送機関による広報

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、町民の情報ニーズに応えるとともに、町民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。

第3章 災害応急対策

第2節 警戒避難期の応急対策

したがって、各放送機関は、各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や県民広報を実施する体制を強化する。

(2) その他の防災関係機関による広報

ア 九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、ホームページ・携帯電話サイト及び広報車・報道機関等により町民への周知に努める。

イ NTT西日本株式会社

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、自社ホームページ・広報車・報道機関等により町民への周知に努める。

ウ ガス会社

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等による町民への周知に努める。

3 報道機関に対する災害情報の提供

(1) 放送機関に対する災害情報の提供

町は、避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報について、原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

(2) 放送機関に対する広報の要請

ア 放送要請の要領

町（総務対策部）は県に対して、災害の発生が時間的に迫っていて、町が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法57条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

放送機関に対する放送の依頼は、原則として事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が町からの要請を受けて行う。要請にあたって、県は放送要請の理由、放送事項を明示し、放送機関は、要請のあった事項について放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

なお、町は、県の放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

(3) 報道機関に対する発表

町及び県の広報担当者は、災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

ア 報道発表の要領

(ア) 発表担当者は、原則として広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。

(イ) 事前に広報担当課との協議の上報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限とする。

(ウ) 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

(エ) 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

イ 報道機関へ要領並びに発表する広報内容

- (ア) 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕
- (イ) 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- (ウ) 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- (エ) 火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (オ) 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- (カ) 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- (キ) 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- (ク) 避難状況等〔発表〕
- (ケ) 被災地外の町民へのお願い〔要請〕
- (例) ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
 - ・安否情報については、NTTなどの災害用伝言ダイヤルを活用してほしい。
 - ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
 - ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。…等
- (コ) ボランティア活動の呼びかけ
- (サ) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
- (シ) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕
- (ス) 電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕
- (セ) 河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

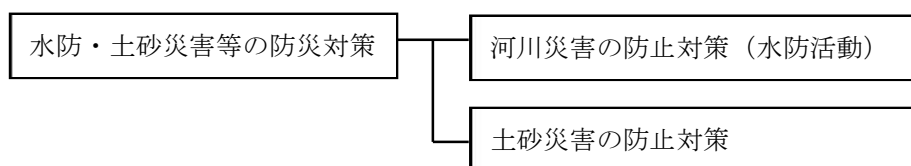
4 その他関係機関との調整

- (1) 災害対策本部が広報を実施したとき
町及び県の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。
- (2) 関係機関が広報を実施したとき
関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに町及び県の災害対策本部へ通知する。

第4 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町・県は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



1 河川災害の防止対策

河川災害の防止対策（水防活動）は、『鹿児島県水防計画書』に準じ、以下の活動を行う。

第3章 災害応急対策

第2節 警戒避難期の応急対策

(1) 水防体制の確立

各河川管理者は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を『鹿児島県水防計画書』に定めた方法に準じて確立する。

(2) 水防情報及び被害情報等の収集・伝達

河川管理者は、『鹿児島県水防計画書』に定めた方法に準じて、気象注意報・警報や水防警報を受信・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測値を通報するなど、各種水防情報を収集・伝達する。

また、これらの情報に留意し、二次災害につながるおそれのある河川施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ため池については、町管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

(3) 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

河川管理者は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

ア 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダムの洪水調整等による流量調整を行う。

イ 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

ウ 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

エ その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- (ア) 出動・監視・警戒及び水防活動
- (イ) 通信連絡及び輸送
- (ウ) 避難のための立退き
- (エ) 水防報告と水防記録
- (オ) その他

2 土砂災害の防止対策

(1) 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

(2) 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、土砂災害警戒区域等や山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等における斜面崩壊や土石流等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

(3) 土砂災害などによる被害の拡大防止（応急復旧措置）

ア 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流等が懸念される場合は、町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防関係事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

イ 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

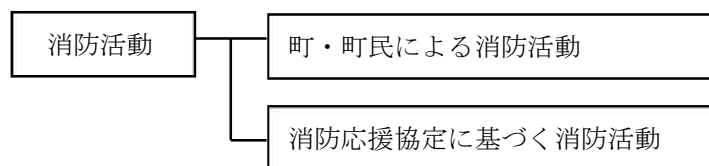
町は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

第5 消防活動

火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、町民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

また、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



1 町・町民による消防活動

(1) 町の消火活動

消防機関は、町が策定した消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

(2) 町民の対策

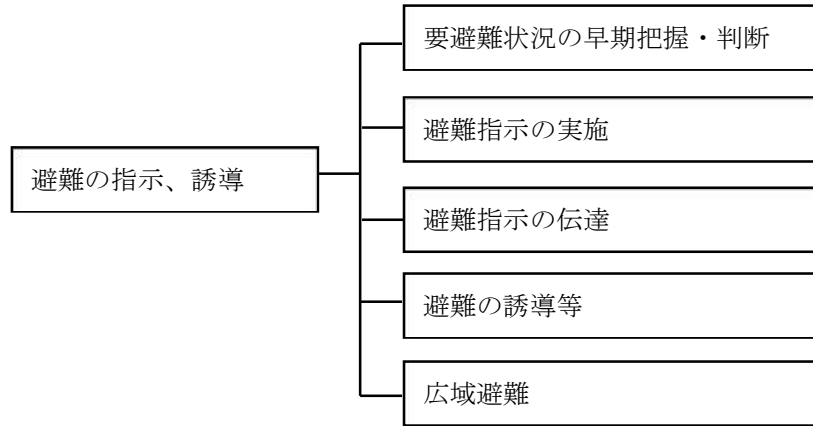
町民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

2 消防応援協定に基づく消防活動

大規模な火災等が発生し、町等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

第6 避難の指示、誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。このため、特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるものとする。



1 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町及びその他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

ア 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の町民が適切な避難活動が実施できるよう、町及び消防本部その他は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、町民の避難活動を補完する。

イ 斜面災害防止のための避難対策

鹿児島県の土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。町及び消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて、必要な対策を講ずる。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

2 避難指示の実施

(1) 避難指示等の発令

ア 町は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。

イ 町は、避難指示等を発令する際には、居住者等が、自らがとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。
なお、警戒レベルは、洪水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。

■避難情報と居住者等がとるべき行動

区分	警戒レベル	居住者等に求められる行動
緊急安全確保	警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・防災マップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
早期注意情報	警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

ウ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

エ 町は、避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 避難指示等の基準

ア 洪水等

発令区分	避難情報の発令基準（洪水）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ①洪水キキクルで「警戒」（赤）が出現した場合 ②雄川の北之口橋の水位が、避難判断水位（レベル3水位）である 4.77mに到達した場合 ③堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ④警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過し大量の降雨が予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ①洪水キキクルで「危険」（紫）が出現した場合 ②雄川の北之口橋の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）である 5.88mに到達した場合 ③堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過し大量の降雨が予想される場合 ⑤警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過し大量の降雨が予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p style="text-align: center;">（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①洪水キキクルで「災害切迫」（黒）が発表された場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） ④河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認した場合 <p style="text-align: center;">（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
解除	<p>水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合であって、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階</p>

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

イ 土砂災害等

発令区分	避難情報の発令基準（土砂災害）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①土砂災害警報が発表され、かつ、土砂キキクルで「警戒」（赤色）が出現した場合 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂キキクルで「危険」（紫）が出現した場合 ③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） ①土砂災害特別警報が発表された場合 ②土砂キキクルで「災害切迫」（黒）が出現した場合 （災害発生を確認） ①土砂災害が発生した場合
解除	土砂災害警戒情報が解除された段階とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。この際、国や県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

ウ 高潮等

発令区分	避難情報の発令基準（高潮）
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①高潮注意報の発表において高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 ③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	①高潮警報が発表された場合 ②高潮について警報級の可能性が高い旨言及され、かつ、暴風警報又は、暴風特別警報が発表された場合 ③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） ①水門、陸閘等の異常が確認された場合 ②浸水が発生したと推測される場合 （災害発生を確認） ①海岸堤防等が倒壊した場合 ②異常な越波・越流が発生した場合
解除	高潮警報（警戒レベル4相当）が解除された段階とする。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とし解除する。

(3) 町の実施する避難措置

ア 避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- (ア) 避難すべき理由（危険の状況）
- (イ) 避難の経路及び避難先
- (ウ) 避難先の給食及び救助措置
- (エ) 避難後における財産保護の措置
- (オ) その他

イ 避難対策の通報・報告

- (ア) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- (イ) 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を災害対策課（県本部設置時は本部連絡班又は所支部）に報告しなければならない。
- (ウ) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

(エ) 町は、避難措置の実施に関し町地域防災計画等において、以下の事項を定める。

- a 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- b 避難措置を実施する区域別責任者（町職員等の氏名）
- c 避難の伝達方法（特に、要配慮者に配慮する。）
- d 各地域の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法
- e その他の避難措置上必要な事項

ウ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(4) 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

ア 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに町長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

イ 警察官による避難等の措置（警察官職務執行法第4条による）

警察官は、「(1) 避難指示等の発令」のほか、警察官職務執行法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

ウ 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、警戒区域の設定を行うことができる。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

エ 自衛官の行う避難措置

町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(5) 県の実施する避難措置

ア 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

イ 町が行う避難誘導の指導・応援協力

第3章 災害応急対策

第2節 警戒避難期の応急対策

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、町の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

(ア) 町の避難指示等の発令状況を把握し、県本部連絡班に報告する。

(イ) 町から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

ウ 県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

鹿児島県立南大隅高等学校、鹿児島県根占自転車競技場の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者等に指示し、生徒等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を県災害対策課（県災害対策本部設置時は、本部連絡班）に通報する。

エ 避難状況等に関する広報

県災害対策課は、支部から避難状況等に関する情報を入手し、県広報課を通じて報道機関に対して広報を依頼し、一般住民等に対して広報を行う。

(6) 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

ア 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

(7) 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

ア 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難指導を実施する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時対応を実施する。

イ 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

(8) 学校・教育施設等における避難措置

第3章 災害応急対策

第2節 警戒避難期の応急対策

町及び教育委員会は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

ア 在校時の町立学校の児童生徒の避難対策

(ア) 避難の指示等の徹底

- a 教育長の避難指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。
- b 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- c 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取る。
- d 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- e 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。
- f 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- g 学校が町地域防災計画等に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- h 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

(イ) 避難場所の確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

イ 在校時の鹿児島県立南大隅高等学校の学生の避難対策

(ア) 避難の指示等の徹底

- a 町長等の指示による避難の指示等に従う。
- b 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、学生を安全な場所に避難させる。
- c 学生の避難順位は、疾病、身体障がい者等を優先して行う。
- d 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、学生を安全な場所に避難させる。
- e 学校が町地域防災計画等の定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、学生の保護者が学校に避難してきた場合は、学生をその保護者に引き渡す。
- f 学生が学校の管理外にある場合は、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

(イ) 避難場所の確保

鹿児島県立南大隅高等学校の校長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた避難場所を選定し、避難させる。

(9) 車両等の乗客の避難措置

ア 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

イ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、すみやかに町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

3 避難指示の伝達

(1) 町長による避難指示等の伝達

ア 避難計画にもとづく伝達

町長は、町地域防災計画の避難計画において予め定められた避難指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

イ 災害状況に応じた伝達

避難指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、町民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、町が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

(ア) 同報無線等無線施設を利用した伝達

(イ) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

(ウ) サイレン及び警鐘による伝達

(エ) 広報車からの呼びかけによる伝達

(オ) 緊急放送（エリアメール等）

(カ) 告知放送

(キ) テレビ、ラジオ、インターネット（町ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、電話等の利用による伝達

ウ 伝達方法の工夫

町長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、町民に迅速・確実に伝達する。

(2) 関係機関等による避難指示等の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、町の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画にしたがい、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

4 避難の誘導等

(1) 地域における避難誘導等

ア 避難誘導等の実施

町は、災害時に河川出水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

(ア) 避難誘導體制の確立

a 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

b 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難でき

第3章 災害応急対策

第2節 警戒避難期の応急対策

るようにすることに努める。

(イ) 避難経路

- a 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- b 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避ける。

(ウ) 避難順位

- a 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。
- b 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

(エ) 携帯品の制限

- a 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- b 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

(オ) 危険防止措置

- a 避難場所等の開設に当たって、町長は、避難場所等の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- b 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置したりするなど危険防止に努める。
- c 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間に当たっては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

イ 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断したりした場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

ウ その他避難誘導にあたっての留意事項

(ア) 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じた定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両、船舶等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

(イ) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

(2) 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたいがい、入院患者、来診者、

第3章 災害応急対策

第2節 警戒避難期の応急対策

施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制などにしたが、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者の状況に十分考慮した避難誘導を実施する。

(4) 学校・教育施設等における避難誘導

ア 在学時の町立学校の児童生徒の避難誘導

(ア) 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

(イ) 校長は、おおむね以下の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

- a 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
- b 避難場所の選定
- c 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
- d 児童生徒の携行品
- e 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(ウ) 危険な校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

(エ) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合校長は速やかに関係機関に通報する。

(オ) 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

- a 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
- b 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

(カ) 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

イ 鹿児島県立南大隅高等学校の学生の避難誘導

(ア) 通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

(イ) 校長は、おおむね以下の事項について計画し、避難誘導を安全かつ迅速に行うように努める。

- a 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
- b 避難場所の特定
- c 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
- d 学生の携行品
- e 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(ウ) 危険な校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

(エ) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

- (オ) 災害の種別、程度により学生を帰宅させる場合は、次の方法による。
- a 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - b 集落ごとに学生を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- (カ) 学生が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を学生に周知徹底させる。

5 広域避難

各機関の対応は、以下のとおりである。

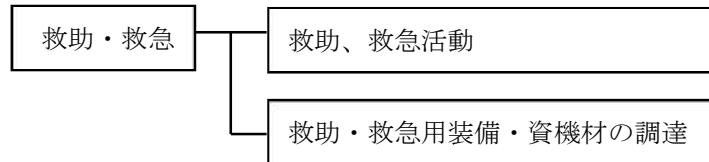
機関名	内容
町	<p>(1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p> <p>(2) 広域避難を要請した町長は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。</p> <p>(3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については町地域防災計画に定めておくとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1) 町から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>
国	<p>(1) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>

第7 救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。



1 救助・救援活動

(1) 町、関係機関等による救助・救急活動

ア 救助・救急活動

(ア) 活動の原則

救助、救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(イ) 出動の原則

救助、救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、以下の優先順位により出動する。

- a 延焼火災が多発し、多数の救助、救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- b 延焼火災は少ないが、多数の救助、救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- c 同時に小規模な救助、救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- d 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

イ 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、熊毛地区消防組合、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県ドクターヘリ、県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

《資料編 3-4 ヘリコプターの臨時発着場》

(イ) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

ウ 傷病者多数発生時の活動

(ア) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、熊毛地区消防組合、医療救護班等と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(イ) 搬送能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 町民及び自主防災組織による救助・救急活動

町民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

2 救助・救援用装備・資機材の調達

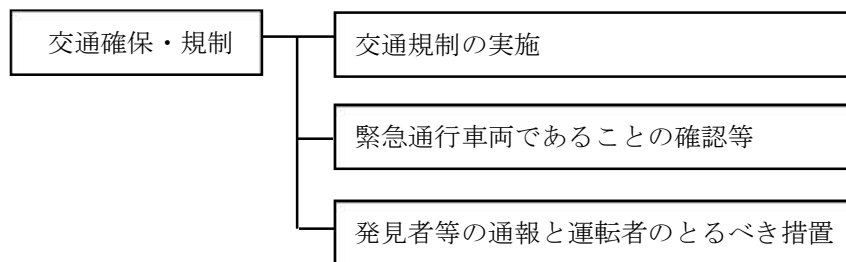
(1) 救助・救急用装備・資機材の調達

- ア 初期における救助、救急用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- イ 救助、救急用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- ウ 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- エ 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、町民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第8 交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



1 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施方法

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、地域振興局等は道路維持課へ通知するものとする

(3) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

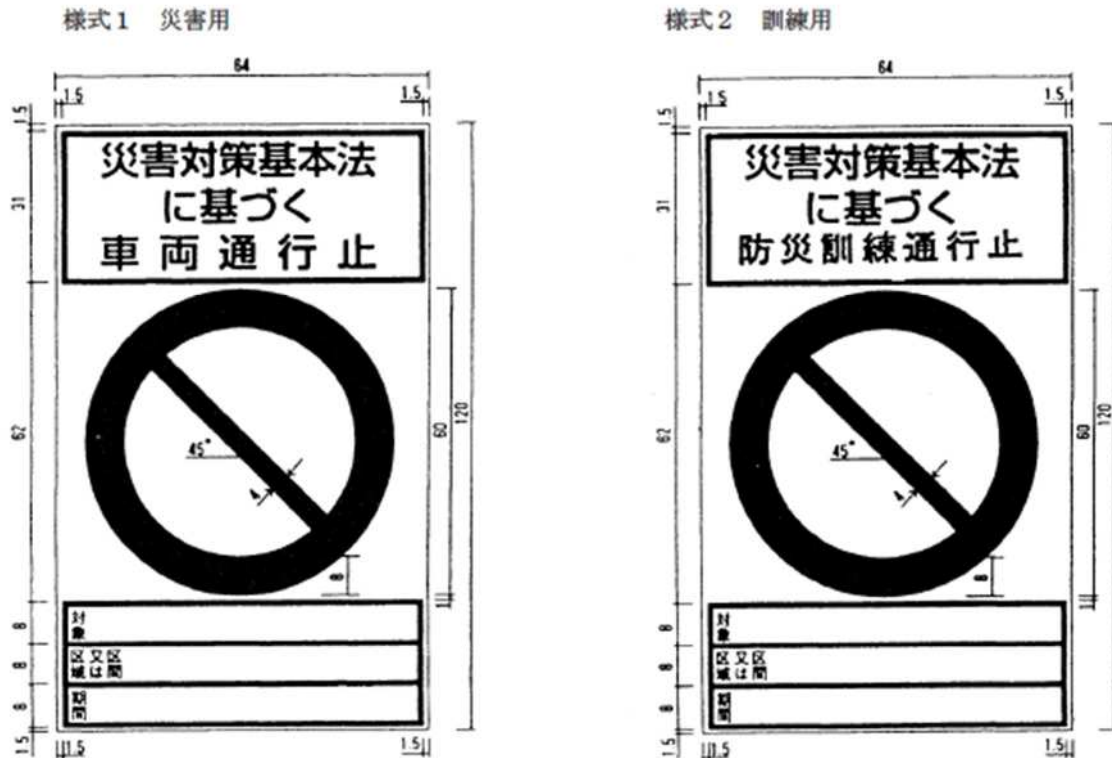
第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

(4) 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。(規制の標識は様式1)

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。(規制の標識は様式2)

規制の標識等



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び棒を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

2 緊急通行車両であることの確認等

(1) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両であることの確認の申出

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、以下の区分により県（危機管理課）、又は所轄警察署に、緊急通行車両であることの確認の申出をする。

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	<ul style="list-style-type: none"> ○県が保有する車両（警察関係車両を除く） ○災害応急対策を実施するため県が調達、借上等を行った車両 ○県との協定等に基づき災害応急対策等に従事する車両 	○県危機管理課
県公安委員会	上記以外の車両	○各警察署

イ 確認対象車両

確認対象車両は、町が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時町の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

ウ 緊急通行車両確認証明書の交付

申出を受けた県（危機管理課）又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

エ 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 緊急通行車両の事前届出

町は、発災時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

イ 緊急通行車両の確認

町は、災害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

ウ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の全面の見やすい箇所に掲示する。

3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

(1) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。町長はその経路を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報、通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報する。

(2) 災害発生時における運転者のとるべき措置

ア 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は以下の措置をとらなければならない。

(ア) 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

- a できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
- b 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- c 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(イ) 避難のために車両を使用しないこと。

イ 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、以下の措置をとらなければならない。

(ア) 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

(イ) 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

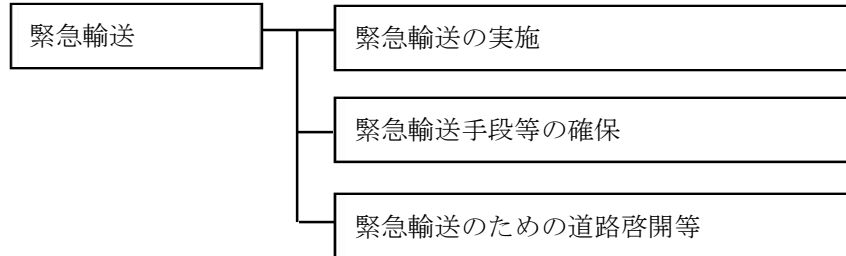
(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

第9 緊急輸送

災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



1 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	町長	ア 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	イ 被害の拡大防止 ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 緊急輸送の対象

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	ア 上記第1段階の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	ア 上記第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

2 緊急輸送手段等の確保

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は、以下の手段のうちもっとも適切なものによる。

- ア 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- イ 船舶による輸送
- ウ 航空機による輸送
- エ 人夫等による輸送

(2) 輸送の基本方針

災害輸送は、人命、身体のプロテクトに直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね以下のとおりである。

ア 人員、物資等の優先輸送

- (ア) 救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等
- (イ) 物資、資器材等

食料、飲料水、医薬品、衛星材料、災害復旧用資材等

イ 輸送力確保の順位

- (ア) 町有車両等の輸送力
- (イ) 町以外の公共機関の輸送力
- (ウ) 公共的機関の輸送力
- (エ) 民間輸送力

(3) 町有輸送力による輸送

ア 所管

物資人員輸送に供しうる町有車両については、総務対策部の所管とする。

イ 輸送要員

各対策部各班で行う。

なお、不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部から応援を求める。

ウ 輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が総務対策部に対し、以下の事項を明示してできるだけ速やかに行う。

- (ア) 輸送日時
- (イ) 輸送区間
- (ウ) 輸送の目的
- (エ) 輸送対象の員数、品名、数量
- (オ) その他必要な事項

エ 配車及び派遣

輸送の要請を受けた総務対策部長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、使用車両及び輸送要員を決定・派遣する。

なお、派遣に際し、総務対策部長は、要請者にその旨を通知する。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

(4) 町有以外の輸送力の確保

ア 輸送力確保要請先

(ア) 町有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく、町有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合、本部長は、運輸関連機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保する。

(イ) 町有以外の輸送力の所属

確保された町有以外の輸送力は、必要な時間、災害対策本部に属する。

イ 配車等

車両の配車、その他輸送作業に関する指示等は、町有車両等の場合に準じて総務対策部長が行う。

ウ 費用の基準

(ア) 輸送業者による輸送あるいは営業用車両の借り上げに伴う費用は、国土交通省に届出されている運賃・料金による。

なお、自家用車の借り上げに伴う費用については、実費を基に、実質的所有者と本部長との協議によって算定する。

(イ) 官公署その他公共的性質をもった団体が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

3 緊急輸送のための道路啓開等

(1) 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

《資料編 3-5 緊急輸送道路ネットワーク及び避難道路》

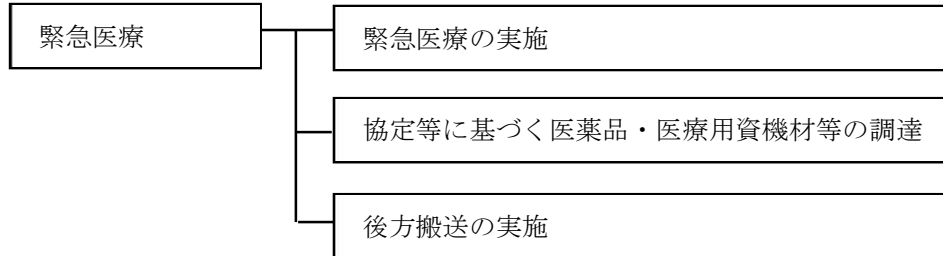
(2) 優先順位の決定

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、相互に調整を図りながら、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第10 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。



1 緊急医療の実施

(1) DMAT

ア DMATの活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の発生時に、災害現場等で、急性期（発災後、おおむね48時間以内）に災害現場での緊急治療、災害現場から医療機関への患者搬送時の診療、被災地内の災害拠点病院等での診療、広域医療搬送時の診療等を行う。

イ DMATの出動

(ア) 知事による出動要請

知事は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。

(イ) 出動要請の特例

DMATの派遣要請基準に該当する場合で、通信ケーブルの切断、通信の利用制限、通信機の故障その他の理由により県との連絡ができず、かつ、災害等の現場において時間経過に伴う救命措置の遅れが生命に重大な影響を及ぼすと判断される負傷者が既に確認されている場合は、(ア)の規定にかかわらず、以下のa、bに掲げるとおりとし、知事が承認したDMATの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。

a 消防機関（大隅肝属地区消防組合）の長又は町長による出動要請の特例

町長又は消防機関の長は、DMATの派遣要請基準に照らし、DMATの派遣が必要と判断するときは、DMAT指定病院にDMATの出動を要請する。この場合において、町長又は当該消防機関の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

b DMAT指定病院の長の判断による出動の特例

DMAT指定病院の長は、緊急やむを得ない事象が生じた場合、自らの判断により、所属するDMATを出動させることができる。この場合において、当該DMAT指定病院の長は速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。

ウ DMATの構成と所在地

(ア) DMATの構成

DMATは、医師1人、看護師2人及び業務調整員1人の4人を基本として構成する。

第3章 災害応急対策
第2節 警戒避難期の応急対策

(イ) DMATの所在地

DMATの所在地は、以下のとおりとする。

施設名	所在地	電話番号	チーム数
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元1-8-8	0994-42-5101	2
池田病院	鹿屋市下祓町1830番地	0994-43-3434	1
大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081-1	0994-40-1111	1

(2) 救護班

ア 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

イ 救護班の出動

(ア) 町長による救護要請

町地域防災計画に基づき、救護活動を開始する。

(イ) 知事による救護要請

災害が広域に及んだ場合は、知事は町長の派遣要請に基づき、必要に応じて県救護班の出動を要請する。

ウ 救護班の所在地

町における地域別救護班の所在地は以下のとおりとする。

地域振興・支庁	保健所	施設名	所在地	電話番号	班数
大隅地域振興局	鹿屋保健所	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	1
		鹿屋市医師会	鹿屋市西原 3-7-39	0994-43-4757	2
		肝属郡医師会	肝属郡錦江町神川 135-3	0994-22-3111	1
		肝属東部医師会	肝属郡肝付町新富 470-1	0994-65-0099	1
		鹿屋市歯科医師会	鹿屋市古前城町 6-2	0994-41-5607	3
		肝付歯科医師会	肝属郡錦江町馬場 299	0994-22-0118	3

2 協定などに基づく医薬品・医療用資機材等の調達

(1) 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

町は医療・助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

(2) 医薬品・医療用資機材等の調達

町は、医療・助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について町内の薬局、薬店等と協力し調達を図る。

3 後方搬送の実施

(1) 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心におおむね以下の国立病院機構・公立・公的医療機関等に収容し、該当機関のない地区については関係医師会等の協力を求め、状況により航空機等による移送を行う。

施設名	所在地	電話番号
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101
肝付町立病院	肝属郡肝付町北方 1953	0994-67-2721
垂水中央病院	垂水市錦江町 1-140	0994-32-5211

(2) 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の上記(1)の施設等への後方搬送について、町、県及び関係機関は以下の情報を収集し連携をとり迅速に実施する。

ア 収容施設の被災状況の有無、程度

イ 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 輸送車両の確保

輸送に必要な救急車として、大隅肝属地区消防組合に配備してある車両を使用し、船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

(4) 透析患者等への対応

ア 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120Lの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を確保する。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や、近隣市町村への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、町、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

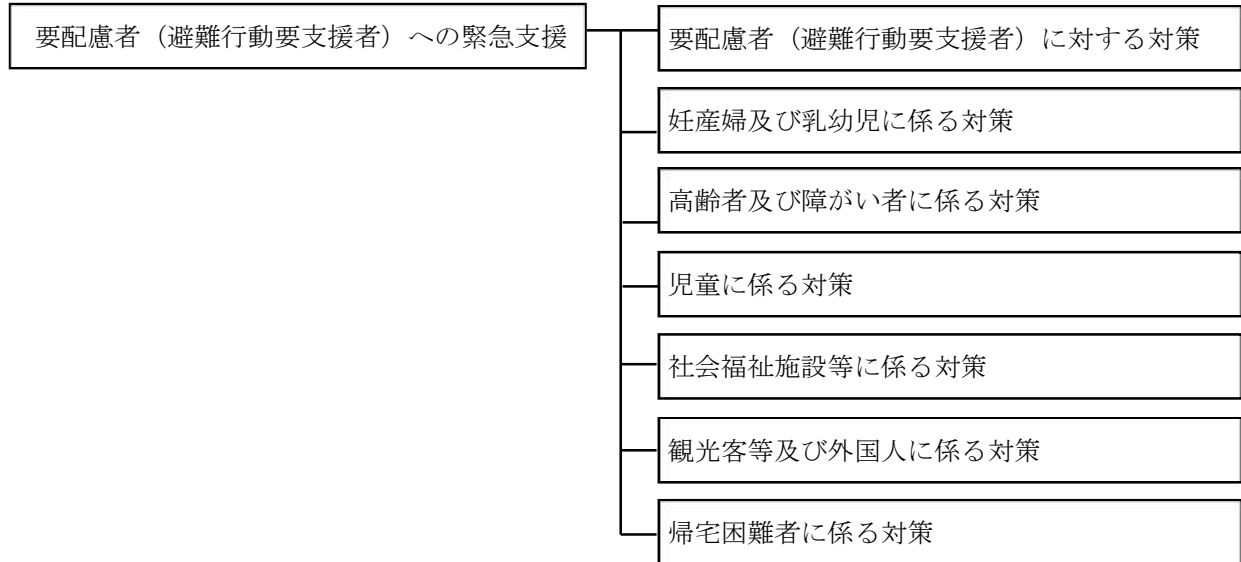
(5) トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第11 要配慮者（避難行動要支援者）への緊急支援

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者（避難行動要支援者）に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



1 要配慮者（避難行動要支援者）に対する対策

(1) 町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

ア 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。

(ア) 地域住民等と協力して避難場所や避難所へ移送すること。

(イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

(ウ) 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

イ 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

町は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

3 高齢者及び障がい者に係る対策

(1) 町が実施する対策

町は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

ア 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。

イ 掲示板、広報誌、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビの文字放送、データ放送や手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

ウ 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

エ 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

オ 高齢者及び障がい者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスケアを実施する。

4 児童に係る対策

(1) 町が実施する対策

ア 要保護児童の把握等

町は、以下の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(ア) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し通報がなされる措置を講ずる。

(イ) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

(ウ) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

イ 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

5 社会福祉施設に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

- ア 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- イ 町及び県は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

(2) 町、県への応援要請等

- ア 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、町、県保健福祉部に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- イ 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

(3) 町の支援活動

- ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- ウ ボランティアへの情報提供等を含めマンパワーを確保する。

6 観光客等及び外国人に係る対策

(1) 観光客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、町及び県（消防機関を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 外国人の安全確保

ア 外国人への情報提供

町及び県は、ライフライン等の復旧状況、避難場所、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報について、ホームページやSNS等を通じて、外国人への多言語による情報提供を行う。

イ 相談窓口の開設

町及び県は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から町に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

7 帰宅困難者に係る対策

(1) 一時滞在施設等の確保等

町・県は、互いに協力して一時滞在施設（（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

ア 一時滞在施設

(ア) 施設の確保

町は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

(イ) 施設の開設

町及び県は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

(ウ) 情報提供

町は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

町及び県は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。

町及び県は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報入手した場合は、互いに情報提供する。

イ 帰宅支援ステーション

(ア) 施設の確保

町は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

(イ) 施設の設置

町は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。

県は、町の依頼を受け、帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

(ウ) 情報提供

町及び県は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

(2) 公共交通機関に関する情報提供

町は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

(3) 避難所の案内

町及び県は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、町の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第3節 事態安定期の応急対策

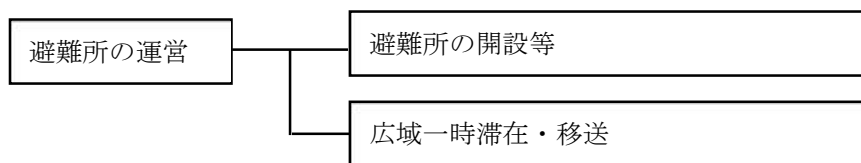
災害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

本節では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。



1 避難所の開設等

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所及び指定避難所については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用した誘導標識を設置し、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示する。

なお、災害の状況により避難場所を変更した時はその都度周知を図るものとする。

また、指定した避難所への避難に時間を要する地域においては、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するよう努める。

《資料編 3-1 指定緊急避難場所及び指定一般避難所》

(2) 避難所の開設

ア 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備に努める。

また、指定避難所での感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課、町民保健課、及び介護福祉課が連携し、検討のうえ必要な整備に努める。

ウ 指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するための非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備え、備蓄倉庫、情報通信機器、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備について考慮する。

エ 開設する指定避難所は災害対策本部が決定し、開設後、指定避難所の管理は介護福祉対策部が行い、職員を常駐させて収容者の保護にあたるものとする。

オ 避難所駐在員は、避難状況及び指定避難所内の状況を記録し、適宜報告するものとする。

第3章 災害応急対策

第3節 事態安定期の応急対策

カ 避難所が不足する場合は、一時的に被災者を受け入れるため、屋外に受け入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(3) 福祉避難所の開設

ア 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。

イ 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。

(4) 避難所の管理運営

ア 町の避難所の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

イ 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて防災関係機関、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。

ウ 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

エ 指定避難所において、救護施設、貯水槽・井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者の災害情報入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。

また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

オ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に配慮した避難場所の運営管理等の避難生活の環境整備の充実に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

第3章 災害応急対策

第3節 事態安定期の応急対策

- キ 指定避難所の運営等については、避難所運営に関するマニュアル及び感染症対策に関するマニュアルの作成及び訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努めるものとする。また、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。
- また、感染症対策について、平常時から総務課、町民保健課、及び介護福祉課が連携して、必要に応じホテルや旅館等の活用等を含め、避難所における避難者の過密抑制対策、及び被災地における感染症の発生・拡大が見られる場合に必要な措置について検討しておく。
- ク 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めておく。
- ケ 指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- コ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- サ 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

2 広域一時滞在・移送

町の対応は以下の通りである。

- ア 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の被災区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- イ 町長は、広域一時滞在を要請した場合、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- ウ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた町は運営に協力する。
- エ その他、必要事項については町地域防災計画に定めておくとともに、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- なお、町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。



1 食料の調達

(1) 米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

食料の調達は経済対策部を担当とする。

ア 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

町長は、知事に所要数量を報告し、知事の指定する米穀取扱事業者等から現金で米穀を買い取り、調達する。

イ 政府所有米穀を調達する場合

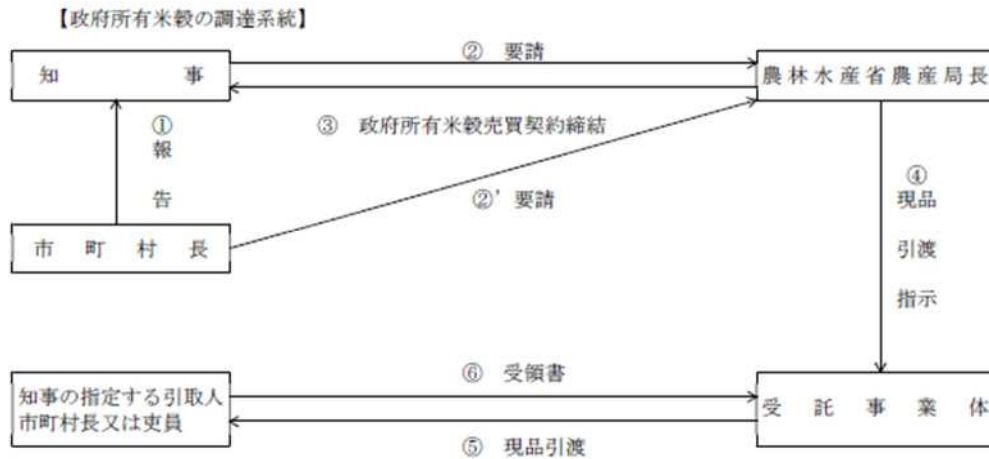
災害救助法が適用され、政府所有米穀の配給を受ける場合は、知事と九州農政局鹿児島農政事務所長との売買契約に基づき、政府倉庫の責任者から引渡しを受ける。

なお、町長は、通信、交通が途絶し、知事に食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」(別紙2)に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報(希望数量、希望時期、引渡場所及び引渡方法等)、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しを受ける。町長が直接、農林水産省農産局長に要請を行う場合は、必ず、町担当者は、県担当者に連絡するとともに、要請内容の写しを送付する。

また、災害救助用米穀供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により町又は県担当者が要請書に基づく情報を農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、上記、引渡し要請の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を九州農政局生産部業務管理課担当者に連絡することができる。

また、災害救助用の米穀の供給を迅速に行う必要があり、被災地等の状況その他の事情により契約を締結するいとまがないと認めるときは、契約の締結前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができる。この場合は当該米穀の引渡し後遅滞なく売買契約を締結する。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策



(2) その他の食品の調達

町長は、被災等の給食のため米以外の主食及び副食、調味料の調達先について、あらかじめ町内の販売業者及び製造業者より選定しておく。

県は、被害の状況から判断して必要と認めるときは、以下の食料品から供給する品目及び数量を決定して調達を行い、町に供給する。

品名	調達先等
粉ミルク 即席めん 飲料水 パン 弁当 おにぎり 缶詰 レトルト食品	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」等の流通備蓄協定締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

2 食料の供給

(1) 町及び県による食料の供給

町及び県による食料の供給は、下記のとおり実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

配給は介護福祉対策部を担当とする。

機関名	内 容
町	(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出しその他の方法による、給食又は食料の供給を行う。 (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

機関名	内 容
	<p>(3) 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。 なお、乳児に対する供給は、原則として調製粉乳とする。</p> <p>(4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。</p> <p>(5) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認められたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。</p> <p>(6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。</p>
県	<p>町の報告に基づき、食料の配分及び供給状況を把握するとともに、関係機関と連携を図り、町へ支援を行う。</p> <p>なお、県は、町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、町に対する食料を確保し輸送する。</p>

(2) 給食基準

1人当たりの配給量

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり精米 200グラム以内
	応急供給受給者 1人1日当たり精米 400グラム以内
	災害救助従事者 1食当たり精米 300グラム以内
乾パン	1食当たり 1包（100グラム入り）
食パン	1食当たり 185グラム以内
調整粉乳	乳児1日当たり 200グラム以内

3 食料の輸送

(1) 町及び県による輸送

ア 県が調達した食料の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認められたときは、町に供給する食料について町長に引取を指示することができる。

イ 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町長が行う。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

(3) 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

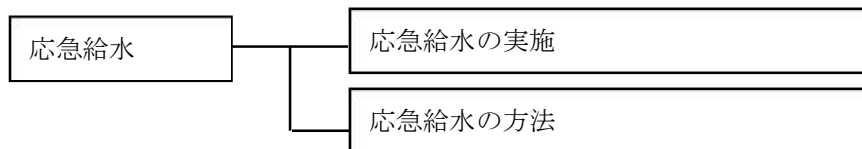
(4) 食料集積地の指定及び管理

- ア 災害が発生した場合において、知事が必要を認めるときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。
- イ 町は、あらかじめ定めた食料の町集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。
- ウ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期するものとする。

第3 応急給水

災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



1 応急給水の実施

- (1) 町は、以下の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。
 - ア 被災者や避難所の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
 - ウ 断水区域及び断水人口の状況
 - エ 原水、浄水等の水質状況
- (2) 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に最も適切な給水方法を採用して給水活動を実施する。
- (3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- (4) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- (5) NPO法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。
- (6) 被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は生命維持のため、1人1日3リットル以上とする。但し、被災状況や復旧状況により適宜増加する。
- (7) 激甚災害等のため、町だけで応急給水が実施困難の場合には、隣接市町や県及び関係機関へ応援を要請する。

2 応急給水の方法

給水方法	内容
給水車、給水タンク、給水袋、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として町が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

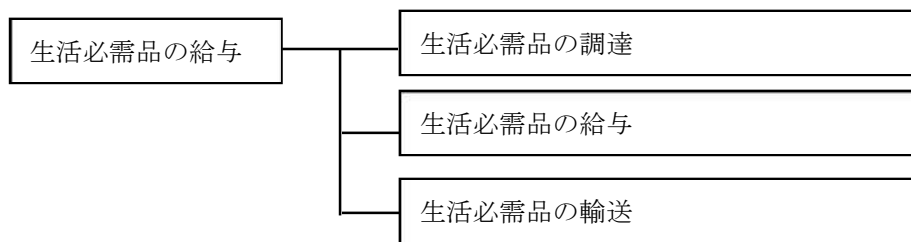
	(2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

第4 生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



1 生活必需品の調達

(1) 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は町が原則として、備蓄物資を調達する。

また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を配分する。

(2) 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町及び県は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及びその他のスーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等 [布地は給与しない。(以下同じ。)]
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、さら、はし等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

2 生活必需品の給与

(1) 町、県及び関係機関等による生活必需品の給与

町、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、以下のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

(2) 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第1節 第3「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

(3) 町長の要請による法外援護

町長の要請による法外援護は、以下のとおりである。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	14,800円	19,100円	28,100円	33,600円	42,600円	6,300円
半焼・半壊 床上浸水	4,800円	6,500円	9,800円	11,900円	15,000円	2,100円

3 生活必需品の輸送

(1) 町及び県による輸送

ア 県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要を認めたときは、町に供給する生活必需品について町長に引取を指示することができる。

イ 町が調達した生活必需品の町集積地までの輸送及び町内における生活必需品の移動は町長が行う。

(2) 自衛隊などへの輸送申請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

(3) 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 集積地の指定及び管理

ア 災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した生活必需品の集配中継地とする。

イ 町は、あらかじめ定めた生活必需品の町集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。

第5 医療

災害時の初期の医療活動については、第2章第2節 第9「医療体制の整備」に基づき救命活動を必要な期間実施する。

事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、県をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

1 被災者の健康状態の把握とメンタルケア

(1) 被災者の健康状態の把握

町及び県は、被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

ア 必要に応じて避難所への救護所等の設置やD P A T派遣等により心のケアを含めた対策を行う。

イ 高齢者、障がい者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

ウ 保健師等による巡回相談を行う。

(2) メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障がいを生じさせることから、D P A Tや日赤こころのケア指導者をはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

ア メンタルヘルスケア

(ア) 保健所を拠点に精神相談室を設けるとともに、被災者に対する相談体制を確立する。

(イ) 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。

(ウ) 被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。

イ 精神疾患患者対策

(ア) 被災した精神科病院の入院患者については、被災地域以外の精神科病院に転院させる。

(イ) 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。

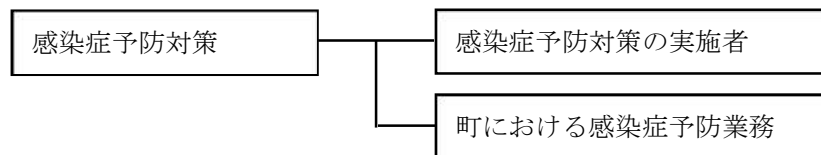
(ウ) 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。

(エ) 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

第6 感染症予防対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。



1 感染症予防対策の実施者

町長は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 町における感染症予防業務

(1) 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。

(3) 患者等に対する措置

被災地において、感染症の患者等が発生したときは感染症法に基づいた対応をとる。

(4) 生活用水の供給

知事の指示に基づき、生活用水の使用停止期間中継続して生活用水の供給を行う。

生活用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

(5) 避難所の感染症予防指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。

この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の万全を期するものとする。なお、感染症予防活動の重点項目は以下のとおりとする。

ア 疫学調査

イ 消毒の実施

ウ 集団給食の衛生管理

エ 飲料水の管理

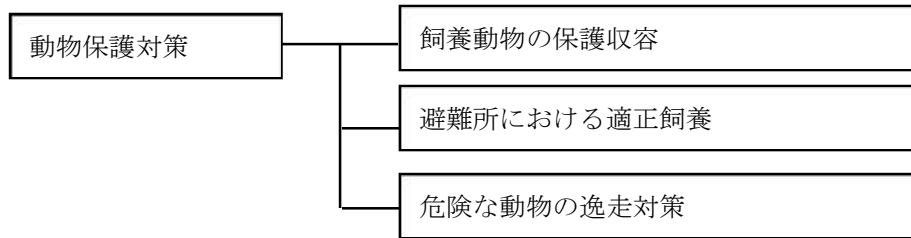
オ その他施設の衛生管理

(6) 患者等に対する措置

保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

第7 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

3 危険な動物の逸走対策

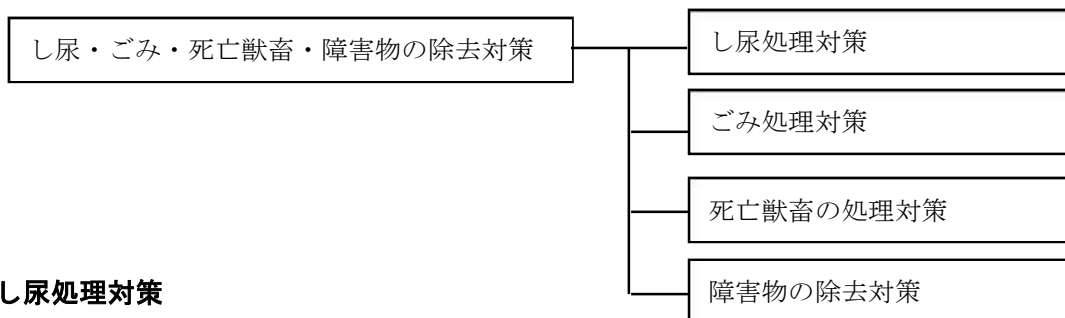
危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

第8 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



1 し尿処理対策

(1) し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。

し尿の処理方法については、以下のとおりとする。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

ア 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。

イ アの対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

(2) 避難所等のし尿処理

ア 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、下水道機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレを準備する。

イ 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。

便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

(3) 仮設トイレ等によるし尿処理

ア 仮設トイレなどの設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、以下の事項について配慮する。

(ア) 設置体制等

町は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

(イ) 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障がい者等に配慮する。

(ウ) 設置場所等の周知

町は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

イ し尿収集・処理計画

(ア) 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、町は県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画を踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

(イ) 収集作業

町は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

(4) し尿収集の応援体制の確立

ア 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、町のみでは、し尿処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

イ 実施計画

町は、県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画を踏まえ、町の能力のみでは実施

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

2 ごみ処理対策

(1) ごみの収集、運搬及び処分の方法

ア 町長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者、各種団体などの協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

イ ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみの処理は、ごみ処理施設で焼却やリサイクル等を行うことを原則とするが、町で処理できない場合には、仮置場にて保管し、近隣市町のごみ処理施設等で適正に処理する。

ウ 町長は、県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画を踏まえ、あらかじめ、ごみの収集運搬体制や仮置場の予定場所等を定めておくとともに、近隣市町と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

(2) ごみ収集の応援体制の確立

ア 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、町のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

イ 実施計画

町は、県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画を踏まえ、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた市町村からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

3 死亡獣畜の処理対策

(1) 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

ア 死亡獣畜を運搬するときは、死亡獣畜が露出しないようにし、かつ、汚液が露出しないようにすること。

イ 死亡獣畜は速やかに埋却すること。この場合において、地表面から埋却した死亡獣畜までの深さは1メートル以上とし、かつ、地表面30センチメートル以上の盛土をすること。

ウ 死亡獣畜を埋却する場所には、消毒その他の必要な措置を講ずること。

エ 埋却現場には、その旨を標示すること。

オ 埋却した死亡獣畜は、埋却後1年間は発掘しないこと。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

4 障害物の除去対策

(1) 障害物除去の実施者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、町長が行い、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれ管理者が行う。

(2) 障害物の集積場所の選定

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、鉱山の付近・がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して適当な集積場所をその都度選定する。

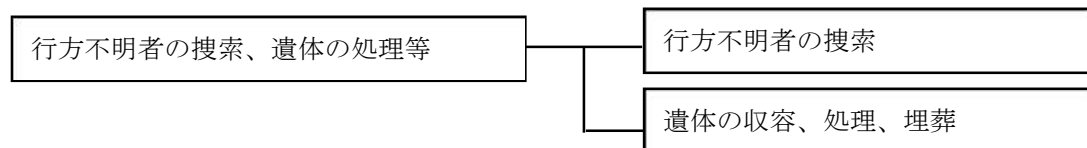
(3) 障害物の集積場所の選定

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

第9 行方不明者の捜索、遺体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。



1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明の捜索隊の編成

ア 県警察捜索隊の編成

警察は、捜索隊を編成し、行方不明者等の捜索を行う。

また、行方不明者調査隊を編成し、行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、関係機関と緊密連携をとり、情報の収集に努める。

イ 町捜索隊の編成

町においては、県警察とともに行方不明者の捜索を行うため、町捜索隊を編成する。町捜索隊の編成に際しては、消防機関及び住民防災組織の活用を図る。

ウ 第十管区海上保安本部（海上保安部署を含む）による捜索

災害時の行方不明者の捜索が海上に及ぶ場合には、所属巡視船艇等により捜索を行う。

(2) 捜索の実施方法等

ア 捜索の方法

行方不明者の捜索に当たっては、警察、海上保安部等の捜索隊と町捜索隊と任務分担を決める等できるだけ事前に打合せを行い捜索する。

(ア) 捜索範囲が広い場合

- a 捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
- b 捜索隊にそれぞれの責任区域を持たせる。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

c 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。

(イ) 搜索の範囲が比較的にせまい場合

a 災害前における当該地域・場所・建物などの正確な位置を確認する。

b 災害後における地形・建物など移動変更などの状況を検討する。

c 罹災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。

(ウ) 搜索場所が河川・湖沼等の場合

a 平素の水流、湖沼等の実情をよく調査する。

b 災害時には、どのような状況を呈していたかよく確認する。

c 合理的・経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

イ 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

ウ 装備資材

搜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、船艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

エ 必要帳票等の整備

町は、行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、以下の書類・帳票を整備する。

(ア) 救助実施記録日計表

(イ) 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿

(ウ) 被災者救出（遺体の搜索）状況記録簿

(エ) 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

(3) 行方不明者発見後の処理

町は、警察署長又は海上保安部署長に通報し、警察官又は海上保安官による死体調査及び検視を受け、その後、遺族等の引取人への引渡し又は遺体収容所に収容する。

搜索に関しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持する。

(4) 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第1節 第3「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

2 遺体の収容、処理、埋葬

(1) 遺体の収容、処理

ア 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

(ア) 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ、検視等に要する資機材を整備する。

(イ) 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、検視等の遺体処理を行う場所（以下「検視場所」という。）及び遺体収容所に搬送し、検視等を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

- (ウ) 町捜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等、身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所及び遺体収容所へ収容する。
- (エ) 検視等に立ち会う医師については、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ、鹿児島県医師会、鹿児島県歯科医師会等と協議し協力を得る。
- イ 遺体の収容
- (ア) 町長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。
- (イ) 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、以下の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。
- a 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
 - b 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
 - c 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
 - d 遺体の数に相応する施設である。
 - e 駐車場があり、長時間使用できる。
- (ウ) 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て町長に引き渡す。
- 町長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け、身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体については、遺体収容所に収容する。
- ウ 遺体の処理
- (ア) 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。
- (イ) 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- (ウ) 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として「第2章第2節第9 医療体制の整備」による救護班により行う。
- ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行う。
- (エ) 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は遺体を遺体収容所に一時保存する。
- (オ) 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき関係事業者への要請等必要な措置をとる。
- (カ) 町長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。
- なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

(2) 遺体の埋葬等

ア 遺体の埋葬

(ア) 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものについて、町が埋葬を行う。

(イ) 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

イ 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。

また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

ウ 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、以下の書類・帳簿等を整備、保存しておかななくてはならない。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 埋葬台帳

(ウ) 埋葬費支出関係証拠書類

(3) 災害救助法による基準

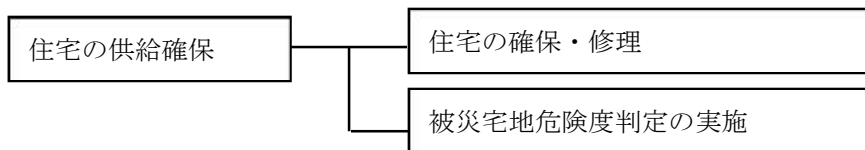
災害救助法による基準は、本章第1節 第3「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第10 住宅の供給確保

災害時には、住居の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一時損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



1 住宅の確保・修理

(1) 応急仮設住宅の供給

ア 実施者

(ア) 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

イ 応急仮設住宅の建設

(ア) 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸あたりの規模は、29.7m²を基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

(イ) 木造応急仮設住宅

a 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(一社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

b 木造応急仮設住宅

(a) 木造応急仮設住宅に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

(b) 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

(c) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

(ウ) 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、適当な空地に建設する。また、町は、速やかに用地確保ができるよう、応急仮設住宅の建設予定候補地を検討する。

ウ 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

エ 入居者の選定

(ア) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1か所限りとする。

a 住家が全焼、全壊又は流失した者

b 居住する住家がない者

c 自ら住家を確保できない者

(イ) 入居者の募集・選定

a 入居者の募集計画は、被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割り当てに際しては、原則として、町の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、市町村相互間で融通しあうものとする。

町は、住宅の割り当てを受けた場合、町の被災者に対し募集を行う。

b 入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

オ 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮する。

なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 実施者

(ア) 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

(イ) 町で処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 応急修理計画

(ア) 処理の実施

建築関連団体との協定を活用するなどし、応急修理業者を確保する。

(イ) 資材の調達等

a 木造住宅等の修理に必要な資材供給の要請を木材関係団体等に行い、資材の供給を受ける。

b 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

(3) 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第1節 第3「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、町は、国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。




町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

■他の建物調査との違い

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	町（県が支援）	町、県	町
調査員	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築士等)	被災宅地危険度判定士 (認定登録者)	主に行政職員 (罹災証明書交付は行政職員のみ)
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊、大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

■被災建築物応急危険度判定の判定内容

判定内容			
解説	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立入りが可能である。	建物の損傷が少なく、使用可能である。

■被災宅地危険度判定の判定内容

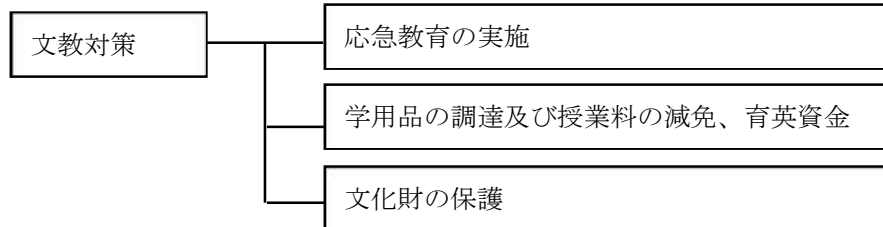
判定内容			
解説	変状等が特に顕著で危険である。避難立入り禁止措置が必要である。	変状が著しく、当該宅地に立入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。	変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。

第11 文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



1 応急教育の実施

(1) 文教教育の実施者

災害時における文教に関する実施責任は、おおむね以下のとおりとする。

- ア 町立小・中学校その他町立文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- イ 町立小・中学校児童、生徒に対する応急教育は、町教育委員会が行う。
- ウ 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校が行う。
- エ 高等学校における対応は、県教育委員会が行う。

(2) 教室等の確保

ア 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

イ 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共の施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

エ 応急仮校舎の建設

ア～ウまでにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

(3) 教職員の確保

ア 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

イ 学校外操作

学校内で操作できないときは、町教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

ウ 町の地域外操作

町で操作できないときは、県教育委員会において災害地に近隣市町からの操作を行うものとする。これも困難な場合は、教職員の緊急募集等の方法を検討する。

(4) 応急教育の留意点

ア 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。たとえば2部授業、分散授業の方法によるものとする。

イ 応急教育の実施に当たっては、以下の点に留意して行う。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

- (ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。
 - (イ) 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の健康等に留意する。
 - (ウ) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
 - (エ) 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。
- (5) 学校給食等の措置
- ア 給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。
 - イ 原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。
 - ウ 衛生管理上支障のないよう十分留意する。
- (6) 学校が避難所となった場合の措置
- 学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、以下のような措置をとる。
- ア 児童生徒等の安全確保
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。
 - イ 避難所の運営への協力
避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
 - ウ 避難が長期化する場合の措置
 - (ア) 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
 - (イ) 避難が長期化する場合、給食施設は罹災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

- (1) 教材、学用品等の調達、給与
- ア 教科書については、町教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
 - イ 文房具、通学用品等については、町教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達する。
 - ウ 災害救助法が適用された場合における罹災小・中・義務教育学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた町長が行う。
- (2) 授業料等の減免、育英資金
- 高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は、県立高等学校にあつては県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。
- (3) 災害救助法による基準
- 災害救助法による基準は、本章第1節 第3「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

3 文化財の保護

(1) 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

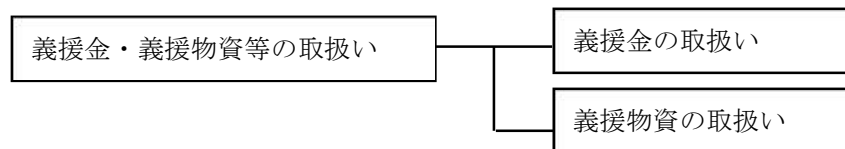
(3) 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12 義援金・義援物資等の取扱い

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



1 義援金の取扱い

(1) 義援金の管理

町は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

(2) 義援金の管理

町は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

(3) 義援金の配分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

2 義援物資の取扱い

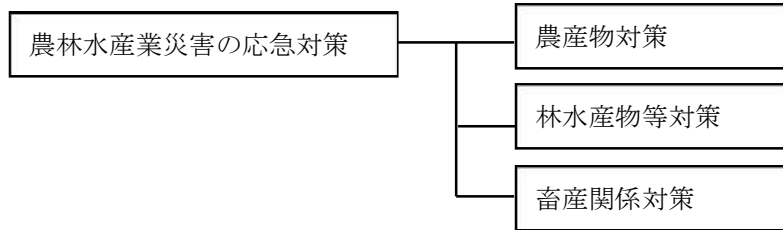
(1) 義援金の管理

町は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

第13 農林水産産業災害の応急対策

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



1 農産物対策

(1) 事前・事後措置の指導

町及び県は、災害による農産物の被害拡大を防止するために、作物毎に事前・事後措置について、農家に対して実施の指導にあたる。

(2) 気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対象作物	対象災害
(1) 水稲	風害、水害、干害、寒害
(2) 陸稲	風害、水害、干害
(3) 麦	水害、寒害
(4) 大豆	風害、水害、干害
(5) そば	風害、水害
(6) 甘しょ	風害、水害、干害、寒害、霜害、潮風害
(7) たばこ	風害、水害、干害、寒害、霜害
(8) さとうきび	風害、干害、潮風害
(9) 野菜	風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
(10) 果樹	風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
(11) 花き・花木	風害、水害、干害、寒害、潮風害、霜害
(12) 茶	干害、寒害、潮風害、霜害
(13) 飼料作物	風害、水害、干害、寒害

(3) 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、以下のとおりである。

ア 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と防除指導の徹底を期する。

イ 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、町内の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り早急に確保する。

第3章 災害応急対策
第3節 事態安定期の応急対策

ウ 防除機具の整備

町、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用するよう指導する。

エ 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については、大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議のうえ、ヘリコプター等による防除も実施する。

2 林水産物等対策

(1) 応急措置、事後措置の指導

町及び県は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して応急措置、事後措置の指導にあたるものとする。

(2) 対象作物等及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物等及び対象災害については、以下のとおりである。

ア 林産物

対象作物	対象災害
(1) 苗畑	干害、降灰害
(2) 造林木	干害、風害、潮害
(3) たけのこ専用林	風害、水害、干害
(4) しいたけ	干害、降灰害

イ 水産物

養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

3 畜産関係対策

町は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防や飼料の確保等の措置をとる。

第4節 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本節では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1 電力施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

1 広報活動

町は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、町民に対し以下のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (4) その他、電力事業者から広報依頼等があるもの。

2 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

町は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社が行う災害対策に協力する。

また、電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携の拡大に努めるものとする。

第2 ガス施設の応急対策

災害時には、橋梁に添架しているガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による町民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は一般社団法人鹿児島県LPガス協会等が行う災害対策に協力し、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から町民を保護する。

第3 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による町民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

(1) 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

(2) 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、他の水道事業者等から緊急に調達する。

(3) 応急措置

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう町民に周知する。

ウ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。

オ 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について町民への周知を徹底する。

(4) 広報活動

発災後は、町民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、以下の事項を積極的に広報活動する。

ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み

イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み

ウ 水質についての注意事項

第4 下水道施設の応急対策

災害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

(1) 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

(2) 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

(3) 応急措置

ア ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。

イ 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

ウ 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(4) 復旧措置

ア ポンプ場・処理場に

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。

また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

イ 管きょ施設

管きょ施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管きょの流下能力が低下することが予想されることから、管きょ施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

ウ 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

第5 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、町はN T T西日本株式会社等が行う災害対策に協力し、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第6 道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

1 道路・橋梁等の応急対策

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行い、可能な限り復旧予定時期の明示を行う。

また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

また、災害の程度によっては「大規模災害時における応急対策に関する協定書」等に基づき協力要請を行う。

《資料編 3-5 緊急輸送道路ネットワーク及び避難道路》

2 河川・砂防・港湾・漁港等の応急対策

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、がけ崩れ等により砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第4章 特殊災害

第1節 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生、貯木場の貯木の流出又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 海上災害対策

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
第2章部第2節 第2「通信・広報体制（機器等）の整備」参照

(2) 防災組織の整備

- ア 応急活動実施体制の整備
- イ 防災組織相互の連携体制の整備
- ウ 広域応援体制の整備

第2章第2節 第1「防災組織の整備」参照

(3) 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

(4) 医療活動体制の整備

第2章第2節 第9「医療体制の整備」参照

(5) 緊急輸送活動の整備

第2章第2節 第7「交通確保体制の整備」参照

(6) 防災訓練の実施

- ア 海上保安部、消防及び警察は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練を実施する。
- イ 海上保安部等国の機関、消防及び警察等をはじめとする町及び県、その他の防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。
- ウ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

2 貯木対策

台風、高潮、津波等により沿岸貯木場等からの流木等により災害の発生が予想される場合、貯木の流出防止と除去措置を講じる。

第4章 特殊災害
第1節 海上災害対策

3 海上流出油災害対策

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
第2章第2節 第2「通信・広報体制（機器等）の整備」参照

(2) 防災組織の整備

- ア 応急活動実施体制の整備
- イ 防災組織相互の連携体制の整備
- ウ 広域応援体制の整備
第2章第2節 第1「防災組織の整備」参照

第2 応急対策

1 海上災害対策

(1) 被害情報等の連絡

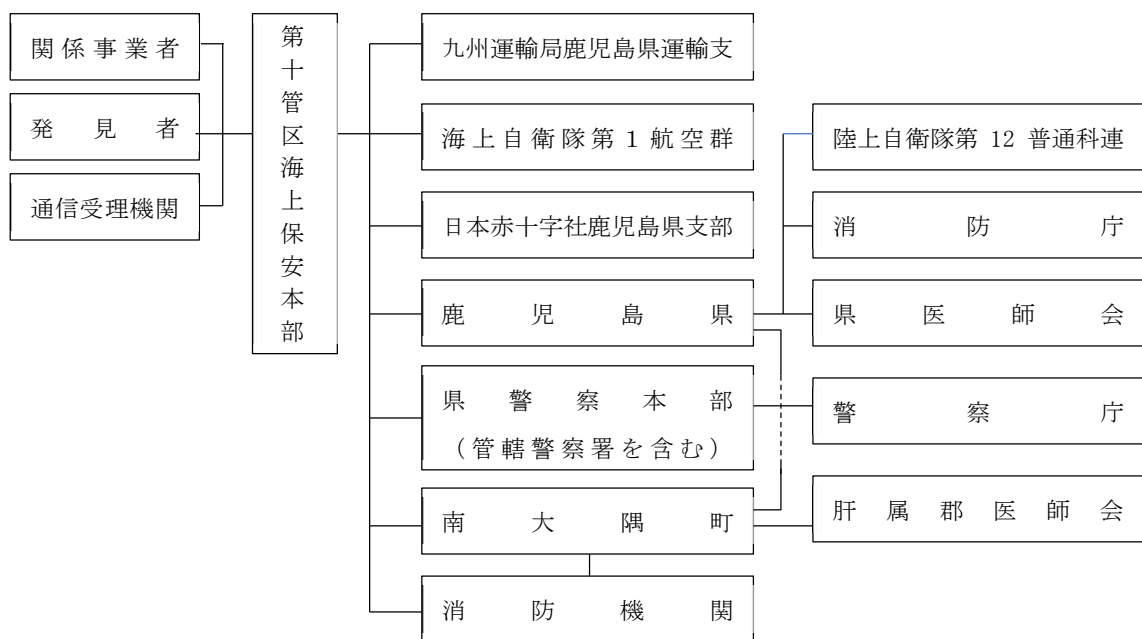
ア 関係事業者

海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、関係事業者等は、事故発生状況、被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部（管内事務所（保安署を含む）及び巡視艇を含む。以下同じ。）に連絡する。

イ 町

町は、町の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

■海上災害情報連絡系統図



(2) 町の活動体制

町、消防機関など防災関係機関は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

第4章 特殊災害
第1節 海上災害対策

(3) 実施事項

町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら以下の対策を実施する。

- ア 被害情報収集及び関係機関への連絡通報
- イ 他の市町村、消防機関への応援要請
- ウ 応急対策物資の斡旋、調達、輸送の協力
- エ 一時避難所の設置及び運営
- オ 遺体一時収容所の設置
- カ 無傷者、軽傷者の接遇
- キ 乗船者の家族、関係者への連絡、対応
- ク 報道機関への対応
- ケ 現地連絡調整所の設置及び運営
- コ その他の災害応急対策

(4) 現地連絡調整所

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、以下のとおり現地連絡調整所を設置する。

ア 目的

現地で活動する防災関係機関が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

イ 設置

海上保安部等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜索、救助、救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報、被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、県と協議の上、町が現地連絡調整所を設置する。

ウ 運営等

現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急対策等については、「海上災害に伴う相互連携マニュアル」(平成18年12月策定)による。

(5) 捜索・救助救急活動

船舶の事故が発生したとき、町は、第十管区海上保安本部、消防、警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

(6) 消火活動

- ア 町は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- イ 町以外で災害が発生した場合は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(7) 広域的な応援体制

第3章第1節 第4「広域応援体制」参照

第2節 道路事故対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町、国、県、の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災工事対策

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁の耐震補強

緊急輸送道路等としての機能を確保するため、大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる耐震補強を実施する。

(3) 道路冠水危険箇所の周知等

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、道路冠水危険箇所の周知を行うとともに、標識、情報板、排水ポンプ等の点検及び補修等を推進する。

(4) 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

《資料編 3-5 緊急輸送道路ネットワーク及び避難道路》

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

4 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第2章第2節 第2「通信・広報体制（機器等）の整備」参照

5 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

第2章第2節 第1「防災組織の整備」参照

6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 活動体制

- (1) 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

また、県内において大規模な道路事故等により、重大な災害が発生した場合は、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

- (2) 所管道路の防災工事対策

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

- (3) 被害情報等の報告

ア 道路管理者

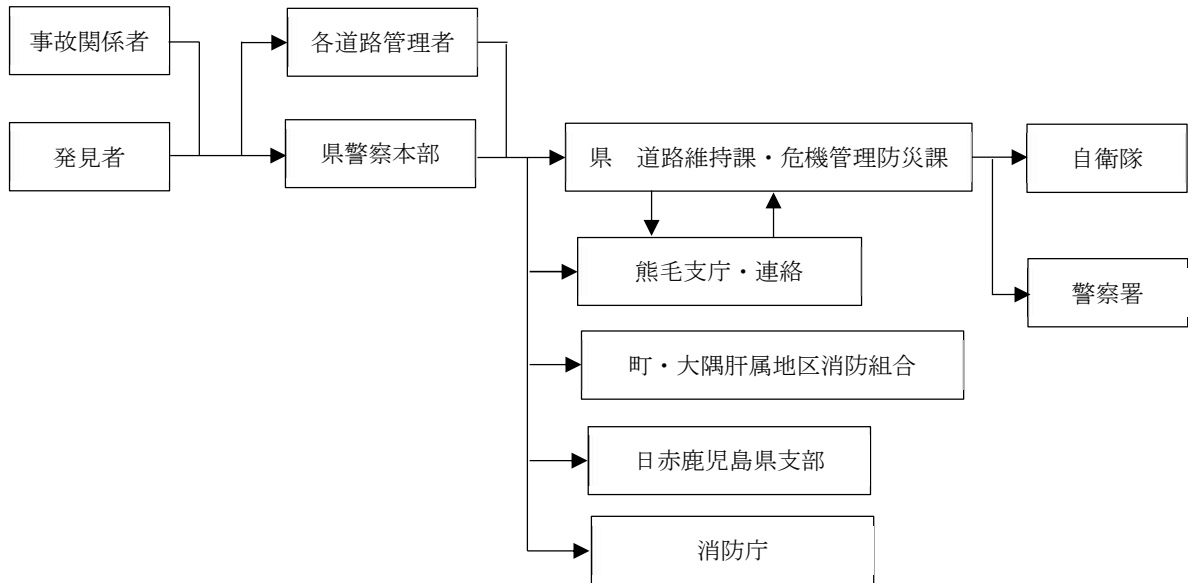
大規模な道路災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡するものとする。

イ 町

町は、町の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第4章 特殊災害
第2節 道路事故対策

■事故通報連絡図



2 発生時の初動体制

(1) 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関と人命の救助・救急活動を支援する。

(2) 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

(交通規制については、第3章第2節 第8「交通確保・規制」参照)

3 広域的な応援体制

第3章第1節 第4「広域応援体制」参照

4 避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

6 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

第3節 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 危険物等災害の防止

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

町及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

《資料編 3-8 危険物取扱施設一覧》

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、町長又は知事は、消防法に基づき、以下の予防措置を講ずる。

ア 立入検査等の実施

- (ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。
- (イ) 危険物の施設の定期的保安検査を実施する。
- (ウ) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する

ウ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

エ 事業所における保安教育等の実施

ウによる講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

オ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

2 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、以下のような電気保安対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。
- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。
- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

3 災害応急対策への備え

- (1) 災害情報の収集・連絡手段の整備等
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行なうための体制を整備する。
 - イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
第2章第2節 第2「通信・広報体制（機器等）の整備」参照
- (2) 防災組織の整備
 - ア 応急活動実施体制の整備
 - イ 防災組織相互の連携体制の整備
 - ウ 広域応援体制の整備
第2章第2節 第1「防災組織の整備」参照
- (3) 救助・救急、医療及び消火活動の整備
 - ア 救助・救急活動の整備
第2章第2節 第6「救助・救急体制の整備」参照
 - イ 医療活動の整備
第2章第2節 第9「医療体制の整備」参照
 - ウ 消火活動の整備
第2章第2節 第4「消防体制の整備」参照
- (4) 緊急輸送活動の整備
第2章第2節 第7「交通確保体制の整備」参照
- (5) 避難活動の整備
第2章第2節 第5「避難体制の整備」参照
- (6) 防災訓練の実施
 - ア 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
 - イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 応急対策

1 危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、以下により災害時における保安対策を実施する。

- (1) 石油の保安対策
 - 危険施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね以下の区分に応じて措置する。
 - ア 災害が発生するおそれのある場合の措置
 - (ア) 情報及び警報等を確実に把握する。
 - (イ) 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
 - (ウ) 施設内の警戒を厳重にする。
 - (エ) 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

イ 災害発生の場合の措置

- (ア) 消防機関及びその他の関係機関への通報
- (イ) 消防設備（アの（イ））を使用し災害の防除に努める。
- (ウ) 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- (エ) 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
- (オ) 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑さえるように努める。

(2) 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので以下のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- ア 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- イ 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- ウ 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

2 活動体制の確立

第3章第1節 第1「応急活動体制の確立」参照

3 広域的な応援体制の整備

第3章第1節 第4「広域応援体制」参照

4 被害情報の報告

(1) 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

(2) 町

町は、町の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

5 救助・救急、医療及び消火活動の整備

(1) 救助・救急活動の整備

第3章第2節 第7「救助・救急」参照

(2) 医療活動の整備

第3章第2節 第1「緊急医療」参照

(3) 消火活動の整備

第3章第2節 第5「消防活動」参照

6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第3章第2節 第9「緊急輸送」参照

7 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

第3章第2節 第6「避難の指示、誘導」参照

(2) 避難所

第3章第2節 第1「避難所の運営」参照

(3) 要配慮者への配慮

第3章第2節 第11「要配慮者への緊急支援」参照

8 被災者等への的確な情報伝達活動

第3章第2節 第3「広報」参照

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 広報活動の充実

町、国、県及び消防機関は、森林所有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林利用者等を対象に広報活動を実施することとし、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

2 予防体制の強化

(1) 町は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行うものとする。

また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講じる。

(2) 森林所有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

3 防災組織の育成

町等の防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

4 予防施設、防災資機材の整備

町は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努めるものとする。

5 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2章第2節第2 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

6 林野火災注意報及び林野火災警報の発表

(1) 林野火災注意報

林野火災注意報とは、林野火災多発期（毎年1月1日から5月31日）の期間中、気象条件やその他の発令指標を満たした場合に該当する市町村ごとに発令され、対象区域内で火の使用制限について、努力義務を課すものであり、その基準は以下のとおりとする。

前日までの3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下である。

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しない。

第4章 特殊災害

第4節 林野火災対策

(2) 林野火災警報

林野火災警報とは、林野火災多発期（毎年1月1日から5月31日）の期間中、気象条件やその他の発令指標を満たした場合に該当する市町村ごとに発令され、対象区域内で火の使用制限について、義務を課すものであり、その基準は以下のとおりとする。

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報と乾燥注意報が発表された場合。
※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しない。

7 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

「第2章第2節第1 防災組織の整備」参照

8 緊急輸送活動の整備

「第2章第2節第7 交通確保体制の整備」参照

9 避難活動の整備

「第2章第2節第5 避難体制の整備」参照

10 避難活動の整備

- (1) 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 応急対策

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。

関係機関は、連携を密にして、組織的に対処し、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

1 活動体制

- (1) 現場指揮本部等の設置

町は、火災通報を受けたとき、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよに当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町等への応援出動要請の準備を行う。

- (2) 通信連絡体制

町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町、関係機関等に通報する。町、県及び森林管理署等は相互に情報交換等を行う。

- (3) 災害情報の収集・連絡体制の整備

「第3章第2節第2 災害情報・被害情報の収集・伝達」参照

2 関係機関の業務分担

町は、大隅肝属地区消防組合等、関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら以下の対策を実施する。

- ア 火災対策の総括的な業務
- イ 関係機関への情報伝達
- ウ 関係機関への協力要請
- エ 火災関係情報の広報
- オ 避難所の設置及び運営
- カ 広域応援

3 広域的な応援体制の整備

「第3章第1節第4 広域応援体制」参照

4 広域的な応援体制の整備

(1) 救助・救急活動の整備

「第3章第2節第7 救助・救急」参照

(2) 医療活動の整備

「第3章第2節第10 緊急医療」参照

(3) 消火活動の整備

「第3章第2節第5 消防活動」参照

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

「第3章第2節第9 緊急輸送」参照

6 広域的な応援体制の整備

(1) 避難誘導の実施

「第3章第2節第6 避難の勧告・指示、誘導」参照

(2) 避難所

「第3章第3節第1 避難所の運営」参照

(3) 要配慮者への配慮

「第3章第2節第11 要配慮者への緊急支援」参照

7 広域的な応援体制の整備

「第3章第2節第3 広報」参照

8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 町、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

(2) 町、国及び県は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 災害の想定

1 桜島の特徴

(1) 桜島の概要

桜島は始良カルデラの南縁に形成された成層火山である。桜島の火山体は、北岳（標高1,117m）と南岳（標高1,040m）の二つの主成層火山が重なって一つの桜島火山を形成している。これら主成層火山の山腹には歴史時代の活動によって形成された火口（大正噴火や昭和噴火の火口等）、火砕丘（鍋山、蝦ノ塚等）、溶岩ドーム（フリハタ山、湯之平、権現山、春田山、引ノ平等）がある。山腹から山麓にかけては、昭和溶岩、大正溶岩、安永溶岩、文明溶岩等の歴史時代の溶岩流が広がっているほか、噴出年代の明らかになっていない溶岩流が広い範囲に分布している。

(2) 噴火の規模と頻度

有史以来の桜島の三大噴火（文明（1471～1476）・安永（1779～1782）・大正（1914））と言われる噴火活動及び昭和噴火と昭和30年以降の継続的な噴火の噴火様式、現象別噴出物量、被害状況は、様々な記録が残されている。このうち、安永・大正の噴火時には流出した溶岩の容積が各々17億、13億4千万と推定される。また、噴出した降下火砕物の容積も大正の噴火時には約6億と推定され、ほぼ同様の大きな噴火規模であったとみられる。文明噴火についても、調査の結果、溶岩の容積は安永・大正の三分の一程度であるが、降下火砕物量はむしろ多いことがわかり、三大噴火はほぼ同規模の「大きな噴火」であったといえる。一方、昭和噴火の規模は1桁小さく、桜島の噴火規模としては中程度のものといえる。大きな噴火の活動間隔（頻度）は、文明・安永・大正の各噴火の間隔が約300年及び135年であったことから、約100～300年の時間スケールと考えられる。

2 予想される火山災害

(1) 降灰、土石流

噴火後、厚い軽石・火山灰に覆われた大隅半島では、河川の上流では土石流や泥流による土砂災害が頻繁に発生し、また、中・下流では異常な土砂流出による河床上昇と氾濫による河川災害が頻繁に発生する。河川の上流域での土石流発生の原因は、その材料となる軽石や火山灰が山腹に分厚く堆積したことと、軽石の上に降下した細かい粒子の火山灰が地表面の浸透能力を低下させ、流出を飛躍的に増加させることによる。

また、土石流は軽石・火山灰が谷底に集積して自然の堰堤（河川を横断して出来た堤防のこと）を作り、それが決壊することによっても発生する。さらに、上流から流出した土砂は河川の中・下流の河床を上昇させ、河川の氾濫を招く。

《資料編 2-10 山腹からの大噴火時（シナリオケースA相当）の降灰厚分布》

(2) 海底火山の噴火による津波

岩屑なだれの海への流入や海底噴火によって発生する。津波は鹿児島湾全域に及ぶ。

第4章 特殊災害

第5節 火山災害対策

安永噴火時には陸上噴火後、約半年間にわたり海底噴火が発生し、複数回の津波発生が記録されている。

また、安永及び大正噴火時、海底地形変化の影響で潮位の上昇が記録されている。台風の接近時の気圧低下による海面上昇と大潮の満潮と重なると、本町においても錦江湾に面した地域で、一時的な海水による冠水の危険性がある。

《資料編 2-12 桜島周辺海域水深 30cm 付近において噴火が発生した場合の津波高》

第2 予防対策

1 避難計画

(1) 大規模噴火のうち噴火警報の対象とならない現象への対応

ア 火山灰

桜島では、山腹における大規模噴火（プリニー式噴火）に伴い、軽石を含む大量の降灰が風下に降下することが想定されており、過去の大規模噴火でも島内外で1mを超える厚さに堆積している。

居住地域において大量軽石火山灰の降下が発生した場合、ライフラインの途絶や家屋の倒壊、道路や公共交通の不通、土砂災害や河川氾濫のリスク増加等の影響から、住民の生命に危険が生じる可能性がある。

(ア) 影響想定範囲及び避難対象エリア

火山灰の影響想定範囲は、資料編2-9の降灰堆積厚1cm想定範囲内とする。なお、降灰の影響想定範囲には、火山灰のみならず、小さな噴石（火山レキ）及び密度の低い軽石等が風の影響を受け降下する場合もある。

避難対象エリアは、避難実施市町村が気象庁から発表される降灰予報をもとに設定し、噴火後に実施される降灰量の観測結果、インフラへの影響の発生状況等を勘案し、必要に応じて修正する。

《資料編 2-9 山腹からの大噴火時（シナリオケースA相当）の降灰厚分布》

イ 降灰後土石流

土石流とは、斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象であり、降灰と無関係に降雨等に伴い発生する危険性がある。しかし、降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

なお、降灰後だけでなく、降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意する。

(ア) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰後土石流の影響想定範囲は、資料編2-11の降灰堆積厚10cmの想定範囲内とする。

避難対象エリアは、避難実施市町村がこの影響想定範囲内にある土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域等の範囲を基に設定する。噴火後、国土交通省が降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報（土砂災害の被害が想定される区域に関する情報）が通知された場合は、その区域とする。

《資料編 2-11 島外土石流影響範囲》

ウ 海底噴火による津波

桜島の過去の大規模噴火のうち安永8年（1779）に始まった安永噴火では、噴火の翌年（安永9年（1780年））から天明2年（1782年）にかけて、桜島北東沖でマグマ水蒸気爆発の発生に伴い鹿児島湾奥部に影響する津波が繰り返し発生したとされており、今後発生する可能性がある大規模噴火においても、マグマの貫入・上昇が桜島の周辺海域において進行した場合に同様の現象が発生する可能性がある。

しかし、現時点では海底噴火に至る可能性の判断や噴火の発生地点、噴火規模を想定することは難しく、海底から噴火が発生した場合の津波に伴う影響範囲の想定については、今後も検討していく必要がある。

このような中、平成24・25年度に、県において実施した県地震等災害被害予測調査（平成26年2月）では、過去の噴火の経緯から、噴火地点を仮定した場合における津波の予測を行っており、火山防災対策を検討するための桜島の噴火シナリオでは、同調査を引用していることから、本計画においても同調査を基に記載する。

(ア) 影響想定範囲と避難対象エリア

海底噴火の津波の影響想定範囲は、資料編2-12のとおりとする。

本町への影響は、鹿児島湾沿岸で1m～2mの津波が想定される。

《資料編 2-12 桜島周辺海域水深 30cm 付近において噴火が発生した場合の津波高》

第3 応急対策

1 広域避難

(1) 避難所の開設・運営

町は、協定を締結し、避難の受入れを行う場合、以下の要領で避難所等の開設・運営等を行う。

ア 受入避難所の開設

(ア) 町の対応

a 広域避難の準備

町は、避難実施市町村と調整し、受入避難所を決定する。決定後、受入避難所の開設準備を行う。

避難所等の開設・運営について、町は、避難実施市町村と協議する。

b 広域避難の開始後

町は、避難実施市町村の避難情報発令と同時に、決定した受入避難所を開設する。

その後、受入避難所ごとの広域避難者を把握し、県へ報告する。

イ 避難所の運営

(ア) 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員等が行う。避難初期において運営体制が整わない場合、町が支援する。

(イ) 受入避難所に係る費用負担

受入避難所に係る費用は、避難実施市町村が負担するものとし、具体的な支払は、町と避難実施市町村が協議し決定する。

なお、災害救助法が適用された場合の費用負担等の考え方については別途整理する。

第6節 原子力災害対策

第1 予防対策

1 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町が処理すべき事務又は業務の大綱は、鹿児島県地域防災計画によるほか、以下のとおりとする。

- (1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること。
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 災害状況等の把握及び通報連絡に関すること。
- (5) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
- (6) 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
- (7) 薩摩川内市及び関係周辺市町の住民等の避難受入に係る協力に関すること。
- (8) 避難所等の提供・開設・運営協力に関すること。
- (9) 避難誘導への協力に関すること。
- (10) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施及び解除に関すること。
- (11) 被ばく医療措置への協力に関すること。
- (12) 環境汚染への対処に関すること。
- (13) 損害賠償の請求に必要な資料の作成に関すること。
- (14) 風評被害等の影響の軽減に関すること。
- (15) 災害時における所管道路の通行確保に関すること。

第2 応急対策

1 広域的な応援協力体制の整備

町は、協定を締結し、避難の受入れを行う場合、県は、薩摩川内市、関係周辺市町、と協力して、複合災害時の対応により、職員及び資機材が不足する場合に備え、広域的な応援協力体制の整備を図る。

2 避難収容活動体制の整備

町は、広域的な避難に備え、避難の受入体制について、県から協力要請があった場合、調整を図るなど、体制を整備する。

第5章 災害復旧・復興

第1節 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、町民の生活の安定と福祉の公共を図る上で不可欠であるため、本節では、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の推進

(1) 災害復旧事業等の計画策定

町が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努める。

(2) 災害復旧事業等の実施要領

ア 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

イ 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

ウ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画をたてる。

また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

エ 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧ができるよう提案する。

オ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。

カ 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により各課所管の町単防災事業で実施する。

キ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

ク 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

ケ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

(3) 事業計画の種別

「(1) 災害復旧事業等の計画策定」を念頭に置き、次に掲げる事業計画について、県等と連携し、被害発生都度、検討作成する。

第2 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

2 特別財政援助額の交付手続き等

町長は、激甚災害の指定を受けたとき、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第2節 被災者の災害復旧・復興支援

被災した町民は、被災した町民がその痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復できるように生活相談、弔慰金等の支給等必要な措置を定める。

第1 被災者の生活確保

町及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

1 生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

各機関の行う生活相談は、以下のとおりとする。

機関名	相談の内容等
南大隅町	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	(1) 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 (2) 町をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に警察安全相談窓口を設置し、警察関係の相談にあたる。
大隅肝属地区 消防組合	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。 (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 (4) 火災による罹災証明等各種手続きの迅速な実施

2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

(1) 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

町は、災害器物の処理処分方法を確立する。

また、町内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ、県内の他市町村及び県外での仮置場、最

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

終処分地の確保について環境省と連携して町を支援する。

(2) リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、町災害廃棄物処理計画や県災害廃棄物処理計画も踏まえ、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図ることとし、県ではリサイクルの技術面の指導、業者あっせん等を、環境省と連携し、技術面の助言を行う。

(3) 環境汚染の未然防止、町民・作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県では、そのための技術面の指導・監視等を、厚生労働省と連携して行う。

(4) 計画的な産業廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、町は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、そのための処理実行計画を町が定めた災害廃棄物処理計画や県が定める災害廃棄物処理実行計画も踏まえ、定める。

県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより、円滑な災害廃棄物処理を促進する。

(5) 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

町又は県は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(6) 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

町及び県は、町災害廃棄物処理計画や県災害廃棄物処理計画も踏まえ、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

(1) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続き

ア 町は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合、国土交通大臣に対し、所要の申請を行う。

イ 町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。

(ア) 町の面積

(イ) 罹災土地の面積

(ウ) 町の建物戸数

(エ) 減失戸数

(オ) 災害の状況

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

- (カ) その他(罹災土地中、借地の比率及び滅失建物中、借地の比率等もできれば記載する。)
- (2) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用基準
適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく、借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する

区分	支給の内容等
実施主体	県(被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館を指定)に支給事務を委託)
対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)の区域に係る自然災害 (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)の区域に係る自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満)

5 被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を県が町を通じて支給する。

対象市町村	(1) 被災者生活再建支援法が適用された市町村 (2) 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	(1) 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、(1)の支給対象者は除く (3) (1)、(2)に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 (4) (1)、(2)のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記(1)、(2)については1世帯(1事業者)当たり20万円 上記(4)については1世帯(1事業者)当たり50万円

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

6 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	町が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	ア 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 （当該市町村のみが対象となる。） イ 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） ウ 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） エ 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合 ……………500万円 その他の場合 ……………250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障がいがある者に対して、災害障害見舞金を支給する。また、住家に被害を受けた世帯の世帯主についても災害障害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	町が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	ア 一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害 （当該市町村のみが対象となる。） イ 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ウ 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） エ 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により次に掲げる程度の障がい（災害弔慰金の支給等に関する法律 別表：第8条関係）を受けた者に対して支給する。 ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼および言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能、又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

	カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神、又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が、前各号と同程度以上と認められるもの
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、 生計を主として維持していた場合 ……………250 万円 その他の場合 ……………125 万円

(3) 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

(4) 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	ア 災害救助法による救助が行われた災害 イ 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害（ア災害に該当するものを除く。） ウ ア、イに掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 エ その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害による全滅、流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

7 税の減免措置

(1) 税の徴収猶予等

ア 町長又は知事は、地方税法第15条の規定に基づき、町税又は県税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、町税又は県税の徴収猶予を行う。

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

イ 知事は、鹿児島県税条例第14条の規定に基づき、県税の納税者又は特別徴収義務者が災害等により法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請等を行うことができないとき、又は納税することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、地域及び期日を指定し、又は納税者若しくは特別徴収義務者の申請により期日を指定して県税に関する申告、申請等又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

ウ 地方税法第20条の5の2の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町長は、災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

(2) 税の減免

ア 県税の減免

種別	減免の内容等
事業税	<p>ア 災害により自己の所有に係る事業用資産について受けた損害金額が、その資産の価額の1/2以上である個人の事業税の納税者のうち、前年中の事業の所得が1,000万円以下のものについては、納期限の到来しない税額について、次の割合で減免する。</p> <p>(ア) 課税標準所得金額が500万円以下のもの 全部 (イ) 課税標準所得金額が750万円以下のもの 1/2 (ウ) 課税標準所得金額が750万円を超えるもの 1/4</p> <p>イ アに該当しないもので、災害により自己又は同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅又は家財について甚大な損害を受けた個人の事業税の納税者のうち、前年中の合計所得金額が500万円以下のものについては、納期限の到来しない税額の1/2以内の額を軽減する。</p>
自動車税 種別割	<p>災害により自己の所有する自動車につき損害を受けた自動車税種別割の納税者に対し、修繕車又は使用不能となった自動車及びそれに代えて新たに取得した自動車について、損害の程度に応じて税額の1/2以内の額を軽減する。</p>
不動産取得税	<p>ア 不動産の取得の日から当該取得に係る不動産取得税の納付期限までに災害により当該不動産が滅失又は損壊した場合、当該不動産の取得に対する不動産取得税を被害の割合に応じ減免する。</p> <p>イ 災害により滅失又は損壊した不動産の代替不動産を被災の日から3年以内に取得した場合、当該代替不動産の取得に対する不動産取得税について旧不動産の台帳価格に見合う税額分を減免する。</p>
産業廃棄物税	<p>産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等により産業廃棄物税を納税することができないと認められる場合は、災害の発生した日以降、納期限の到来する税額を知事が必要と認める額を限度として減免する。</p>

イ 町税の減免

災害による被災者に対し、南大隅町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例及び南大隅町国民健康保険税の減免に関する条例に基づき、税の減免措置を行う。

8 職業のあっせん等

(1) 職業のあっせん対象被災者

公共職業安定所が、職業あっせんの対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

(2) 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした者に対し職業相談を行う。ただし、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については、町長は、被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は、町長の求職取次ぎに基づき、事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

(3) 求人開拓及び紹介

公共職業安定所は、職業相談の結果、適合する求人がない又は不足する場合は、適性、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

9 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(6) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い

イ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

(7) 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力する。

(8) 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行う。

(9) 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通する。

10 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

11 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被害調査や罹災証明書手続きのための体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査するとともに、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する等、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加する等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

罹災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」（府政防第737号。令和2年3月30日）及び「罹災証明書統一様式の改訂について」（府政防第1747号。令和2年12月4日）に示されたものとし、資料編5-1のとおりとする。

《資料編 5-1 罹災証明書》

(1) 被害認定基準

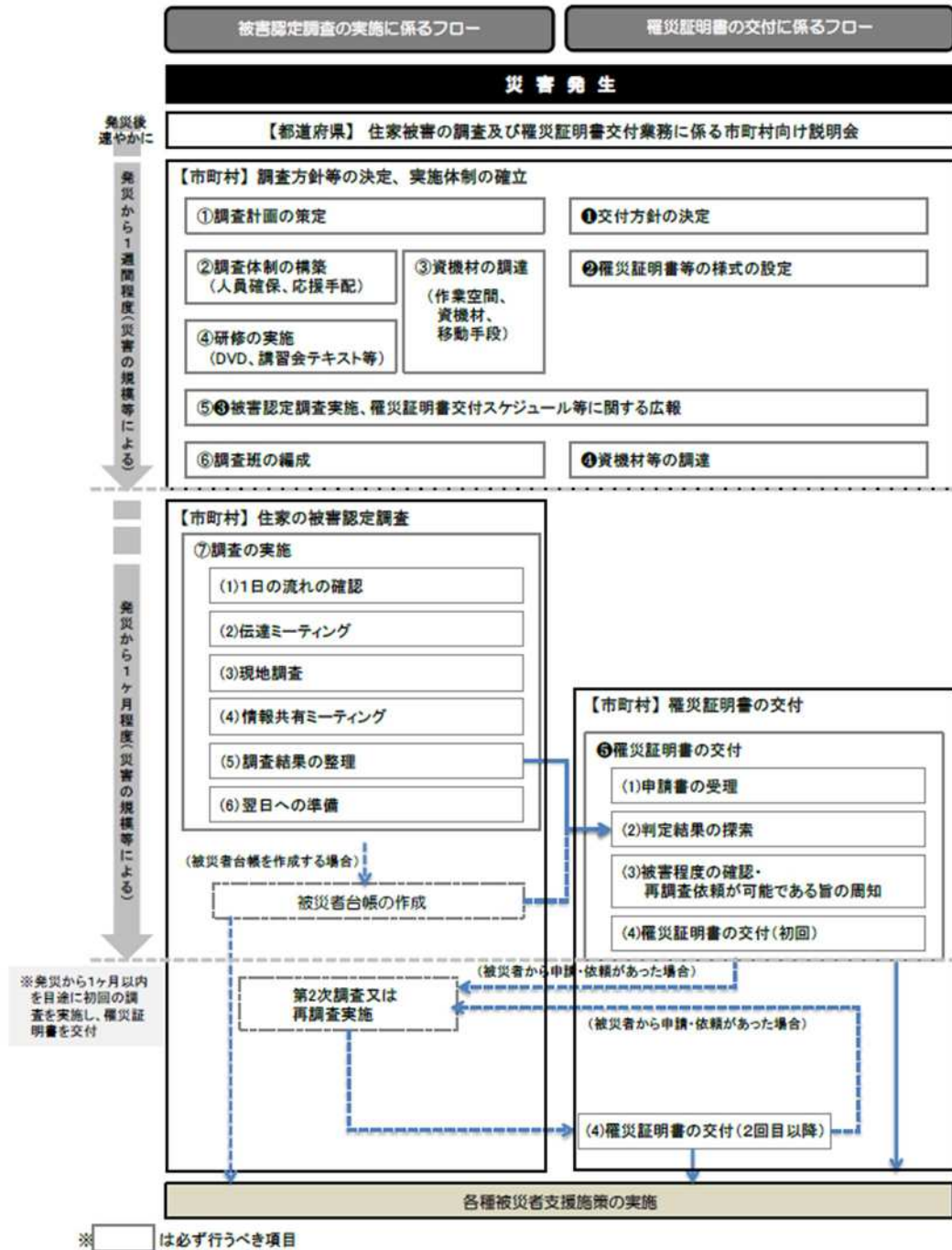
災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年7月 内閣府（防災担当））を基とした以下の区分とする。

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

イ 被害認定調査のための事前準備

- (ア) 調査計画の策定
 - (イ) 調査体制の構築及び調査班の編成
 - (ウ) 調査用資機材の調達
 - (エ) 職員研修の実施
- 等

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年7月 内閣府（防災担当））及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（令和7年5月 内閣府（防災担当））を参考とする。被害認定調査の流れを以下（図）に示す。



12 被災者台帳の作成

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第90条の4に基づき、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の救護の総合的かつ効率的な実施を図る。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に被災者に関する情報の提供を求める。被災者台帳の作成及び実務等については、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（内閣府。平成29年3月）による。

第2 被災者への融資措置

1 民生関係の融資

（1）生活福祉資金（・福祉費（災害援護経費））

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区分	融資の内容等
貸与対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 （1）資金の貸付けと併せて必要な救助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 （2）独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続き及び方法	借入申込人は、その居住地区を端とする民生員を通じ町社会福祉協議会へ提出する。町社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸与を決定のうえ、町社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸与金を借入申込人に送金する。
貸与額	150万円以内
償還期間	据置期間（6か月以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

（2）災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

区分	貸与の内容等
実施主体	町が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県名において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸与金原資の負担割合	国2/3、県1/3

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

貸与申込 受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
貸与対象世帯	<p>ア 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計が、220万円以下の世帯</p> <p>イ 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計が、430万円以下の世帯</p> <p>ウ 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計が、620万円以下の世帯</p> <p>エ 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計が、730万円以下の世帯</p> <p>オ 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯</p> <p>カ 住家が滅失又は流失した場合は、その所得の合計が1,270万円以下の世帯</p>

【別表貸与対象等】

貸付区分		貸付限度額 (円)	利率	償還 期限	措置 期間	償還 方法	担保
1 世帯主が負傷した場合(療養に約1ヶ月以上かかること)	ア 家財・住居ともに損害がない場合	1,500,000	3.0%	10年以内	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦	連帯保証人
	イ 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	ウ 住居が半壊した場合(特別な事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	エ 住居が全壊した場合	3,500,000					
2 世帯主が負傷しなかった場合(療養期間が約1ヶ月かからない場合も含む)	ア 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000	据置期間中は無利子	据置期間を含む	原則として元利均等償還		
	イ 住居が半壊した場合(特別な事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く)(特別な事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	エ 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

2 住宅資金の融資

(1) 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人（親族等）に無償で貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	融資の内容
対象となる災害	以下のいずれのかの災害 ア 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 イ 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸与を受けられることのできる住宅	ア 建設の基準 （ア）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 （イ）面積要件なし。 （ウ）併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 （エ）建築基準法その他の関係法令に適合すること。 （オ）居住室、台所及びトイレを備えていること。 （カ）木造である場合1戸建又は連続建であること。 イ 補修の基準 （ア）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 （イ）家具の床面積、構造の種類は制限がない。 （ウ）併用住宅は、住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 （エ）建築基準法の規定に適合すること （オ）居住室、台所及びトイレを備えていること。 （カ）1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸与対象者	ア 機構から資金の貸与を受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができないものであること。 イ 災害による罹災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し、又は他人に無償で貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。 ウ 償還能力を有するものであること。
貸与の条件	ア 建設・購入の場合 （ア）貸付限度額 住宅建設資金 土地取得あり3,700万円（工事費の100%融資） 土地取得なし2,700万円（工事費の100%融資）

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

	<p>住宅購入資金 3,700万円（購入費の100%融資）</p> <p>（イ）貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>（ウ）償還期間 35年以内（3年以内の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は80歳</p> <p>（エ）償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払</p> <p>（申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可）</p> <p>イ 補修の場合</p> <p>（ア）貸付限度額</p> <p>住宅補修資金 1,200万円（工事費の100%融資）</p> <p>（イ）貸付利率 機構の貸付利率による。</p> <p>（ウ）償還期間 20年以内（1年間の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は80歳</p> <p>（エ）償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い</p> <p>（申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6ヶ月払い併用可）</p>
借入手続	融資希望者は、罹災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から罹災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務委託金融機関へ提出する。

3 農林漁業関係の融資

（1）天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対し、次のような資金の融資を行う。

ア 被害農林漁業者に対する経営資金

区分	融資の内容等
資金用途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付の対象者	<p>（ア）被害農業者 農業を主な業務とする者であつて、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>（イ）被害林業者 林業を主な業務とする者であつて、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設</p>

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

区分	融資の内容等
	<p>若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>(ウ) 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>(エ) 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50(開拓者にあつては100分の30)以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50(開拓者にあつては100分の40)以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>(オ) 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭(薪炭原木を含む。)、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>(カ) 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者</p>
貸付利率	<p>(ア) 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業(開拓者を含む。)若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者 ……………年3%以内</p> <p>(イ) 天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である旨の町長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者 ……………年5.5%以内</p> <p>(ウ) その他 ……………年6.5%以内</p>
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間(激甚法適用の場合7年)

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

区分	融資の内容等					
貸付の限度	貸付対象者		天災融資法		激甚災害法	
			貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額）	
			A%	B万円個人 （（）は法人）	A%	B万円個人 （（）は法人）
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)
		一般農業者	45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)
	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)
		一般開拓者	45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)
	林業者		45	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)
	漁業者	漁具購入資金	80	5, 000	80	5, 000
		漁船建造・取得資金	80	500 (2, 500)	80	600 (2, 500)
		水産動植物養殖資金	50	500 (2, 500)	60	600 (2, 500)
		一般漁業者	50	200 (2, 000)	60	250 (2, 000)

イ 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年 6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内 （激甚法適用の場合は5,000万円以内、ただし、連合会については、7,500万円以内）

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

(2) 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

(令和6年8月20日現在)

資金名	資金使途・内容	貸付 利率 (%)	償還期限（年以内）		貸付限度額 （万円）	融資率 （%）	
			償還期間	うち 据置期間			
農林漁業セーフ ティネット資金	農林漁業経営の再 建・維持安定費	0.70	5	3	一般 600 (特認:年間経営 費等の12分の6)	—	
		0.95	10				
		1.40	15				
農業基盤整備資 金	農地、牧野の保全 又はその利用上必 要な施設の復旧費	0.70	5	10	(下限 50)	100	
		0.95	10				
		1.25	15				
		1.40	25				
農林漁業施設資金	主務大臣 指定施設	0.70	5	3	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 20 t 未満	80	
		0.95	10				
		1.25	15				
		1.40	(果樹の改植 又は補植) 25				(果樹の改植 又は補植) 10
	共同利用 施設	共同利用施設の復 旧費	0.70	5	3		80
			0.95	10			
			1.25	15			
整備資金 漁業基盤	漁港	漁港施設	1.40	20	3	(下限 10)	80
	漁場整備	漁場整備施設	1.40	20	3	(下限 10)	80
整備資金 林業基盤	林道	林道及びこれらの 付帯施設の復旧	0.70 ～1.40	20 (特認 25)	3 (特認 7)	(下限 10)	80
	樹苗養成 施設	樹苗その他の施設 の災害復旧費	0.70 ～1.25	15	5	(下限 10)	80

4 商工業関係の融資及び利子補助

(1) 鹿児島県融資制度緊急災害対策資金

ア 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

イ 融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

(ア) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。）

(イ) 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者
（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

(ウ) 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者
（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

(エ) 知事が特に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金2,000万円

設備資金3,000万円

融資期間：運転設備資金7年以内（据置2年以内）

設備資金10年以内（据置3年以内）

融資利率：1年以内年1.6%

1年超3年以内年1.8%

3年超5年以内年1.9%

5年超7年以内年2.1%

7年超10年以内年2.2%

信用保証：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年0% 融資対象者④ 年0%～年1.40%

※割引料率

担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合－0.1%割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱金融機関

取扱金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの町長等の証明書等

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

(2) 政府系金融機関の融資

(令和6年7月1日現在)

事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	指定された災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額	当金庫所定の限度内
融資期間	運転10年以内 設備15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転10年以内 設備20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	各融資制度に定められた利率	プライムレート
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

(3) 鹿児島県信用保証協会の保証

区分	保証の概要
保証対象	県内に事業所(個人の場合は住居又は事業所)を有し、事業を営んでいる中小企業者。 但し、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円、組合 4億8,000万円 (激甚災害保証の場合は、別枠)
保証期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内 (激甚災害保証の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内)
保証人及び担保	保証人は原則不要(法人の場合は代表者)・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45%~1.90%(激甚災害保証の場合年0.87%)

第5章 災害復旧・復興
第2節 被災者の災害復旧・復興支援

(4) 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

ア 目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫の資金又は町・県の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う町に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

イ 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（おおむね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金：（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

ウ 補助の概要

利子補助率：融資額200万円以下年1.80%

融資額200万円超600万円以下年1.35%

融資額600万円超1,500万円以下年0.90%

※補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金1,500万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・災害により被害を受けたことの町長、消防署長等の証明書又は証明書の写し
- ・事業報告書
- ・町長が必要と認める書類

2 資金のあっせん

災害復旧資金借入れの希望があった場合は、それぞれの資金の担当課は資金の融資条件、方法を十分説明し、資金のあっせん指導にあたる。

3 資金融資事務の協力

金融機関その他から資金融資にあたり調査その他の事務を委託又は依頼された場合は、各担当課は積極的に協力しなければならない。